

DC 日本株式インデックス・オープンS
追加型投信／国内／株式／インデックス型
【確定拠出年金専用ファンド】

投資信託説明書
(請求目論見書)

2024年3月1日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

※本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

DC日本株式インデックス・オープンSの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年2月29日に関東財務局長に提出しており、2024年3月1日にその届出の効力が生じております。

発行者名	:	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
代表者の役職・氏名	:	代表取締役社長 菱田 賀夫
本店の所在の場所	:	東京都港区芝公園一丁目1番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	:	該当事項はありません。

目次

第一部 【証券情報】	1
(1) 【ファンドの名称】	1
(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】	1
(3) 【発行（売出）価額の総額】	1
(4) 【発行（売出）価格】	1
(5) 【申込手数料】	1
(6) 【申込単位】	1
(7) 【申込期間】	1
(8) 【申込取扱場所】	1
(9) 【払込期日】	2
(10) 【払込取扱場所】	2
(11) 【振替機関に関する事項】	2
(12) 【その他】	2
第二部 【ファンド情報】	3
第1 【ファンドの状況】	3
1 【ファンドの性格】	3
2 【投資方針】	13
3 【投資リスク】	19
4 【手数料等及び税金】	22
5 【運用状況】	24
第2 【管理及び運営】	31
1 【申込（販売）手続等】	31
2 【換金（解約）手続等】	32
3 【資産管理等の概要】	33
4 【受益者の権利等】	37
第3 【ファンドの経理状況】	38
1 【財務諸表】	41
2 【ファンドの現況】	118
第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】	119
第三部 【委託会社等の情報】	120
第1 【委託会社等の概況】	120
1 【委託会社等の概況】	120
2 【事業の内容及び営業の概況】	121
3 【委託会社等の経理状況】	122
4 【利害関係人との取引制限】	156
5 【その他】	156
約款	

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

DC 日本株式インデックス・オープンS

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

- ①追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。
- ②三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」又は「委託者」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ③当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額（※）とします。

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額につきましては、販売会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

1円以上1円単位とします。

(7) 【申込期間】

2024年3月1日から2024年8月29日までとします。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

下記の照会先にお問い合わせください。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ : <https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル : 0120-668001

(受付時間は営業日の午前 9 時から午後 5 時までとします。)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、お申込みに係る金額を販売会社に支払うものとします。継続申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、委託会社の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」又は「受託者」ということがあります。）の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払取扱場所】

取得申込みを受け付けた販売会社とします。販売会社の詳細につきましては、上記「(8) 申取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

<振替受益権について>

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法及び上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

<受益権の取得申込みの方法>

販売会社所定の方法でお申込みください。

取得申込みの取扱いは、営業日の午後 3 時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

<申込みコース>

当ファンドは「分配金再投資コース」（自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）専用ファンドです。

<受益権の取得申込みの受付の中止等>

収益分配金の再投資をする場合を除き、取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<ファンドの目的>

当ファンドは、わが国の株式に投資し、TOPIX（東証株価指数）（配当込み）に連動する投資成果を目指します。

<信託金限度額>

上限 3,000 億円

ただし、委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

<基本的性格>

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
追加型	海外	債券	MRF	特殊型
	内外	不動産投信 その他資産 () 資産複合	ETF	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリーフ ァンド	あり ()	日経225	ブル・ベア型
一般		日本				
大型株	年2回				TOPIX	条件付運用型
中小型株	年4回	北米	ファンド・オ ブ・ファンズ	なし		
債券						
一般	年6回	欧州				
公債	(隔月)					
社債		アジア				
その他債券	年12回					
クレジット属 性	(毎月)	オセアニア				
()	日々	中南米				
不動産投信	その他 ()	アフリカ				
その他資産 (投資信託証券 (株式一 般))		中近東 (中東)				
資産複合 ()		エマージン グ				
資産配分 固定型						
資産配分 変更型						

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記商品分類表及び属性区分表に係る用語の定義は下記の通りです。

なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧いただけます。

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ

以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

(1) 株式

- ①一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- ①一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各國の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるも又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経 225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用い

ることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

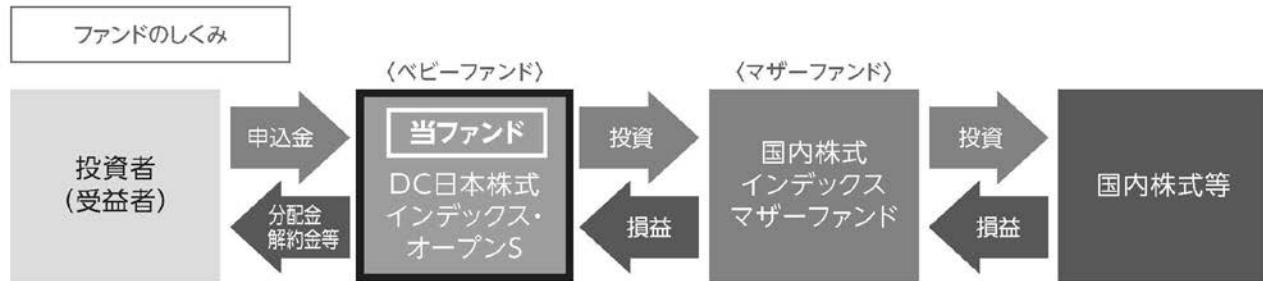
(3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

(4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

◆ESG 分類：当ファンドは ESG 投信ではありません。

<ファンドの特色>

- わが国の株式を主要投資対象とし、ファミリーファンド方式で運用を行います。



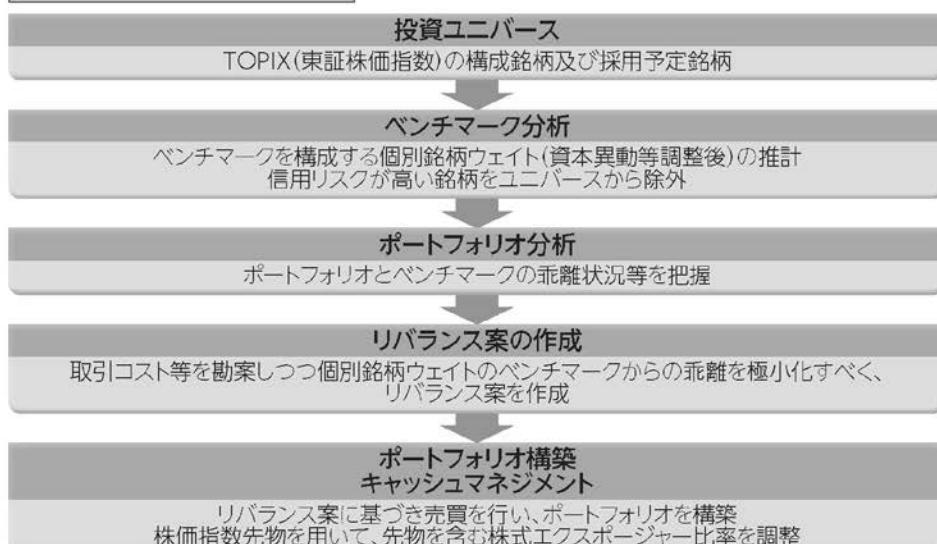
? ファミリーファンド方式とは

投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。

マザーファンドの概要

マザーファンド	主な投資対象・投資地域	運用の基本方針
国内株式インデックス マザーファンド	わが国の取引所に上場している株式	この投資信託は、わが国の株式を中心に投資を行い、TOPIX(東証株価指数)(配当込み)と連動する投資成果を目標として運用を行います。

マザーファンドの投資プロセス



※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

2. TOPIX(東証株価指数) (配当込み)に連動する投資成果を目指します。

② TOPIX(東証株価指数)とは

株式会社JPX総研が算出、公表する指標で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。「配当込み」指標は、配当収益を考慮して算出した指標です。

TOPIX(東証株価指数) (配当込み) (以下、「配当込みTOPIX」という。)の指標値及び配当込みTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など配当込みTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及び配当込みTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、配当込みTOPIXの指標値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

- ①TOPIX（東証株価指数）（配当込み）（以下、「配当込みTOPIX」という。）の指標値及び配当込みTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など配当込みTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及び配当込みTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有する。
- ②JPXは、配当込みTOPIXの指標値の算出若しくは公表の方法の変更、配当込みTOPIXの指標値の算出若しくは公表の停止又は配当込みTOPIXに係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
- ③JPXは、配当込みTOPIXの指標値及び配当込みTOPIXに係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の配当込みTOPIXの指標値について、何ら保証、言及をするものではない。
- ④JPXは、配当込みTOPIXの指標値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、JPXは、配当込みTOPIXの指標値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
- ⑤本件商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではない。
- ⑥JPXは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。
- ⑦JPXは、当社又は本件商品の購入者のニーズを配当込みTOPIXの指標値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。
- ⑧以上の項目に限らず、JPXは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

分配方針

- 原則として、毎年5月29日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益の分配を行います。
- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益等の全額とします。
- 分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。

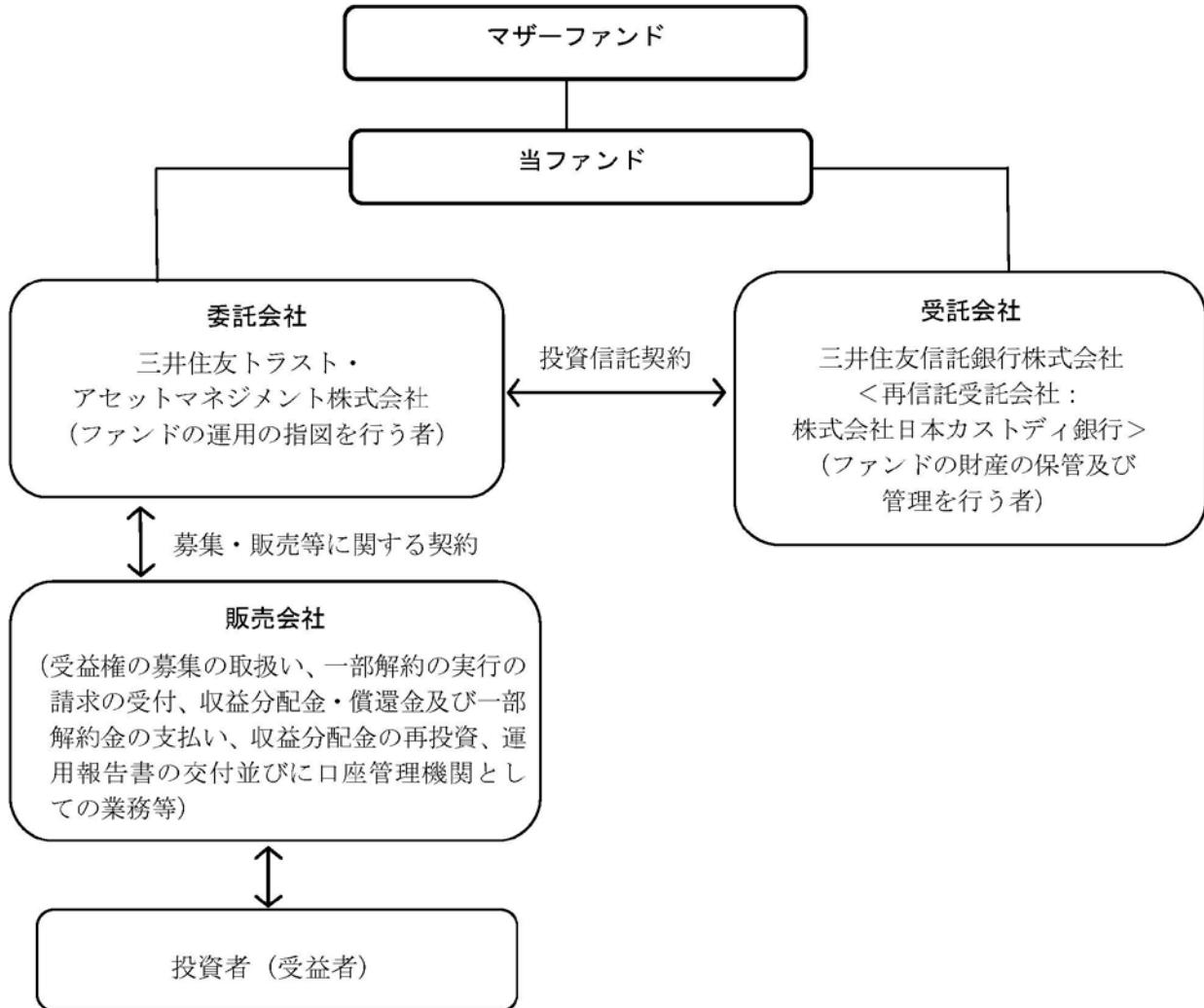
資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2007年8月31日	当ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始
2012年4月1日	当ファンドの名称を「すみしん DC 日本株式インデックス・オープンS」から「DC日本株式インデックス・オープンS」に変更
	当ファンドの主要投資対象である「住信 国内株式インデックス マザーファンド」の名称を「国内株式インデックス マザーファンド」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

①当ファンドの仕組み及び関係法人



②委託会社の概況（2023年12月29日現在）

イ. 資本金の額：20億円

ロ. 委託会社の沿革

1986年11月1日：	住信キャピタルマネジメント株式会社設立
1987年2月20日：	投資顧問業の登録
1987年9月9日：	投資一任契約に係る業務の認可
1990年10月1日：	住信投資顧問株式会社に商号変更
1999年2月15日：	住信アセットマネジメント株式会社に商号変更
1999年3月25日：	証券投資信託委託業の認可
2007年9月30日：	金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録（登録番号：関東財務局長（金商）第347号）
2012年4月1日：	中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に商号変更
2018年10月1日：	三井住友信託銀行株式会社の運用事業に係る権利義務を承継

ハ. 大株主の状況

株主名	住所	持株数	持株比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	3,000株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）にもとづく確定拠出年金制度のための専用ファンドとして、国内株式インデックス マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」ということがあります。）への投資を通じて、TOPIX（東証株価指数）（配当込み）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

②投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

③投資態度

- 1) 主として、マザーファンド受益証券に投資し、TOPIX（東証株価指数）（配当込み）と連動する投資成果を目標として運用を行います。
- 2) 株式の実質組入比率は、原則として、100%に近い状態を維持します。
- 3) 運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用することができます。このため、株式の実質組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 4) ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
- 5) 国内外において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引を行うことができます。

(2) 【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第23条に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券又は新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
12. 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、第1号から第11号の証券又は証書の性質を有するもの
13. 証券投資信託又は外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券又は外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券又は証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で第21号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券又は証書、第12号ならびに第17号の証券又は証書のうち第1号の証券又は証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券及び第12号ならびに第17号の証券又は証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、及び第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券及び第14号の証券（「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

- イ. 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で第5号の権利の性質を有するもの
- ロ. 上記②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記イ、第1号から第4号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(参考)マザーファンドの概要

「国内株式インデックス マザーファンド」の概要

1. 基本方針

この投資信託は、わが国の株式を中心に投資を行い、TOPIX（東証株価指数）（配当込み）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場している株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①原則としてわが国の金融商品取引所等に上場している株式に分散投資を行い、TOPIX（東証株価指数）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
- ②株式への組入比率は、原則として、100%に近い状態を維持します。
- ③投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、株価指数先物取引等を活用することができます。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ④ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
- ⑤投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内外において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引を行うことができます。

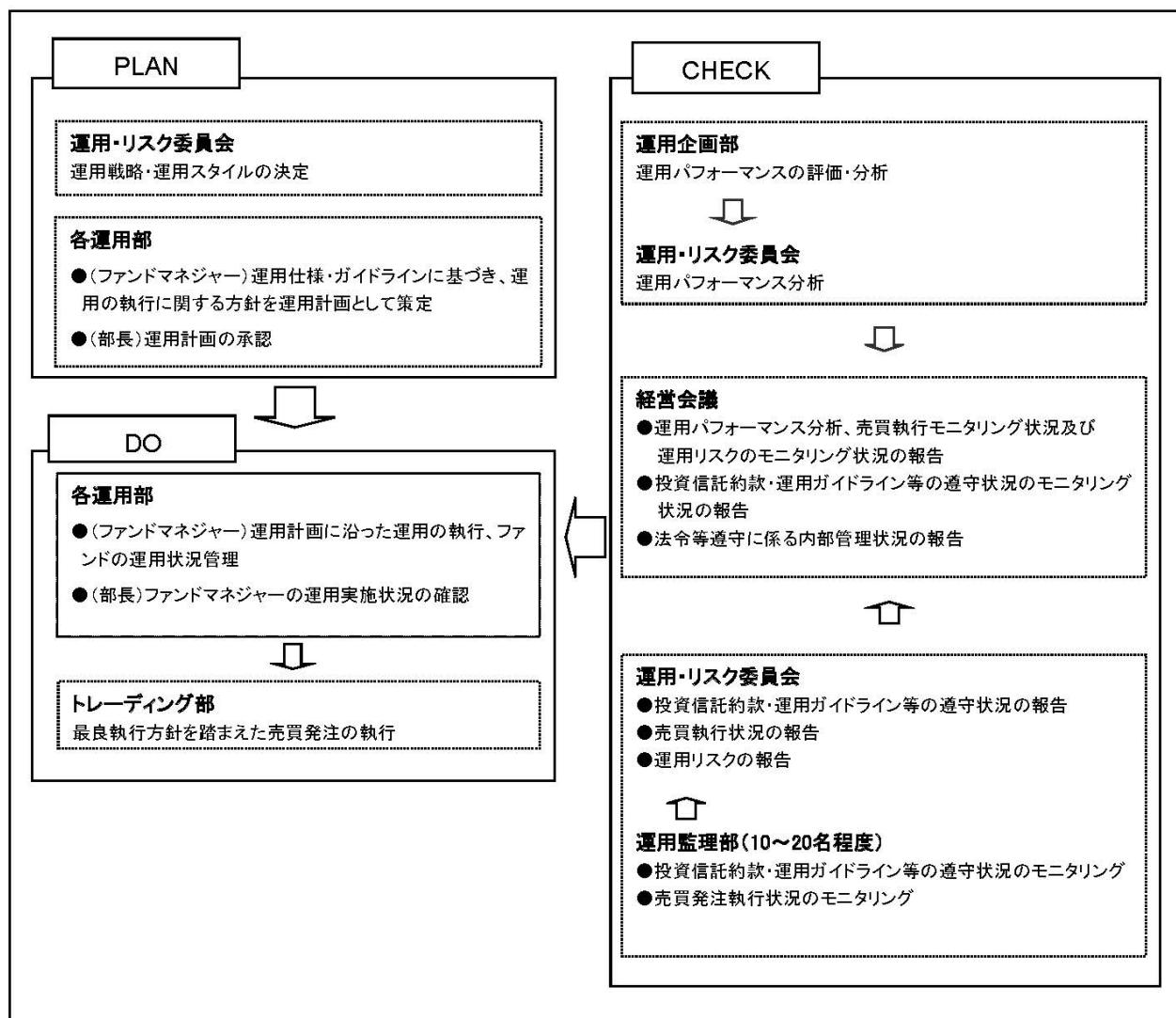
3. 運用制限

- ①株式への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資は、行いません。
- ③新株引受権証券及び新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑤同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

- ⑧前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャー及びデリバティブ等エクスポートジャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑨デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。記載された体制、委員会等の名称、人員等は、今後変更されることがあります。



委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことの目的とした運用等に係る業

務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

(4) 【分配方針】

年1回の毎決算時（決算日は毎年5月29日。ただし当日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

- ・分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

- ・分配対象額についての分配方針

委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

- ・留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

<約款に定める投資制限>

①株式への実質投資割合には、制限を設けません。

②外貨建資産への投資は行いません。

③新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

⑤同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑦投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑧委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当又は社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。前文の規定にかかわらず、上場予定又は登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場又は登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑨委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないも

のとします。

1. 投資信託財産に属する株券及び新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求及び転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに投資信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑩委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに委託会社が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

⑪委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

⑫委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。また、一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。また、収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。なお、借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

⑬前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートージャー、債券等エクスポートージャー及びデリバティブ等エクスポートージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑭デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超

ることとなる投資の指図をしません。

<関連法令に基づく投資制限>

イ. 同一の法人の発行する株式への投資制限

(投資信託及び投資法人に関する法律、同法施行規則)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

② 信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

③ 流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

① ファンドは、TOPIX（東証株価指数）（配当込み）と連動する投資成果を目標として運用を行いますが、ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響等から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの騰落率は必ずしも一致しません。

② 同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドの資金変動等に伴いマザーファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。

③ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

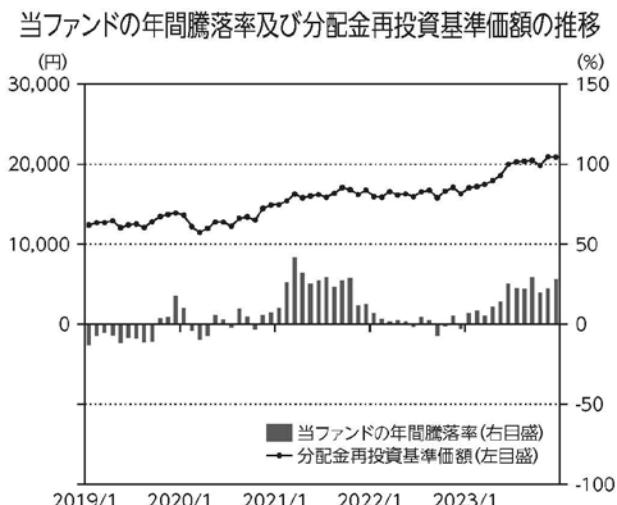
- ④ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ⑤ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てる必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ⑥確定拠出年金制度の加入者等はファンドの受益者ではありませんが、当該加入者等がファンドのリスクを実質的に負うこととなります。

(2) リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

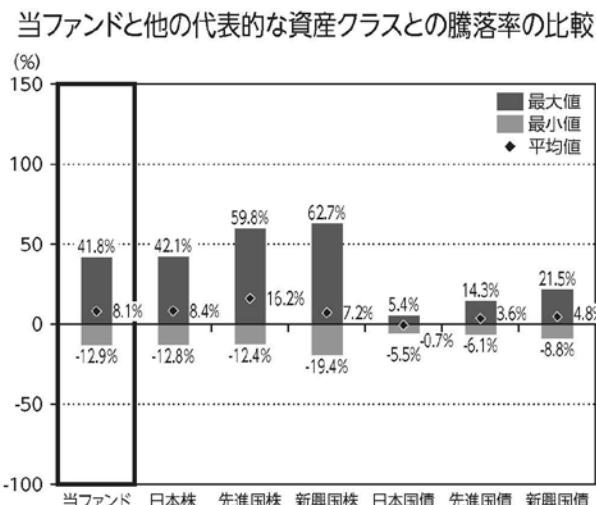
- ・運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

〔参考情報〕



*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。



*2019年1月～2023年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指数について

日本株 TOPIX(東証株価指数)(配当込み)	TOPIX(東証株価指數)とは、株式会社JPX総研が算出・公表する指數で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。[配当込み]指數は、配当収益を考慮して算出した株価指數です。同指數の指數値及び同指數に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指數の算出、指數値の公表、利用など同指數に関するすべての権利・ノウハウ及び同指數に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指數の指數値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
先進国株 MSCIログサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIログサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指數で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指數は、配当収益を考慮して算出した株価指數です。同指數に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指數の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指數で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指數は、配当収益を考慮して算出した株価指數です。同指數に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指數の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
日本国債 NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募固定利率国債の市場全体の動向を表す投資収益指數で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指數の知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、同指數の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指數を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関して一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏又は遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債 JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・デイバーシティ(円ベース)	本指數は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指數は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指數を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指數を使用しております。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

<解約手数料>

ありません。

<信託財産留保額>

ご解約時に、信託財産留保額（※）の控除はありません。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

- ①信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 0.2035%（税抜 0.185%）（※）を乗じて得た額とします（信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率）。
その配分及び当該信託報酬を対価とする役務の内容は下記の通りです。

委託会社	年率 0.1045% (税抜 0.095%)	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
販売会社	年率 0.066% (税抜 0.06%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年率 0.033% (税抜 0.03%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます。

- ②信託報酬は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。
③信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

- ①投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立て替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、そのつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）。
- ②借入金の利息は、受益者の負担とし、原則として借入金返済時に投資信託財産中から支弁します。
- ③当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（※）、先物取引・オプション取引に要する費用（※）、組入資産の保管に要する費用（※）等は、受益者の負担とし、取引のつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）。
- ④投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用（※）は、受益者の負担とし、日々計上のうえ毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。
- ⑤これらの手数料等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことが

できません。

※上記における役務提供の内容は以下の通りです。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、売買仲介人に支払う手数料

先物取引・オプション取引に要する費用は、売買仲介人に支払う手数料

組入資産の保管に要する費用は、保管機関に支払う手数料

財務諸表の監査に要する費用は、監査法人に支払うファンドの監査に係る費用

上記の費用にはそれぞれ消費税等相当額が含まれます。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

確定拠出年金の課税上の取扱いは、下記の通りとなります。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関及び国民年金基金連合会である場合は、当ファンドの毎決算時の収益分配金、一部解約金及び償還金について、所得税及び地方税が課されることはありません。なお、確定拠出年金制度の加入者等については、確定拠出年金の積立金の運用に係る税制が適用されます。

※上記は、2023年12月29日現在のものですので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.23%	0.22%	0.01%

※対象期間は2022年5月31日～2023年5月29日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5 【運用状況】

以下は、2023年12月29日現在の状況について記載しております。

【D C 日本株式インデックス・オープンS】

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	22,456,142,620	99.95
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	11,212,338	0.05
合計(純資産総額)		22,467,354,958	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス マザーファンド	9,237,409,552	2.2026	20,346,318,280	2.4310	22,456,142,620	99.95

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.95
合計	99.95

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

		純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第7期計算期間末	(2014年5月29日)	1,866,071,421	1,866,071,421	8,721	8,721

第 8 期計算期間末	(2015 年 5 月 29 日)	3,443,138,694	3,443,138,694	12,356	12,356
第 9 期計算期間末	(2016 年 5 月 30 日)	4,142,221,031	4,142,221,031	10,268	10,268
第 10 期計算期間末	(2017 年 5 月 29 日)	5,687,450,621	5,687,450,621	12,038	12,038
第 11 期計算期間末	(2018 年 5 月 29 日)	8,282,015,684	8,282,015,684	13,768	13,768
第 12 期計算期間末	(2019 年 5 月 29 日)	8,975,168,901	8,975,168,901	12,265	12,265
第 13 期計算期間末	(2020 年 5 月 29 日)	10,382,988,624	10,382,988,624	12,781	12,781
第 14 期計算期間末	(2021 年 5 月 31 日)	13,907,162,032	13,907,162,032	16,022	16,022
第 15 期計算期間末	(2022 年 5 月 30 日)	15,882,560,673	15,882,560,673	16,361	16,361
第 16 期計算期間末	(2023 年 5 月 29 日)	19,260,085,865	19,260,085,865	18,850	18,850
	2022 年 12 月末日	16,472,535,607	—	16,310	—
	2023 年 1 月末日	17,265,445,824	—	17,029	—
	2 月末日	17,406,592,398	—	17,187	—
	3 月末日	17,801,571,860	—	17,476	—
	4 月末日	18,255,294,179	—	17,944	—
	5 月末日	18,997,654,465	—	18,589	—
	6 月末日	20,845,107,997	—	19,988	—
	7 月末日	21,355,896,026	—	20,283	—
	8 月末日	21,522,563,806	—	20,366	—
	9 月末日	21,749,880,178	—	20,469	—
	10 月末日	21,283,706,162	—	19,854	—
	11 月末日	22,373,911,251	—	20,923	—
	12 月末日	22,467,354,958	—	20,874	—

②【分配の推移】

	期 間	1 万口当たりの分配金 (円)
第 7 期計算期間	2013 年 5 月 30 日～2014 年 5 月 29 日	0
第 8 期計算期間	2014 年 5 月 30 日～2015 年 5 月 29 日	0
第 9 期計算期間	2015 年 5 月 30 日～2016 年 5 月 30 日	0
第 10 期計算期間	2016 年 5 月 31 日～2017 年 5 月 29 日	0
第 11 期計算期間	2017 年 5 月 30 日～2018 年 5 月 29 日	0
第 12 期計算期間	2018 年 5 月 30 日～2019 年 5 月 29 日	0
第 13 期計算期間	2019 年 5 月 30 日～2020 年 5 月 29 日	0
第 14 期計算期間	2020 年 5 月 30 日～2021 年 5 月 31 日	0
第 15 期計算期間	2021 年 6 月 1 日～2022 年 5 月 30 日	0
第 16 期計算期間	2022 年 5 月 31 日～2023 年 5 月 29 日	0

③【収益率の推移】

	期 間	収益率 (%)

第 7 期計算期間	2013 年 5 月 30 日～2014 年 5 月 29 日	3.7
第 8 期計算期間	2014 年 5 月 30 日～2015 年 5 月 29 日	41.7
第 9 期計算期間	2015 年 5 月 30 日～2016 年 5 月 30 日	△16.9
第 10 期計算期間	2016 年 5 月 31 日～2017 年 5 月 29 日	17.2
第 11 期計算期間	2017 年 5 月 30 日～2018 年 5 月 29 日	14.4
第 12 期計算期間	2018 年 5 月 30 日～2019 年 5 月 29 日	△10.9
第 13 期計算期間	2019 年 5 月 30 日～2020 年 5 月 29 日	4.2
第 14 期計算期間	2020 年 5 月 30 日～2021 年 5 月 31 日	25.4
第 15 期計算期間	2021 年 6 月 1 日～2022 年 5 月 30 日	2.1
第 16 期計算期間	2022 年 5 月 31 日～2023 年 5 月 29 日	15.2
第 17 期中間計算期間	2023 年 5 月 30 日～2023 年 11 月 29 日	10.5

(注 1) 収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に 100 を乗じて得た数字です。

(注 2) 小数第 2 位を四捨五入しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

	期 間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第 7 期計算期間	2013 年 5 月 30 日～2014 年 5 月 29 日	1,119,419,055	344,003,784	2,139,659,576
第 8 期計算期間	2014 年 5 月 30 日～2015 年 5 月 29 日	1,337,445,052	690,529,107	2,786,575,521
第 9 期計算期間	2015 年 5 月 30 日～2016 年 5 月 30 日	2,058,315,332	810,869,903	4,034,020,950
第 10 期計算期間	2016 年 5 月 31 日～2017 年 5 月 29 日	1,869,056,255	1,178,642,386	4,724,434,819
第 11 期計算期間	2017 年 5 月 30 日～2018 年 5 月 29 日	2,181,025,603	889,936,203	6,015,524,219
第 12 期計算期間	2018 年 5 月 30 日～2019 年 5 月 29 日	2,438,617,340	1,136,275,137	7,317,866,422
第 13 期計算期間	2019 年 5 月 30 日～2020 年 5 月 29 日	2,341,470,930	1,535,472,847	8,123,864,505
第 14 期計算期間	2020 年 5 月 30 日～2021 年 5 月 31 日	2,130,677,993	1,574,702,169	8,679,840,329
第 15 期計算期間	2021 年 6 月 1 日～2022 年 5 月 30 日	2,404,330,297	1,376,710,552	9,707,460,074
第 16 期計算期間	2022 年 5 月 31 日～2023 年 5 月 29 日	2,222,088,080	1,712,159,839	10,217,388,315
第 17 期中間計算期間	2023 年 5 月 30 日～2023 年 11 月 29 日	1,309,881,460	837,837,768	10,689,432,007

(注) 当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

(参考)

国内株式インデックス マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	586,637,466,610	98.78
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	7,241,509,381	1.22
合計(純資産総額)		593,878,975,991	100.00

(注 1) 国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注 2) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	日本	7,168,980,000	1.21

(注 1) 評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注 2) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資 比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	9,585,900	1,944.31	18,637,971,918	2,590.50	24,832,273,950	4.18
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	1,234,900	13,262.64	16,378,034,785	13,410.00	16,560,009,000	2.79
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	10,476,900	935.07	9,796,634,883	1,211.50	12,692,764,350	2.14
日本	株式	キーエンス	電気機器	174,700	68,435.49	11,955,681,814	62,120.00	10,852,364,000	1.83
日本	株式	信越化学工業	化学	1,585,700	4,415.41	7,001,522,280	5,917.00	9,382,586,900	1.58
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	369,500	19,749.13	7,297,307,208	25,255.00	9,331,722,500	1.57
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	52,081,600	162.92	8,485,138,853	172.30	8,973,659,680	1.51
日本	株式	日立製作所	電気機器	847,400	8,161.66	6,916,194,878	10,170.00	8,618,058,000	1.45
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1,222,500	5,682.91	6,947,368,917	6,880.00	8,410,800,000	1.42
日本	株式	三菱商事	卸売業	3,660,000	2,002.89	7,330,597,902	2,253.50	8,247,810,000	1.39
日本	株式	任天堂	その他製品	1,102,200	5,922.79	6,528,102,549	7,359.00	8,111,089,800	1.37
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	1,328,700	4,450.16	5,912,928,191	5,963.00	7,923,038,100	1.33
日本	株式	三井物産	卸売業	1,391,700	4,702.71	6,544,769,731	5,298.00	7,373,226,600	1.24
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	1,241,600	4,993.91	6,200,440,714	5,767.00	7,160,307,200	1.21
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	1,549,600	4,531.81	7,022,503,107	4,054.00	6,282,078,400	1.06
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	4,257,300	1,346.23	5,731,320,672	1,466.00	6,241,201,800	1.05
日本	株式	KDDI	情報・通信業	1,353,000	4,358.82	5,897,485,430	4,486.00	6,069,558,000	1.02
日本	株式	HOYA	精密機器	343,900	17,130.60	5,891,213,340	17,625.00	6,061,237,500	1.02
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	1,699,500	3,118.90	5,300,580,579	3,529.00	5,997,535,500	1.01
日本	株式	第一三共	医薬品	1,525,300	4,533.12	6,914,370,121	3,872.00	5,905,961,600	0.99
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2,320,800	2,084.61	4,837,983,290	2,412.50	5,598,930,000	0.94
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	863,700	5,563.87	4,805,515,260	6,293.00	5,435,264,100	0.92
日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	949,800	5,369.03	5,099,512,290	5,251.00	4,987,399,800	0.84
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	2,817,100	1,514.97	4,267,827,507	1,759.50	4,956,687,450	0.83

日本	株式	ダイキン工業	機械	210,500	26,686.15	5,617,435,672	22,985.00	4,838,342,500	0.81
日本	株式	村田製作所	電気機器	1,588,400	2,751.28	4,370,145,617	2,993.00	4,754,081,200	0.80
日本	株式	SMC	機械	52,800	74,470.94	3,932,065,937	75,760.00	4,000,128,000	0.67
日本	株式	三菱電機	電気機器	1,962,500	1,824.24	3,580,089,531	1,999.00	3,923,037,500	0.66
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	1,044,500	3,091.13	3,228,692,742	3,645.00	3,807,202,500	0.64
日本	株式	セブン＆アイ・ホールディングス	小売業	636,600	6,139.85	3,908,633,900	5,595.00	3,561,777,000	0.60

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

四. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.08
		鉱業	0.34
		建設業	2.10
		食料品	3.33
		繊維製品	0.40
		パルプ・紙	0.17
		化学	6.12
		医薬品	4.56
		石油・石炭製品	0.46
		ゴム製品	0.69
		ガラス・土石製品	0.67
		鉄鋼	0.95
		非鉄金属	0.67
		金属製品	0.52
		機械	5.27
		電気機器	17.33
		輸送用機器	8.09
		精密機器	2.34
		その他製品	2.35
		電気・ガス業	1.39
		陸運業	2.81
		海運業	0.83
		空運業	0.45
		倉庫・運輸関連業	0.15
		情報・通信業	7.63
		卸売業	6.92
		小売業	4.25
		銀行業	6.79
		証券、商品先物取引業	0.80

	保険業	2.35
	その他金融業	1.14
	不動産業	1.93
	サービス業	4.94
	小計	98.78
合計		98.78

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券または当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所	資産の名称	買建 ／ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指數先物取引	大阪取引所	東証株価指數先物	買建	303	円	7,109,275,050	7,168,980,000	1.21

(注 1) 評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注 2) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

《参考情報》

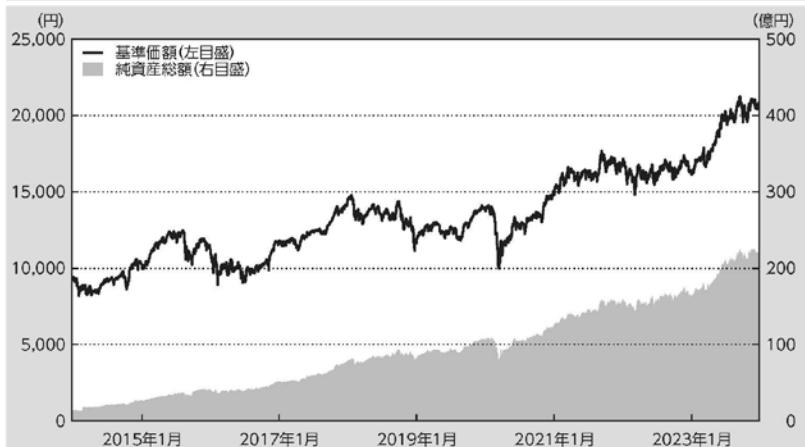
交付目論見書に記載するファンドの運用実績



運用実績

当初設定日：2007年8月31日
作成基準日：2023年12月29日

基準価額・純資産の推移



※上記グラフは作成基準日以前の直近10年間を表示しております。

基 準 価 額	20,874円
純資産総額	224.67億円

分配の推移

(1万口当たり、税引前)	
決算期	分配金
2019年5月	0円
2020年5月	0円
2021年5月	0円
2022年5月	0円
2023年5月	0円
設定来分配金合計額	0円

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

銘柄名	国／地域	種類	業種	実質投資比率
トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	4.2%
ソニーグループ	日本	株式	電気機器	2.8%
三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本	株式	銀行業	2.1%
キーエンス	日本	株式	電気機器	1.8%
信越化学工業	日本	株式	化学	1.6%
東京エレクトロン	日本	株式	電気機器	1.6%
日本電信電話	日本	株式	情報・通信業	1.5%
日立製作所	日本	株式	電気機器	1.5%
三井住友フィナンシャルグループ	日本	株式	銀行業	1.4%
三菱商事	日本	株式	卸売業	1.4%

※実質投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間收益率の推移(暦年ベース)



記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページ等でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<申込手続>

当ファンドは確定拠出年金制度のための専用ファンドです。従って、確定拠出年金法第8条第1項に規定する事業主による資産管理契約の相手方及び同法第55条に規定する個人型年金に係る規約を作成した国民年金基金連合会（同法第61条に基づいて事務を委託された者を含みます。）による取得の申込みのみの取扱いとなります。

受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。

<申込コース>

当ファンドは、「分配金再投資コース」（※）専用ファンドです。

※「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、分配金再投資に関する契約を締結していただきます。

<申込みの受付>

お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

<申込単位>

1円以上1円単位とします。

<申込価額>

取得申込受付日の基準価額とします。

(注) 分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

<申込手数料>

ありません。

<申込代金の支払い>

販売会社が定める期日までにお支払いください。

<受付不可日>

ありません。

<申込受付の中止等>

収益分配金の再投資をする場合を除き、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

<その他>

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの

受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行いうるものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

<問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

2 【換金（解約）手続等】

<一部解約手続>

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

<一部解約の受付>

一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付とします。なお、当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。

<一部解約単位>

1口以上1口単位とします。

<解約価額>

一部解約の実行の請求受付日の基準価額（以下「解約価額」といいます。）とします。

解約価額は委託会社の営業日において日々算出されます。日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせください。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ（<https://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

<一部解約代金の支払い>

受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

なお、確定拠出年金制度の加入者等が一部解約金の支払を受ける日は確定拠出年金制度の定めに拠ることとなります。

<受付不可日>

ありません。

<一部解約受付の中止等>

委託会社は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、及びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記<解約価額>の規定に準じて計算された価額とします。

<一部解約の制限>

当ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするために、大口の一部解約には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

<その他>

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

<問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

<基準価額の算出方法>

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することができます。

<基準価額の算出頻度>

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

<主要な投資対象資産の評価方法>

①マザーファンド受益証券の評価方法

計算日の基準価額で評価します。

②マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法

国内上場株式、国内上場投信

原則として計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。

<基準価額の照会方法>

基準価額は、販売会社又は委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ(<https://www.smtam.jp/>)でご覧いただけます。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。(2007年8月31日設定)

ただし、下記「(5)その他 <投資信託契約の終了（償還）と手続き>」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年5月30日から翌年5月29日までとします。ただし、第1計算期間は、2007年8月31日から2008年5月29日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

<投資信託契約の終了（償還）と手続き>

(1) 投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）

①委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託契約に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了（繰上償還）させることができます。

・受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合

・投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合

・やむを得ない事情が発生した場合

②委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、ファン

ドを繰上償還させます。

- ③委託会社は、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、原則として、ファンドを繰上償還させます。
- ④委託会社は、上記の場合においてファンドを繰上償還させる場合は、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。

(2) 投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）における公告等の手続き

- 委託会社は上記①によりファンドの繰上償還を行おうとする場合、以下の手続きで行います。
- ①委託会社は、ファンドの繰上償還について、あらかじめ、ファンドを繰上償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ②上記①の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ③上記②の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、ファンドの繰上償還を行いません。
- ④委託会社は、このファンドの繰上償還を行わないこととしたときは、ファンドの繰上償還を行わない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑤ファンドの繰上償還において、上記②から④までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記②の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

<投資信託約款の変更と重大な投資信託約款の変更手続き>

(1) 投資信託約款の変更

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託約款に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができます。

- ・受益者の利益のため必要と認めるとき
- ・やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、投資信託約款の変更を行う場合は、あらかじめ、その旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基いて、投資信託約款を変更しようとするときは、本手続に従います。

(2) 重大な投資信託約款の変更における公告等の手続き

委託会社はファンドの約款変更のうち重大な内容の変更（以下「重大な約款変更」といいます。）を行おうとする場合、以下の手続きで行います。

- ①委託会社は、ファンドの重大な約款変更について、あらかじめ、変更をしようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ②上記①の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ③上記②の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、当該約款変更を行いません。
- ④委託会社は、当該約款変更を行わないこととしたときは、約款変更を行わない旨及びその理由を公告

し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

<受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い>

①受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、又はその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記<投資信託約款の変更と重大な投資信託約款の変更手続き>に従い、新受託会社を選任します。

②委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

<反対者の買取請求権>

ファンドの償還又は重大な約款変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を経由して受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

<運用報告書>

委託会社は、毎決算時及び償還時に交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

<関係法人との契約の更改手続き>

- ・委託会社が販売会社と締結している募集・販売等に関する契約
当該契約の有効期間は、契約満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

<公告>

委託会社が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

<混蔵寄託>

金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

<投資信託財産の登記等及び記載等の留保等>

- ①信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することができます。
- ②上記①ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。
- ③投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理す

ることがあります。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

4 【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

①受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

②収益分配金は、原則として毎計算期間終了日（決算日）の翌営業日に、販売会社に交付されます。

販売会社は、毎決算日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。

(2) 償還金に対する請求権

①受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

②償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

③償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

④受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることにより換金する権利を有します。

詳細につきましては、上記「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期計算期間(2022年5月31日から2023年5月29日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年8月9日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 後藤知弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDC日本株式インデックス・オープンSの2022年5月31日から2023年5月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DC日本株式インデックス・オープンSの2023年5月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を

開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【D C 日本株式インデックス・オープンS】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 15 期 (2022 年 5 月 30 日現在)	第 16 期 (2023 年 5 月 29 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	33,351,418	41,406,541
親投資信託受益証券	15,874,764,923	19,250,522,205
未収入金	-	23,578,295
流動資産合計	15,908,116,341	19,315,507,041
資産合計	15,908,116,341	19,315,507,041
負債の部		
流動負債		
未払解約金	8,115,953	35,590,312
未払受託者報酬	2,492,085	2,836,254
未払委託者報酬	14,121,748	16,072,027
未払利息	29	83
その他未払費用	825,853	922,500
流動負債合計	25,555,668	55,421,176
負債合計	25,555,668	55,421,176
純資産の部		
元本等		
元本	9,707,460,074	10,217,388,315
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金（△）	6,175,100,599	9,042,697,550
（分配準備積立金）	2,837,490,337	4,829,268,335
元本等合計	15,882,560,673	19,260,085,865
純資産合計	15,882,560,673	19,260,085,865
負債純資産合計	15,908,116,341	19,315,507,041

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第 15 期 自 2021 年 6 月 1 日 至 2022 年 5 月 30 日	第 16 期 自 2022 年 5 月 31 日 至 2023 年 5 月 29 日
営業収益		
受取利息	163	99
有価証券売買等損益	336, 245, 642	2, 575, 838, 860
営業収益合計	336, 245, 805	2, 575, 838, 959
営業費用		
支払利息	11, 523	14, 373
受託者報酬	4, 955, 822	5, 535, 724
委託者報酬	28, 082, 860	31, 368, 928
その他費用	825, 853	922, 500
営業費用合計	33, 876, 058	37, 841, 525
営業利益又は営業損失（△）	302, 369, 747	2, 537, 997, 434
経常利益又は経常損失（△）	302, 369, 747	2, 537, 997, 434
当期純利益又は当期純損失（△）	302, 369, 747	2, 537, 997, 434
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	50, 275, 906	99, 546, 076
期首剩余金又は期首次損金（△）	5, 227, 321, 703	6, 175, 100, 599
剩余金増加額又は欠損金減少額	1, 532, 077, 230	1, 521, 149, 388
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	1, 532, 077, 230	1, 521, 149, 388
剩余金減少額又は欠損金増加額	836, 392, 175	1, 092, 003, 795
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	836, 392, 175	1, 092, 003, 795
分配金	-	-
期末剩余金又は期末欠損金（△）	6, 175, 100, 599	9, 042, 697, 550

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. その他	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として、毎年5月30日から翌年5月29日までとなっておりますが、前計算期間末日が休業日のため、第16期計算期間は2022年5月31日から2023年5月29日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第15期 (2022年5月30日現在)	第16期 (2023年5月29日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	9,707,460,074口	10,217,388,315口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.6361円 (16,361円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.8850円 (18,850円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第15期 自 2021年6月1日 至 2022年5月30日		第16期 自 2022年5月31日 至 2023年5月29日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
項目		項目	
費用控除後の配当等収益額	A	費用控除後の配当等収益額	A
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B
収益調整金額	C	収益調整金額	C
分配準備積立金額	D	分配準備積立金額	D
当ファンドの分配対象収益額 $E=A+B+C+D$	10,208,654,223円	当ファンドの分配対象収益額 $E=A+B+C+D$	13,183,363,113円
当ファンドの期末残存口数	F	当ファンドの期末残存口数	F
1万口当たり収益分配対象額 $G=E/F \times 10,000$	10,516円	1万口当たり収益分配対象額 $G=E/F \times 10,000$	12,902円
1万口当たり分配金額	H	1万口当たり分配金額	H
収益分配金金額	I=F×H/10,000	収益分配金金額	I=F×H/10,000

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第16期 自 2022年5月31日 至 2023年5月29日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第 16 期 (2023 年 5 月 29 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第 15 期 自 2021 年 6 月 1 日 至 2022 年 5 月 30 日	第 16 期 自 2022 年 5 月 31 日 至 2023 年 5 月 29 日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	8,679,840,329 円	9,707,460,074 円
期中追加設定元本額	2,404,330,297 円	2,222,088,080 円
期中一部解約元本額	1,376,710,552 円	1,712,159,839 円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 15 期 (2022 年 5 月 30 日現在)	第 16 期 (2023 年 5 月 29 日現在)
	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	333,325,877	2,537,984,039
合計	333,325,877	2,537,984,039

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	国内株式インデックス マザーファンド	8,780,570,245	19,250,522,205	
	合計	8,780,570,245	19,250,522,205	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは親投資信託受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券の状況は次のとおりであります。

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

国内株式インデックス マザーファンド

貸借対照表

	2023年 5月 29日現在
項目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	2,790,568,685
株式	551,712,588,640
派生商品評価勘定	525,405,750
未収入金	4,413,150
未取配当金	5,907,229,507
差入委託証拠金	384,448,000
流動資産合計	561,324,653,732
資産合計	561,324,653,732
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	5,499,850
前受金	519,918,000
未払解約金	755,116,994
未払利息	5,648
流動負債合計	1,280,540,492
負債合計	1,280,540,492
純資産の部	
元本等	

元本	255, 447, 146, 244
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	304, 596, 966, 996
元本等合計	560, 044, 113, 240
純資産合計	560, 044, 113, 240
負債純資産合計	561, 324, 653, 732

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	2023年5月29日現在
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日又は計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等の発表する計算日又は計算日に知りうる直近の日の清算値段によっております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引に係るものであります。
3. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 株式は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2)派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

	2023年5月29日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	255, 447, 146, 244 口
2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	1 口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 2. 1924 円 (21, 924 円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	2023年5月29日現在
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。 また、当ファンドは、ファンド運用の効率化を図ることを目的として株価指数先物取引を行っております。当該デリバティブ取引に係る主要なリスクは、株価の変動による価格変動リスクであります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。
-------------------	--

2. 金融商品の時価等に関する事項

	2023年 5月 29日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	2023年 5月 29日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2022年 5月 31日
期首元本額	261,899,870,077 円
期中追加設定元本額	21,018,826,197 円
期中一部解約元本額	27,471,550,030 円
期末元本額	255,447,146,244 円
期末元本額の内訳	
グローバル・インカム&プラス（毎月決算型）	362,704,238 円
SBI資産設計オープン（資産成長型）	3,959,900,275 円
SBI資産設計オープン（分配型）	13,243,995 円
SMT TOPIXインデックス・オープン	11,493,697,625 円
世界経済インデックスファンド	4,576,726,130 円
日本株式インデックス・オープン	3,138,913,501 円
DCマイセレクション25	6,031,356,474 円
DCマイセレクション50	18,775,791,691 円

DCマイセレクション75	19,162,340,750円
DC日本株式インデックス・オープン	6,056,317,510円
DCマイセレクションS25	3,251,795,060円
DCマイセレクションS50	9,695,167,195円
DCマイセレクションS75	7,776,031,159円
DC日本株式インデックス・オープンS	8,780,570,245円
DCターゲット・イヤー ファンド2025	129,589,313円
DCターゲット・イヤー ファンド2035	662,965,308円
DCターゲット・イヤー ファンド2045	505,505,088円
DC世界経済インデックスファンド	3,623,664,654円
日本株式インデックス・オープン（SMA専用）	1,162,389,581円
国内バランス60VA1（適格機関投資家専用）	4,378,127円
マイセレクション50VA1（適格機関投資家専用）	10,113,328円
マイセレクション75VA1（適格機関投資家専用）	15,125,814円
日本株式インデックス・オープンVA1（適格機関投資家専用）	159,294,728円
国内バランス60VA2（適格機関投資家専用）	2,122,651円
バランス30VA1（適格機関投資家専用）	21,562,672円
バランス50VA1（適格機関投資家専用）	84,833,818円
バランス25VA2（適格機関投資家専用）	18,447,216円
バランス50VA2（適格機関投資家専用）	52,219,315円
バランスA（25）VA1（適格機関投資家専用）	669,049,530円
バランスB（37.5）VA1（適格機関投資家専用）	373,721,136円
バランスC（50）VA1（適格機関投資家専用）	2,464,530,979円
世界バランスVA1（適格機関投資家専用）	34,980,647円
世界バランスVA2（適格機関投資家専用）	15,436,739円
バランスD（35）VA1（適格機関投資家専用）	392,112,893円
バランスE（25）VA1（適格機関投資家専用）	223,884,037円
バランスF（25）VA1（適格機関投資家専用）	287,247,620円
国内バランス25VA1（適格機関投資家専用）	27,140,956円
F OF s 用日本株式インデックス・オープン（適格機関投資家専用）	506,467,134円
グローバル・バランスファンド・シリーズ1	2,907,960,207円
日本株式ファンド・シリーズ2	1,800,466,226円
コア投資戦略ファンド（安定型）	1,567,288,518円
コア投資戦略ファンド（成長型）	3,558,869,347円
分散投資コア戦略ファンドA	1,671,155,657円
分散投資コア戦略ファンドS	6,232,800,431円
DC世界経済インデックスファンド（株式シフト型）	529,901,170円
DC世界経済インデックスファンド（債券シフト型）	389,100,858円
コア投資戦略ファンド（切替型）	1,677,177,841円
世界経済インデックスファンド（株式シフト型）	206,555,070円
世界経済インデックスファンド（債券シフト型）	9,580,250円
SMT インデックスバランス・オープン	51,052,963円
国内株式SMT Bセレクション（SMA専用）	27,824,772,823円
サテライト投資戦略ファンド（株式型）	421,486,060円
SMT 世界経済インデックス・オープン	47,493,894円
SMT 世界経済インデックス・オープン（株式シフト型）	191,052,428円
SMT 世界経済インデックス・オープン（債券シフト型）	32,894,758円
SMT 8資産インデックスバランス・オープン	11,008,359円
グローバル経済コア	210,210,812円
SBI資産設計オープン（つみたてNISA対応型）	32,488,330円
My SMT TOPIXインデックス（ノーロード）	563,599,010円
DCターゲット・イヤー ファンド2055	27,252,430円
コア投資戦略ファンド（切替型ワイド）	1,247,297,494円
コア投資戦略ファンド（積極成長型）	260,308,230円
DCターゲット・イヤーファンド（6資産・運用継続型）2030	25,277,923円
DCターゲット・イヤーファンド（6資産・運用継続型）2040	24,008,973円
DCターゲット・イヤーファンド（6資産・運用継続型）2050	11,664,003円

D C ターゲット・イヤーファンド（6 資産・運用継続型）2 0 6 0	15,417,057 円
1 0 資産分散投資ファンド	94,695,277 円
F O F s 用 国内株式インデックス・ファンド P（適格機関投資家専用）	42,578,750,664 円
F O F s 用 国内株式インデックス・ファンド S（適格機関投資家専用）	681,289,234 円
世界株式ファンド（適格機関投資家専用）	301,683,658 円
F O F s 用 世界成長戦略ファンド（適格機関投資家専用）	21,790,354 円
S M T A M 9 資産アロケーションファンド（適格機関投資家専用）	693,708,422 円
S M T A M 日本株式インデックスファンド V L - P（適格機関投資家専用）	44,770,677,888 円
私募世界経済パッシブファンド（適格機関投資家専用）	17,186,387 円
ファンドラップ運用戦略 F（中庸型）（適格機関投資家専用）	217,884,106 円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2023 年 5 月 29 日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	60,651,803,997
合計	60,651,803,997

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、「国内株式インデックス マザーファンド」の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

株式関連

(2023 年 5 月 29 日現在)

区分	種類	契約額等(円)	時価	評価損益 (円)
			うち 1 年超	
市場取引	株価指数先物取引 買建	7,607,322,000	—	8,127,240,000 519,918,000
	合計	7,607,322,000	—	8,127,240,000 519,918,000

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、金融商品取引所等の発表する計算日又は計算日に知りうる直近の日の清算値段で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
極洋	9,500	3,630.00	34,485,000	
ニッスイ	250,300	636.00	159,190,800	
マルハニチロ	37,100	2,505.00	92,935,500	
雪国まいたけ	21,300	971.00	20,682,300	

カネコ種苗	7,700	1,498.00	11,534,600	
サカタのタネ	28,500	4,045.00	115,282,500	
ホクト	22,300	1,851.00	41,277,300	
ホクリヨウ	2,800	893.00	2,500,400	
住石ホールディングス	30,300	340.00	10,302,000	
日鉄鉱業	10,000	3,760.00	37,600,000	
三井松島ホールディングス	11,300	2,815.00	31,809,500	
I N P E X	925,600	1,537.00	1,422,647,200	
石油資源開発	29,000	4,330.00	125,570,000	
K&Oエナジーグループ	11,300	2,327.00	26,295,100	
ショーボンドホールディングス	34,100	5,660.00	193,006,000	
ミライト・ワン	82,800	1,766.00	146,224,800	
タマホーム	15,700	4,120.00	64,684,000	
サンヨーホームズ	2,400	705.00	1,692,000	
日本アクリア	8,100	905.00	7,330,500	
ファーストコーポレーション	5,000	894.00	4,470,000	
ベステラ	4,200	930.00	3,906,000	
R o b o t H o m e	42,600	183.00	7,795,800	
キャンディル	3,500	567.00	1,984,500	
ダイセキ環境ソリューション	3,900	968.00	3,775,200	
第一カッター興業	6,400	1,245.00	7,968,000	
安藤・間	145,000	1,031.00	149,495,000	
東急建設	71,300	708.00	50,480,400	
コムシスホールディングス	84,700	2,759.00	233,687,300	
ビーアールホールディングス	39,700	378.00	15,006,600	
高松コンストラクショングループ	16,300	2,398.00	39,087,400	
東建コーポレーション	7,200	7,480.00	53,856,000	
ソネック	2,100	973.00	2,043,300	
ヤマウラ	12,700	1,191.00	15,125,700	
オリエンタル白石	89,900	304.00	27,329,600	
大成建設	163,800	4,620.00	756,756,000	
大林組	626,100	1,174.00	735,041,400	
清水建設	526,300	867.00	456,302,100	
飛島建設	19,300	1,206.00	23,275,800	
長谷工コーポレーション	180,700	1,627.00	293,998,900	
松井建設	16,300	694.00	11,312,200	

錢高組	1,700	3,040.00	5,168,000	
鹿島建設	388,200	2,061.00	800,080,200	
不動テトラ	12,100	1,824.00	22,070,400	
大末建設	5,000	1,280.00	6,400,000	
鉄建建設	12,600	1,974.00	24,872,400	
西松建設	29,700	3,385.00	100,534,500	
三井住友建設	141,200	357.00	50,408,400	
大豊建設	7,200	3,845.00	27,684,000	
佐田建設	8,700	439.00	3,819,300	
ナカノフドー建設	9,700	377.00	3,656,900	
奥村組	28,400	3,885.00	110,334,000	
東鉄工業	24,100	2,641.00	63,648,100	
イチケン	3,100	1,887.00	5,849,700	
富士ピ一・エス	6,100	435.00	2,653,500	
淺沼組	14,000	3,135.00	43,890,000	
戸田建設	215,400	796.00	171,458,400	
熊谷組	29,300	2,909.00	85,233,700	
北野建設	2,600	2,980.00	7,748,000	
植木組	3,900	1,293.00	5,042,700	
矢作建設工業	23,800	1,105.00	26,299,000	
ピーエス三菱	22,200	705.00	15,651,000	
日本ハウスホールディングス	34,700	383.00	13,290,100	
新日本建設	24,600	1,125.00	27,675,000	
東亜道路工業	7,000	4,110.00	28,770,000	
日本道路	3,500	8,400.00	29,400,000	
東亜建設工業	15,000	3,100.00	46,500,000	
日本国土開発	52,500	612.00	32,130,000	
若築建設	7,800	3,360.00	26,208,000	
東洋建設	56,700	989.00	56,076,300	
五洋建設	248,200	720.00	178,704,000	
世紀東急工業	22,500	1,295.00	29,137,500	
福田組	6,600	4,720.00	31,152,000	
住友林業	134,300	3,180.00	427,074,000	
日本基礎技術	8,200	509.00	4,173,800	
巴コーポレーション	15,200	438.00	6,657,600	
大和ハウス工業	489,200	3,593.00	1,757,695,600	

ライト工業	32,400	1,936.00	62,726,400	
積水ハウス	548,400	2,834.00	1,554,165,600	
日特建設	16,700	989.00	16,516,300	
北陸電気工事	12,000	863.00	10,356,000	
ユアテック	38,600	848.00	32,732,800	
日本リーテック	15,400	1,486.00	22,884,400	
四電工	7,300	2,130.00	15,549,000	
中電工	27,200	2,209.00	60,084,800	
関電工	95,900	1,069.00	102,517,100	
きんでん	123,200	1,859.00	229,028,800	
東京エネシス	17,400	945.00	16,443,000	
トーエネック	5,800	3,675.00	21,315,000	
住友電設	16,700	2,821.00	47,110,700	
日本電設工業	28,800	1,869.00	53,827,200	
エクシオグループ	80,600	2,657.00	214,154,200	
新日本空調	9,700	2,233.00	21,660,100	
九電工	42,600	3,780.00	161,028,000	
三機工業	38,800	1,486.00	57,656,800	
日揮ホールディングス	173,200	1,723.00	298,423,600	
中外炉工業	5,700	1,984.00	11,308,800	
ヤマト	11,300	943.00	10,655,900	
太平電業	10,900	4,105.00	44,744,500	
高砂熱学工業	42,200	2,374.00	100,182,800	
三晃金属工業	1,700	4,075.00	6,927,500	
朝日工業社	7,300	2,437.00	17,790,100	
明星工業	30,100	944.00	28,414,400	
大氣社	20,200	3,755.00	75,851,000	
ダイダン	11,500	2,563.00	29,474,500	
日比谷総合設備	15,000	2,282.00	34,230,000	
フィル・カンパニー	3,100	892.00	2,765,200	
テスホールディングス	18,900	1,021.00	19,296,900	
インフロニア・ホールディングス	183,500	1,263.00	231,760,500	
東洋エンジニアリング	23,200	546.00	12,667,200	
レイズネクスト	25,300	1,416.00	35,824,800	
ニップン	47,400	1,799.00	85,272,600	
日清製粉グループ本社	162,500	1,771.00	287,787,500	

日東富士製粉	3, 100	4, 625. 00	14, 337, 500	
昭和産業	15, 300	2, 575. 00	39, 397, 500	
鳥越製粉	10, 900	613. 00	6, 681, 700	
中部飼料	24, 300	1, 098. 00	26, 681, 400	
フィード・ワン	25, 700	730. 00	18, 761, 000	
東洋精糖	2, 500	1, 391. 00	3, 477, 500	
日本甜菜製糖	10, 200	1, 823. 00	18, 594, 600	
DM三井製糖ホールディングス	17, 400	2, 631. 00	45, 779, 400	
塩水港精糖	16, 400	198. 00	3, 247, 200	
ウェルネオシュガー	9, 100	2, 062. 00	18, 764, 200	
森永製菓	32, 100	4, 550. 00	146, 055, 000	
中村屋	4, 400	3, 080. 00	13, 552, 000	
江崎グリコ	50, 300	3, 760. 00	189, 128, 000	
名糖産業	6, 900	1, 612. 00	11, 122, 800	
井村屋グループ	9, 600	2, 258. 00	21, 676, 800	
不二家	12, 000	2, 477. 00	29, 724, 000	
山崎製パン	117, 600	2, 033. 00	239, 080, 800	
第一屋製パン	2, 600	399. 00	1, 037, 400	
モロゾフ	5, 700	3, 700. 00	21, 090, 000	
亀田製菓	11, 200	4, 180. 00	46, 816, 000	
寿スピリッツ	18, 700	10, 320. 00	192, 984, 000	
カルビー	80, 500	2, 764. 00	222, 502, 000	
森永乳業	31, 900	5, 100. 00	162, 690, 000	
六甲バター	12, 900	1, 357. 00	17, 505, 300	
ヤクルト本社	125, 600	9, 110. 00	1, 144, 216, 000	
明治ホールディングス	217, 900	3, 190. 00	695, 101, 000	
雪印メグミルク	42, 500	1, 923. 00	81, 727, 500	
プリマハム	23, 600	2, 220. 00	52, 392, 000	
日本ハム	68, 700	3, 830. 00	263, 121, 000	
林兼産業	4, 200	482. 00	2, 024, 400	
丸大食品	17, 700	1, 479. 00	26, 178, 300	
S F o o d s	19, 400	3, 145. 00	61, 013, 000	
柿安本店	6, 900	2, 307. 00	15, 918, 300	
伊藤ハム米久ホールディングス	134, 300	710. 00	95, 353, 000	
サッポロホールディングス	57, 900	3, 830. 00	221, 757, 000	
アサヒグループホールディングス	406, 100	5, 354. 00	2, 174, 259, 400	

キリンホールディングス	793, 100	2, 084. 50	1, 653, 216, 950	
宝ホールディングス	120, 000	1, 047. 00	125, 640, 000	
オエノンホールディングス	52, 500	344. 00	18, 060, 000	
養命酒製造	5, 800	1, 823. 00	10, 573, 400	
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	137, 700	1, 574. 00	216, 739, 800	
サントリー食品インターナショナル	123, 800	5, 360. 00	663, 568, 000	
ダイドーグループホールディングス	10, 000	4, 900. 00	49, 000, 000	
伊藤園	59, 600	4, 205. 00	250, 618, 000	
キーコーヒー	19, 700	2, 040. 00	40, 188, 000	
ユニカフェ	4, 500	909. 00	4, 090, 500	
ジャパンフーズ	2, 100	1, 109. 00	2, 328, 900	
日清オイリオグループ	24, 800	3, 390. 00	84, 072, 000	
不二製油グループ本社	40, 900	1, 982. 00	81, 063, 800	
かどや製油	1, 600	3, 470. 00	5, 552, 000	
J一オイルミルズ	17, 900	1, 578. 00	28, 246, 200	
キッコーマン	116, 500	8, 350. 00	972, 775, 000	
味の素	424, 400	5, 444. 00	2, 310, 433, 600	
ブルドックソース	9, 300	1, 978. 00	18, 395, 400	
キューピー	94, 500	2, 279. 00	215, 365, 500	
ハウス食品グループ本社	53, 800	3, 230. 00	173, 774, 000	
カゴメ	81, 900	3, 355. 00	274, 774, 500	
焼津水産化学工業	5, 400	802. 00	4, 330, 800	
アリアケジャパン	15, 300	5, 130. 00	78, 489, 000	
ピエトロ	2, 000	1, 806. 00	3, 612, 000	
エバラ食品工業	4, 700	2, 922. 00	13, 733, 400	
やまみ	1, 300	1, 430. 00	1, 859, 000	
ニチレイ	80, 500	3, 005. 00	241, 902, 500	
東洋水産	88, 800	5, 850. 00	519, 480, 000	
イートアンドホールディングス	7, 500	2, 200. 00	16, 500, 000	
大冷	1, 700	1, 911. 00	3, 248, 700	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	11, 100	800. 00	8, 880, 000	
日清食品ホールディングス	61, 800	11, 910. 00	736, 038, 000	
永谷園ホールディングス	8, 600	2, 148. 00	18, 472, 800	
一正蒲鉾	5, 900	762. 00	4, 495, 800	
フジッコ	18, 100	1, 895. 00	34, 299, 500	

ロック・フィールド	19,700	1,460.00	28,762,000	
日本たばこ産業	1,157,000	3,083.00	3,567,031,000	
ケンコーマヨネーズ	12,100	1,256.00	15,197,600	
わらべや日洋ホールディングス	12,900	2,285.00	29,476,500	
なとり	11,000	1,925.00	21,175,000	
イフジ産業	2,300	1,053.00	2,421,900	
ファーマフーズ	25,200	1,811.00	45,637,200	
ユーダレナ	113,600	916.00	104,057,600	
紀文食品	13,700	995.00	13,631,500	
ピックルスホールディングス	10,300	1,216.00	12,524,800	
ミヨシ油脂	4,800	985.00	4,728,000	
理研ビタミン	15,200	2,035.00	30,932,000	
片倉工業	16,800	1,698.00	28,526,400	
グンゼ	12,800	4,505.00	57,664,000	
東洋紡	77,800	1,015.00	78,967,000	
ユニチカ	56,500	221.00	12,486,500	
富士紡ホールディングス	7,200	3,075.00	22,140,000	
倉敷紡績	13,600	2,268.00	30,844,800	
シキボウ	7,700	972.00	7,484,400	
日本毛織	47,700	997.00	47,556,900	
トーア紡コードレーション	5,400	384.00	2,073,600	
帝国繊維	20,500	1,640.00	33,620,000	
帝人	172,200	1,375.00	236,775,000	
東レ	1,198,700	735.60	881,763,720	
住江織物	3,000	2,425.00	7,275,000	
日本フエルト	9,000	410.00	3,690,000	
イチカワ	2,200	1,344.00	2,956,800	
日東製綱	1,500	1,385.00	2,077,500	
アツギ	8,600	414.00	3,560,400	
ダイニック	3,600	740.00	2,664,000	
セーレン	34,800	2,269.00	78,961,200	
ソトー	4,600	752.00	3,459,200	
東海染工	1,500	1,064.00	1,596,000	
小松マテーレ	26,200	661.00	17,318,200	
ワコールホールディングス	34,500	2,903.00	100,153,500	
ホギメディカル	24,100	3,295.00	79,409,500	

T S I ホールディングス	60,500	674.00	40,777,000	
マツオカコーポレーション	3,900	1,097.00	4,278,300	
ワールド	23,100	1,540.00	35,574,000	
三陽商会	5,300	1,634.00	8,660,200	
ナイガイ	5,300	262.00	1,388,600	
オンワードホールディングス	116,500	380.00	44,270,000	
ルックホールディングス	4,100	2,279.00	9,343,900	
ゴールドワイン	31,700	11,900.00	377,230,000	
デサント	30,900	3,850.00	118,965,000	
キング	6,400	555.00	3,552,000	
ヤマトイインターナショナル	11,700	268.00	3,135,600	
特種東海製紙	8,000	3,110.00	24,880,000	
王子ホールディングス	744,800	549.00	408,895,200	
日本製紙	93,100	1,162.00	108,182,200	
三菱製紙	16,700	469.00	7,832,300	
北越コーポレーション	113,000	907.00	102,491,000	
中越パルプ工業	5,600	1,238.00	6,932,800	
巴川製紙所	4,400	658.00	2,895,200	
大王製紙	79,000	1,054.00	83,266,000	
阿波製紙	3,300	544.00	1,795,200	
レンゴー	162,800	840.00	136,752,000	
トーモク	10,300	1,895.00	19,518,500	
ザ・パック	13,300	3,055.00	40,631,500	
北の達人コーポレーション	75,300	286.00	21,535,800	
クラレ	284,200	1,343.00	381,680,600	
旭化成	1,116,600	965.50	1,078,077,300	
共和レザー	8,000	533.00	4,264,000	
レゾナック・ホールディングス	172,800	2,269.00	392,083,200	
住友化学	1,326,400	425.00	563,720,000	
住友精化	7,500	4,200.00	31,500,000	
日産化学	84,900	6,070.00	515,343,000	
ラサ工業	6,900	2,089.00	14,414,100	
クレハ	15,300	8,170.00	125,001,000	
多木化学	6,900	4,320.00	29,808,000	
ティカ	12,000	1,290.00	15,480,000	
石原産業	32,300	1,273.00	41,117,900	

片倉コーポアグリ	2,800	1,256.00	3,516,800	
日本曹達	19,200	4,705.00	90,336,000	
東ソー	238,700	1,645.00	392,661,500	
トクヤマ	57,700	2,223.00	128,267,100	
セントラル硝子	28,700	2,938.00	84,320,600	
東亞合成	89,700	1,238.00	111,048,600	
大阪ソーダ	10,700	4,105.00	43,923,500	
関東電化工業	34,600	875.00	30,275,000	
デンカ	65,000	2,618.00	170,170,000	
信越化学工業	1,486,200	4,403.00	6,543,738,600	
日本カーバイド工業	5,300	1,293.00	6,852,900	
堺化学工業	13,600	1,827.00	24,847,200	
第一稀元素化学工業	16,300	905.00	14,751,500	
エア・ウォーター	168,700	1,861.00	313,950,700	
日本酸素ホールディングス	173,500	2,910.00	504,885,000	
日本化学工業	6,000	1,812.00	10,872,000	
東邦アセチレン	2,900	1,297.00	3,761,300	
日本パーカライジング	88,500	1,066.00	94,341,000	
高圧ガス工業	26,000	738.00	19,188,000	
チタン工業	1,700	1,389.00	2,361,300	
四国化成ホールディングス	21,200	1,447.00	30,676,400	
戸田工業	4,100	2,316.00	9,495,600	
ステラ ケミファ	10,600	3,035.00	32,171,000	
保土谷化学工業	5,100	3,190.00	16,269,000	
日本触媒	27,200	5,220.00	141,984,000	
大日精化工業	12,400	1,945.00	24,118,000	
カネカ	40,900	3,880.00	158,692,000	
三菱瓦斯化学	133,500	1,981.00	264,463,500	
三井化学	147,400	3,575.00	526,955,000	
J S R	166,900	3,400.00	567,460,000	
東京応化工業	31,300	8,480.00	265,424,000	
大阪有機化学工業	13,500	2,384.00	32,184,000	
三菱ケミカルグループ	1,206,600	825.80	996,410,280	
KHネオケム	29,800	2,285.00	68,093,000	
ダイセル	262,900	1,201.00	315,742,900	
住友ベークライト	26,500	5,560.00	147,340,000	

積水化学工業	365,700	1,964.00	718,234,800	
日本ゼオン	107,200	1,479.00	158,548,800	
アイカ工業	45,100	2,960.00	133,496,000	
U B E	92,200	2,225.00	205,145,000	
積水樹脂	26,000	2,046.00	53,196,000	
タキロンシーアイ	39,100	527.00	20,605,700	
旭有機材	11,900	3,725.00	44,327,500	
ニチバン	11,100	1,848.00	20,512,800	
リケンテクノス	38,500	609.00	23,446,500	
大倉工業	8,300	2,085.00	17,305,500	
積水化成品工業	25,100	419.00	10,516,900	
群栄化学工業	4,200	2,535.00	10,647,000	
タイガースポリマー	6,300	540.00	3,402,000	
ミライアル	4,300	1,701.00	7,314,300	
ダイキアクシス	5,100	711.00	3,626,100	
ダイキヨーニシカワ	39,500	750.00	29,625,000	
竹本容器	4,700	799.00	3,755,300	
森六ホールディングス	9,100	2,006.00	18,254,600	
恵和	11,600	1,108.00	12,852,800	
日本化薬	136,600	1,212.00	165,559,200	
カーリットホールディングス	16,100	718.00	11,559,800	
日本精化	10,200	2,549.00	25,999,800	
扶桑化学工業	16,600	4,010.00	66,566,000	
トリケミカル研究所	23,900	2,566.00	61,327,400	
A D E K A	62,300	2,483.00	154,690,900	
日油	55,300	5,980.00	330,694,000	
新日本理化	19,200	214.00	4,108,800	
ハリマ化成グループ	9,700	849.00	8,235,300	
花王	435,400	5,080.00	2,211,832,000	
第一工業製薬	6,400	1,817.00	11,628,800	
石原ケミカル	8,200	1,644.00	13,480,800	
日華化学	5,600	835.00	4,676,000	
ニイタカ	2,500	2,152.00	5,380,000	
三洋化成工業	11,000	4,120.00	45,320,000	
有機合成薬品工業	10,300	295.00	3,038,500	
大日本塗料	21,800	904.00	19,707,200	

日本ペイントホールディングス	791,200	1,100.00	870,320,000	
関西ペイント	163,800	2,114.00	346,273,200	
神東塗料	11,600	132.00	1,531,200	
中国塗料	29,400	1,075.00	31,605,000	
日本特殊塗料	8,800	1,004.00	8,835,200	
藤倉化成	24,000	423.00	10,152,000	
太陽ホールディングス	27,200	2,630.00	71,536,000	
D I C	69,900	2,569.00	179,573,100	
サカタインクス	39,800	1,159.00	46,128,200	
東洋インキ S C ホールディングス	35,000	2,192.00	76,720,000	
T & K TOKA	15,900	1,187.00	18,873,300	
富士フィルムホールディングス	343,500	8,529.00	2,929,711,500	
資生堂	373,800	6,503.00	2,430,821,400	
ライオン	214,800	1,370.00	294,276,000	
高砂香料工業	12,100	2,630.00	31,823,000	
マンダム	38,700	1,547.00	59,868,900	
ミルボン	26,500	4,830.00	127,995,000	
ファンケル	78,300	2,308.00	180,716,400	
コーワー	36,400	14,030.00	510,692,000	
コタ	16,500	1,579.00	26,053,500	
シーボン	1,800	1,555.00	2,799,000	
ポーラ・オルビスホールディングス	91,800	1,958.00	179,744,400	
ノエビアホールディングス	16,000	5,280.00	84,480,000	
アジュバンホールディングス	3,400	919.00	3,124,600	
新日本製薬	10,200	1,382.00	14,096,400	
アクシージア	9,100	1,207.00	10,983,700	
エステー	13,800	1,532.00	21,141,600	
アグロ カネショウ	7,200	1,612.00	11,606,400	
コニシ	29,900	2,128.00	63,627,200	
長谷川香料	34,200	3,105.00	106,191,000	
星光PMC	7,100	557.00	3,954,700	
小林製薬	52,100	7,920.00	412,632,000	
荒川化学工業	15,200	1,000.00	15,200,000	
メック	14,700	3,200.00	47,040,000	
日本高純度化学	4,500	2,529.00	11,380,500	
タカラバイオ	48,200	1,629.00	78,517,800	

J C U	20,000	3,525.00	70,500,000	
新田ゼラチン	8,600	736.00	6,329,600	
O A Tアグリオ	5,700	1,799.00	10,254,300	
デクセリアルズ	51,700	3,050.00	157,685,000	
アース製薬	16,200	5,000.00	81,000,000	
北興化学工業	18,000	935.00	16,830,000	
大成ラミック	5,600	2,923.00	16,368,800	
クミアイ化学工業	71,100	914.00	64,985,400	
日本農薬	32,800	636.00	20,860,800	
アキレス	11,300	1,427.00	16,125,100	
有沢製作所	29,100	1,108.00	32,242,800	
日東電工	130,000	10,070.00	1,309,100,000	
レック	25,500	819.00	20,884,500	
三光合成	22,500	548.00	12,330,000	
きもと	20,500	182.00	3,731,000	
藤森工業	14,100	3,465.00	48,856,500	
前澤化成工業	11,600	1,571.00	18,223,600	
未来工業	6,400	2,378.00	15,219,200	
ウェーブロックホールディングス	4,200	572.00	2,402,400	
J S P	12,600	1,664.00	20,966,400	
エフピコ	33,900	2,872.00	97,360,800	
天馬	15,200	2,467.00	37,498,400	
信越ポリマー	33,100	1,416.00	46,869,600	
東リ	31,200	307.00	9,578,400	
ニフコ	64,600	3,770.00	243,542,000	
バルカー	15,000	3,490.00	52,350,000	
ユニ・チャーム	373,000	5,177.00	1,931,021,000	
ショーエイコーポレーション	4,000	560.00	2,240,000	
協和キリン	216,300	2,662.00	575,790,600	
武田薬品工業	1,584,300	4,539.00	7,191,137,700	
アステラス製薬	1,691,200	2,296.00	3,882,995,200	
住友ファーマ	132,800	673.00	89,374,400	
塩野義製薬	225,700	6,179.00	1,394,600,300	
わかもと製薬	13,000	229.00	2,977,000	
日本新薬	42,200	6,420.00	270,924,000	
中外製薬	560,400	3,806.00	2,132,882,400	

科研製薬	30,700	3,585.00	110,059,500	
エーザイ	217,800	8,925.00	1,943,865,000	
ロート製薬	173,400	3,015.00	522,801,000	
小野薬品工業	345,400	2,600.00	898,040,000	
久光製薬	39,800	3,685.00	146,663,000	
持田製薬	20,600	3,455.00	71,173,000	
参天製薬	326,200	1,291.00	421,124,200	
扶桑薬品工業	5,700	2,005.00	11,428,500	
日本ケミファ	1,400	1,840.00	2,576,000	
ツムラ	56,400	2,853.00	160,909,200	
キッセイ薬品工業	27,700	2,891.00	80,080,700	
生化学工業	34,100	776.00	26,461,600	
栄研化学	29,100	1,537.00	44,726,700	
鳥居薬品	9,600	3,345.00	32,112,000	
J C R ファーマ	60,600	1,377.00	83,446,200	
東和薬品	27,500	1,846.00	50,765,000	
富士製薬工業	13,200	1,189.00	15,694,800	
ゼリア新薬工業	24,800	2,451.00	60,784,800	
そーせいグループ	61,500	3,040.00	186,960,000	
第一三共	1,559,600	4,544.00	7,086,822,400	
杏林製薬	38,800	1,786.00	69,296,800	
大幸薬品	32,500	374.00	12,155,000	
ダイト	12,500	2,409.00	30,112,500	
大塚ホールディングス	409,600	5,228.00	2,141,388,800	
大正製薬ホールディングス	39,800	5,380.00	214,124,000	
ペプチドリーム	86,800	2,007.00	174,207,600	
あすか製薬ホールディングス	18,400	1,266.00	23,294,400	
サワイグループホールディングス	40,900	3,525.00	144,172,500	
日本コークス工業	161,500	100.00	16,150,000	
ニチレキ	21,200	1,730.00	36,676,000	
ユシロ化学工業	9,300	978.00	9,095,400	
ビーピー・カストロール	5,400	889.00	4,800,600	
富士石油	36,500	267.00	9,745,500	
MORESCO	4,500	1,132.00	5,094,000	
出光興産	198,800	2,793.00	555,248,400	
ENEOSホールディングス	3,036,700	476.50	1,446,987,550	

コスモエネルギーホールディングス	70,800	4,105.00	290,634,000	
横浜ゴム	101,900	3,050.00	310,795,000	
TOYO TIRE	102,900	1,748.00	179,869,200	
ブリヂストン	571,700	5,763.00	3,294,707,100	
住友ゴム工業	175,600	1,285.00	225,646,000	
藤倉コンポジット	9,900	929.00	9,197,100	
オカモト	9,900	4,015.00	39,748,500	
フコク	9,400	1,174.00	11,035,600	
ニッタ	18,200	3,025.00	55,055,000	
住友理工	34,700	762.00	26,441,400	
三ツ星ベルト	26,100	4,035.00	105,313,500	
バandoー化学	28,400	1,307.00	37,118,800	
日東紡績	20,300	2,169.00	44,030,700	
AGC	182,200	5,130.00	934,686,000	
日本板硝子	91,300	610.00	55,693,000	
石塚硝子	2,300	1,522.00	3,500,600	
日本山村硝子	5,400	897.00	4,843,800	
日本電気硝子	73,200	2,657.00	194,492,400	
オハラ	8,700	1,229.00	10,692,300	
住友大阪セメント	25,300	3,525.00	89,182,500	
太平洋セメント	114,100	2,426.00	276,806,600	
日本ヒューム	16,000	740.00	11,840,000	
日本コンクリート工業	35,400	282.00	9,982,800	
三谷セキサン	7,500	4,795.00	35,962,500	
アジアパイルホールディングス	28,300	605.00	17,121,500	
東海カーボン	150,300	1,222.00	183,666,600	
日本カーボン	10,300	4,415.00	45,474,500	
東洋炭素	11,300	5,080.00	57,404,000	
ノリタケカンパニーリミテド	9,000	5,040.00	45,360,000	
TOTO	118,200	4,285.00	506,487,000	
日本碍子	208,300	1,742.00	362,858,600	
日本特殊陶業	136,400	2,618.00	357,095,200	
MARUWA	6,600	19,490.00	128,634,000	
品川リフラクトリーズ	5,100	4,825.00	24,607,500	
黒崎播磨	3,700	6,780.00	25,086,000	
ヨータイ	12,100	1,414.00	17,109,400	

東京窯業	13,400	327.00	4,381,800	
ニッカトー	6,600	601.00	3,966,600	
フジミインコーポレーテッド	14,300	8,940.00	127,842,000	
クニミネ工業	4,300	920.00	3,956,000	
エーアンドエーマテリアル	2,700	1,059.00	2,859,300	
ニチアス	45,300	2,723.00	123,351,900	
ニチハ	22,500	2,936.00	66,060,000	
日本製鉄	824,700	2,811.00	2,318,231,700	
神戸製鋼所	370,400	1,082.00	400,772,800	
中山製鋼所	38,000	770.00	29,260,000	
合同製鐵	9,200	3,130.00	28,796,000	
J F E ホールディングス	492,200	1,771.00	871,686,200	
東京製鐵	51,800	1,352.00	70,033,600	
共英製鋼	21,000	1,830.00	38,430,000	
大和工業	30,400	5,570.00	169,328,000	
東京鐵鋼	8,800	2,571.00	22,624,800	
大阪製鐵	8,500	1,338.00	11,373,000	
淀川製鋼所	20,900	2,966.00	61,989,400	
中部鋼鈑	15,100	1,850.00	27,935,000	
丸一鋼管	56,100	3,115.00	174,751,500	
モリ工業	3,300	3,245.00	10,708,500	
大同特殊鋼	23,200	5,300.00	122,960,000	
日本高周波鋼業	5,000	321.00	1,605,000	
日本冶金工業	13,500	4,075.00	55,012,500	
山陽特殊製鋼	18,200	2,568.00	46,737,600	
愛知製鋼	10,600	2,582.00	27,369,200	
日本金属	3,100	888.00	2,752,800	
太平洋金属	13,100	1,644.00	21,536,400	
新日本電工	117,900	274.00	32,304,600	
栗本鐵工所	8,800	2,002.00	17,617,600	
虹技	1,800	1,180.00	2,124,000	
三菱製鋼	11,600	1,197.00	13,885,200	
日亜鋼業	14,700	293.00	4,307,100	
日本精線	2,500	4,495.00	11,237,500	
エンビプロ・ホールディングス	9,900	586.00	5,801,400	
シンニッタン	15,600	243.00	3,790,800	

新家工業	3,100	2,170.00	6,727,000	
大紀アルミニウム工業所	26,300	1,315.00	34,584,500	
日本軽金属ホールディングス	49,700	1,366.00	67,890,200	
三井金属鉱業	53,600	3,180.00	170,448,000	
東邦亜鉛	10,900	1,722.00	18,769,800	
三菱マテリアル	122,900	2,385.00	293,116,500	
住友金属鉱山	213,600	4,325.00	923,820,000	
DOWAホールディングス	41,400	4,265.00	176,571,000	
古河機械金属	27,100	1,388.00	37,614,800	
大阪チタニウムテクノロジーズ	27,100	3,030.00	82,113,000	
東邦チタニウム	33,400	1,929.00	64,428,600	
U A C J	25,800	2,632.00	67,905,600	
CKサンエツ	4,500	4,170.00	18,765,000	
古河電気工業	61,400	2,420.00	148,588,000	
住友電気工業	636,000	1,706.00	1,085,016,000	
フジクラ	197,600	1,090.00	215,384,000	
S W C C	20,600	1,883.00	38,789,800	
タツタ電線	37,600	716.00	26,921,600	
カナレ電気	2,300	1,324.00	3,045,200	
平河ヒューテック	10,700	1,417.00	15,161,900	
リョービ	19,700	1,569.00	30,909,300	
アーレスティ	16,000	629.00	10,064,000	
アサヒホールディングス	74,500	1,930.00	143,785,000	
稻葉製作所	9,600	1,453.00	13,948,800	
宮地エンジニアリンググループ	5,100	3,960.00	20,196,000	
トーカロ	50,600	1,379.00	69,777,400	
アルファC o	5,200	1,067.00	5,548,400	
S U M C O	350,600	2,099.00	735,909,400	
川田テクノロジーズ	4,300	4,890.00	21,027,000	
R S T e c h n o l o g i e s	12,300	3,250.00	39,975,000	
ジェイテックコーポレーション	1,900	2,735.00	5,196,500	
信和	7,900	732.00	5,782,800	
東洋製罐グループホールディングス	121,900	2,090.00	254,771,000	
ホッカンホールディングス	9,900	1,358.00	13,444,200	
コロナ	10,300	881.00	9,074,300	
横河ブリッジホールディングス	23,100	2,268.00	52,390,800	

駒井ハルテック	2,300	1,783.00	4,100,900	
高田機工	1,200	2,715.00	3,258,000	
三和ホールディングス	169,600	1,631.00	276,617,600	
文化シヤッター	53,000	1,134.00	60,102,000	
三協立山	21,100	655.00	13,820,500	
アルインコ	14,000	988.00	13,832,000	
東洋シヤッター	3,300	553.00	1,824,900	
LIXIL	268,300	1,879.00	504,135,700	
日本ファイルコン	9,300	464.00	4,315,200	
ノーリツ	27,100	1,751.00	47,452,100	
長府製作所	18,600	2,346.00	43,635,600	
リンナイ	100,200	3,015.00	302,103,000	
ダイニチ工業	7,100	697.00	4,948,700	
日東精工	26,700	597.00	15,939,900	
三洋工業	1,600	1,916.00	3,065,600	
岡部	29,600	784.00	23,206,400	
ジーテクト	20,500	1,385.00	28,392,500	
東プレ	32,500	1,467.00	47,677,500	
高周波熱鍊	28,400	918.00	26,071,200	
東京製綱	10,900	1,072.00	11,684,800	
サンコール	12,700	499.00	6,337,300	
モリテック スチール	10,500	261.00	2,740,500	
パイオラックス	25,400	1,956.00	49,682,400	
エイチワン	19,000	650.00	12,350,000	
日本発條	162,900	975.00	158,827,500	
中央発條	13,600	713.00	9,696,800	
アドバネクス	1,700	1,005.00	1,708,500	
立川ブラインド工業	8,300	1,243.00	10,316,900	
三益半導体工業	14,200	3,115.00	44,233,000	
日本ドライケミカル	3,400	1,710.00	5,814,000	
日本製鋼所	49,700	2,811.00	139,706,700	
三浦工業	75,300	3,760.00	283,128,000	
タクマ	55,500	1,441.00	79,975,500	
ツガミ	40,200	1,324.00	53,224,800	
オークマ	18,000	6,710.00	120,780,000	
芝浦機械	18,000	4,535.00	81,630,000	

アマダ	287,800	1,359.00	391,120,200	
アイダエンジニアリング	37,200	916.00	34,075,200	
TAKI SAWA	3,800	1,229.00	4,670,200	
FUJI	78,400	2,319.00	181,809,600	
牧野フライス製作所	20,000	5,340.00	106,800,000	
オーエスジー	86,100	2,024.00	174,266,400	
ダイジェット工業	1,600	862.00	1,379,200	
旭ダイヤモンド工業	50,500	860.00	43,430,000	
DMG森精機	109,400	2,377.00	260,043,800	
ソディック	49,800	728.00	36,254,400	
ディスコ	86,800	20,440.00	1,774,192,000	
日東工器	8,800	2,053.00	18,066,400	
日進工具	15,100	1,141.00	17,229,100	
パンチ工業	12,800	490.00	6,272,000	
富士ダイス	6,700	686.00	4,596,200	
豊和工業	7,800	780.00	6,084,000	
東洋機械金属	9,800	639.00	6,262,200	
エンシュウ	3,200	687.00	2,198,400	
島精機製作所	28,800	1,750.00	50,400,000	
オプトラン	26,700	2,376.00	63,439,200	
N C ホールディングス	2,900	2,208.00	6,403,200	
イワキポンプ	12,100	1,300.00	15,730,000	
フリュー	19,000	1,069.00	20,311,000	
ヤマシンフィルタ	43,200	319.00	13,780,800	
日阪製作所	17,600	878.00	15,452,800	
やまびこ	29,500	1,452.00	42,834,000	
野村マイクロ・サイエンス	6,100	6,380.00	38,918,000	
平田機工	8,600	7,320.00	62,952,000	
PEGASUS	20,000	556.00	11,120,000	
マルマエ	7,900	1,809.00	14,291,100	
タツモ	9,900	2,055.00	20,344,500	
ナブテスコ	113,200	3,100.00	350,920,000	
三井海洋開発	22,600	1,364.00	30,826,400	
レオン自動機	19,000	1,507.00	28,633,000	
SMC	58,500	74,550.00	4,361,175,000	
ホソカワミクロン	12,700	2,807.00	35,648,900	

ユニオンツール	7,900	3,200.00	25,280,000	
オイレス工業	25,200	1,912.00	48,182,400	
日精エー・エス・ビー機械	7,200	4,070.00	29,304,000	
サトーホールディングス	25,700	1,950.00	50,115,000	
技研製作所	17,000	2,016.00	34,272,000	
日本エアーテック	9,200	1,140.00	10,488,000	
カワタ	4,100	936.00	3,837,600	
日精樹脂工業	13,500	953.00	12,865,500	
オカダアイヨン	4,300	1,914.00	8,230,200	
ワイエイシイホールディングス	6,000	3,525.00	21,150,000	
小松製作所	844,800	3,435.00	2,901,888,000	
住友重機械工業	106,700	3,195.00	340,906,500	
日立建機	71,800	3,530.00	253,454,000	
日工	26,900	633.00	17,027,700	
巴工業	7,800	2,452.00	19,125,600	
井関農機	17,000	1,206.00	20,502,000	
TOWA	18,400	2,545.00	46,828,000	
丸山製作所	2,400	1,822.00	4,372,800	
北川鉄工所	7,200	1,205.00	8,676,000	
ローツェ	9,400	11,540.00	108,476,000	
タカキタ	4,100	440.00	1,804,000	
クボタ	954,100	2,000.00	1,908,200,000	
荏原実業	8,700	3,040.00	26,448,000	
三菱化工機	5,900	2,457.00	14,496,300	
月島ホールディングス	24,500	1,168.00	28,616,000	
帝国電機製作所	12,700	2,315.00	29,400,500	
新東工業	36,600	1,094.00	40,040,400	
濱谷工業	17,000	2,572.00	43,724,000	
アイチ コーポレーション	25,300	845.00	21,378,500	
小森コーポレーション	41,900	979.00	41,020,100	
鶴見製作所	13,800	2,461.00	33,961,800	
日本ギア工業	4,900	382.00	1,871,800	
酒井重工業	2,300	4,465.00	10,269,500	
荏原製作所	73,800	6,300.00	464,940,000	
石井鐵工所	1,600	2,848.00	4,556,800	
西島製作所	15,600	1,612.00	25,147,200	

北越工業	18,200	1,265.00	23,023,000	
ダイキン工業	215,200	26,750.00	5,756,600,000	
オルガノ	24,800	3,895.00	96,596,000	
トヨーカネツ	6,900	3,455.00	23,839,500	
栗田工業	100,900	5,910.00	596,319,000	
椿本チエイン	25,600	3,425.00	87,680,000	
大同工業	5,800	723.00	4,193,400	
木村化工機	14,000	713.00	9,982,000	
アネスト岩田	30,700	1,097.00	33,677,900	
ダイフク	278,900	2,875.00	801,837,500	
サムコ	4,800	5,780.00	27,744,000	
加藤製作所	6,700	1,082.00	7,249,400	
油研工業	2,200	2,028.00	4,461,600	
タダノ	95,200	1,059.00	100,816,800	
フジテック	63,200	3,680.00	232,576,000	
C K D	49,900	2,156.00	107,584,400	
平和	60,000	2,406.00	144,360,000	
理想科学工業	16,100	2,265.00	36,466,500	
SANKYO	35,400	5,570.00	197,178,000	
日本金錢機械	19,900	1,137.00	22,626,300	
マースグループホールディングス	10,600	3,010.00	31,906,000	
フクシマガリレイ	13,300	5,150.00	68,495,000	
オーイズミ	5,400	496.00	2,678,400	
ダイコク電機	9,900	2,843.00	28,145,700	
竹内製作所	32,700	3,875.00	126,712,500	
アマノ	51,200	2,966.00	151,859,200	
J U K I	28,100	575.00	16,157,500	
ジャノメ	18,400	607.00	11,168,800	
マックス	22,200	2,337.00	51,881,400	
グローリー	43,300	2,695.00	116,693,500	
新晃工業	18,200	2,038.00	37,091,600	
大和冷機工業	27,700	1,388.00	38,447,600	
セガサミーホールディングス	144,900	2,700.00	391,230,000	
日本ピストンリング	4,800	1,412.00	6,777,600	
リケン	7,100	2,801.00	19,887,100	
T P R	20,700	1,486.00	30,760,200	

ツバキ・ナカシマ	44,500	889.00	39,560,500	
ホシザキ	116,100	5,200.00	603,720,000	
大豊工業	15,700	796.00	12,497,200	
日本精工	331,300	865.00	286,574,500	
N T N	355,400	290.00	103,066,000	
ジェイテクト	160,500	1,207.00	193,723,500	
不二越	13,300	3,965.00	52,734,500	
日本トムソン	44,300	595.00	26,358,500	
T H K	104,000	3,095.00	321,880,000	
ユーション精機	14,400	700.00	10,080,000	
前澤給装工業	12,700	1,128.00	14,325,600	
イーグル工業	20,000	1,499.00	29,980,000	
前澤工業	8,100	732.00	5,929,200	
日本ピラー工業	16,700	4,070.00	67,969,000	
キッツ	66,500	1,040.00	69,160,000	
マキタ	224,300	3,835.00	860,190,500	
三井E & S	83,900	487.00	40,859,300	
日立造船	147,900	840.00	124,236,000	
三菱重工業	315,300	6,134.00	1,934,050,200	
I H I	113,600	3,380.00	383,968,000	
スター精密	34,100	1,869.00	63,732,900	
日清紡ホールディングス	146,800	1,068.00	156,782,400	
イビデン	103,500	7,580.00	784,530,000	
コニカミノルタ	403,500	479.00	193,276,500	
プラザー工業	241,100	2,083.00	502,211,300	
ミネベアミツミ	313,700	2,694.00	845,107,800	
日立製作所	876,700	8,129.00	7,126,694,300	
東芝	346,900	4,488.00	1,556,887,200	
三菱電機	1,863,300	1,832.00	3,413,565,600	
富士電機	109,600	6,110.00	669,656,000	
東洋電機製造	4,500	1,008.00	4,536,000	
安川電機	213,600	5,930.00	1,266,648,000	
シンフォニアテクノロジー	19,900	1,668.00	33,193,200	
明電舎	27,400	1,907.00	52,251,800	
オリジン	3,100	1,257.00	3,896,700	
山洋電気	7,800	7,490.00	58,422,000	

デンヨー	13,700	1,917.00	26,262,900	
P H C ホールディングス	25,400	1,627.00	41,325,800	
ソシオネクスト	24,700	15,550.00	384,085,000	
東芝テック	26,900	4,160.00	111,904,000	
芝浦メカトロニクス	3,500	18,100.00	63,350,000	
マブチモーター	44,900	3,820.00	171,518,000	
ニデック	438,700	7,095.00	3,112,576,500	
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	14,000	493.00	6,902,000	
トレックス・セミコンダクター	8,700	2,207.00	19,200,900	
東光高岳	11,100	2,029.00	22,521,900	
ダブル・スコープ	58,900	1,034.00	60,902,600	
ダイヘン	16,300	5,070.00	82,641,000	
ヤーマン	31,500	1,144.00	36,036,000	
J V C ケンウッド	165,000	500.00	82,500,000	
ミマキエンジニアリング	17,600	735.00	12,936,000	
I - P E X	10,300	1,348.00	13,884,400	
大崎電気工業	42,800	547.00	23,411,600	
オムロン	165,200	8,521.00	1,407,669,200	
日東工業	24,300	3,235.00	78,610,500	
I D E C	26,600	3,190.00	84,854,000	
正興電機製作所	5,700	991.00	5,648,700	
不二電機工業	3,200	1,117.00	3,574,400	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	59,300	2,470.00	146,471,000	
サクサホールディングス	2,900	1,888.00	5,475,200	
メルコホールディングス	4,600	3,165.00	14,559,000	
テクノメディカ	4,600	1,821.00	8,376,600	
日本電気	255,000	6,440.00	1,642,200,000	
富士通	179,600	18,010.00	3,234,596,000	
沖電気工業	81,500	816.00	66,504,000	
岩崎通信機	6,100	828.00	5,050,800	
電気興業	7,300	2,232.00	16,293,600	
サンケン電気	16,800	11,910.00	200,088,000	
ナカヨ	2,200	1,062.00	2,336,400	
アイホン	10,900	2,221.00	24,208,900	
ルネサスエレクトロニクス	1,176,500	2,240.50	2,635,948,250	
セイコーエプソン	231,300	2,156.00	498,682,800	

ワコム	137,600	722.00	99,347,200	
アルバック	42,800	5,920.00	253,376,000	
アクセル	5,500	1,365.00	7,507,500	
E I Z O	13,200	4,825.00	63,690,000	
日本信号	41,100	1,047.00	43,031,700	
京三製作所	37,800	441.00	16,669,800	
能美防災	24,600	1,825.00	44,895,000	
ホーチキ	13,700	1,627.00	22,289,900	
星和電機	6,400	481.00	3,078,400	
エレコム	43,400	1,415.00	61,411,000	
パナソニック ホールディングス	2,129,500	1,452.50	3,093,098,750	
シャープ	217,100	821.00	178,239,100	
アンリツ	127,000	1,202.00	152,654,000	
富士通ゼネラル	51,100	3,200.00	163,520,000	
ソニーグループ	1,262,700	13,275.00	16,762,342,500	
T D K	285,500	5,360.00	1,530,280,000	
帝国通信工業	8,400	1,538.00	12,919,200	
タムラ製作所	77,400	712.00	55,108,800	
アルプスアルパイン	161,300	1,250.00	201,625,000	
池上通信機	4,400	608.00	2,675,200	
日本電波工業	21,900	1,343.00	29,411,700	
鈴木	10,100	912.00	9,211,200	
マイコー	19,800	2,524.00	49,975,200	
日本トリム	4,200	2,861.00	12,016,200	
ローランド ディー. ジー.	10,000	3,335.00	33,350,000	
フォスター電機	16,700	991.00	16,549,700	
SMK	4,300	2,358.00	10,139,400	
ヨコオ	14,600	1,770.00	25,842,000	
ホシデン	42,300	1,736.00	73,432,800	
ヒロセ電機	29,800	19,320.00	575,736,000	
日本航空電子工業	37,000	2,593.00	95,941,000	
TOA	20,500	850.00	17,425,000	
マクセル	36,800	1,473.00	54,206,400	
古野電気	23,800	981.00	23,347,800	
スマダコーポレーション	16,800	1,280.00	21,504,000	
アイコム	6,900	2,895.00	19,975,500	

リオン	7,600	1,830.00	13,908,000	
横河電機	197,200	2,643.00	521,199,600	
新電元工業	6,900	3,425.00	23,632,500	
アズビル	124,700	4,425.00	551,797,500	
東亜ディーケーケー	7,000	813.00	5,691,000	
日本光電工業	82,600	3,735.00	308,511,000	
チノー	7,400	2,187.00	16,183,800	
共和電業	13,000	352.00	4,576,000	
日本電子材料	11,800	1,611.00	19,009,800	
堀場製作所	39,700	7,730.00	306,881,000	
アドバンテスト	140,600	17,670.00	2,484,402,000	
小野測器	6,000	439.00	2,634,000	
エスペック	14,500	2,043.00	29,623,500	
キーエンス	178,600	68,650.00	12,260,890,000	
日置電機	9,400	9,260.00	87,044,000	
システムズ	154,000	9,197.00	1,416,338,000	
日本マイクロニクス	29,600	1,743.00	51,592,800	
メガチップス	14,800	3,415.00	50,542,000	
OBARA GROUP	9,800	4,135.00	40,523,000	
澤藤電機	2,000	1,122.00	2,244,000	
原田工業	6,600	799.00	5,273,400	
コーチェル	21,800	1,143.00	24,917,400	
イリソ電子工業	16,500	4,295.00	70,867,500	
オプテックスグループ	32,900	1,965.00	64,648,500	
千代田インテグレ	6,400	2,353.00	15,059,200	
レーザーテック	81,800	22,415.00	1,833,547,000	
スタンレー電気	127,200	2,856.00	363,283,200	
ウシオ電機	90,900	1,931.00	175,527,900	
岡谷電機産業	12,100	274.00	3,315,400	
ヘリオス テクノ ホールディング	13,300	575.00	7,647,500	
エノモト	3,800	1,720.00	6,536,000	
日本セラミック	18,300	2,587.00	47,342,100	
遠藤照明	6,500	1,288.00	8,372,000	
古河電池	13,500	1,084.00	14,634,000	
双信電機	6,600	365.00	2,409,000	
山一電機	15,800	2,081.00	32,879,800	

図研	15,600	3,640.00	56,784,000	
日本電子	44,800	4,470.00	200,256,000	
カシオ計算機	133,000	1,176.00	156,408,000	
フアナック	876,000	4,760.00	4,169,760,000	
日本シエムケイ	38,700	470.00	18,189,000	
エンプラス	5,300	5,540.00	29,362,000	
大真空	22,300	680.00	15,164,000	
ローム	82,500	12,170.00	1,004,025,000	
浜松ホトニクス	143,300	7,170.00	1,027,461,000	
三井ハイテック	18,500	9,330.00	172,605,000	
新光電気工業	63,200	5,150.00	325,480,000	
京セラ	277,300	7,668.00	2,126,336,400	
太陽誘電	87,000	4,430.00	385,410,000	
村田製作所	541,400	8,257.00	4,470,339,800	
双葉電子工業	34,800	500.00	17,400,000	
北陸電気工業	5,500	1,194.00	6,567,000	
ニチコン	36,700	1,355.00	49,728,500	
日本ケミコン	17,900	1,328.00	23,771,200	
KOA	27,200	1,694.00	46,076,800	
市光工業	26,500	510.00	13,515,000	
小糸製作所	214,800	2,658.00	570,938,400	
ミツバ	33,500	698.00	23,383,000	
SCREENホールディングス	30,500	14,300.00	436,150,000	
キヤノン電子	19,900	1,913.00	38,068,700	
キヤノン	979,300	3,508.00	3,435,384,400	
リコー	447,500	1,186.00	530,735,000	
象印マホービン	53,500	1,704.00	91,164,000	
MUTOHホールディングス	2,100	1,756.00	3,687,600	
東京エレクトロン	377,800	19,720.00	7,450,216,000	
イノテック	12,100	1,608.00	19,456,800	
トヨタ紡織	75,200	2,293.00	172,433,600	
芦森工業	2,600	1,713.00	4,453,800	
ユニプレス	32,100	1,012.00	32,485,200	
豊田自動織機	130,500	8,460.00	1,104,030,000	
モリタホールディングス	31,400	1,501.00	47,131,400	
三櫻工業	27,400	739.00	20,248,600	

デンソー	368,200	8,778.00	3,232,059,600	
東海理化電機製作所	50,400	1,888.00	95,155,200	
川崎重工業	134,500	3,135.00	421,657,500	
名村造船所	35,600	516.00	18,369,600	
日本車輌製造	6,900	2,009.00	13,862,100	
三菱ロジスネクスト	28,500	1,169.00	33,316,500	
近畿車輛	1,900	1,424.00	2,705,600	
日産自動車	2,535,600	524.90	1,330,936,440	
いすゞ自動車	518,900	1,632.00	846,844,800	
トヨタ自動車	9,801,400	1,928.50	18,901,999,900	
日野自動車	230,100	553.00	127,245,300	
三菱自動車工業	696,300	461.00	320,994,300	
エフテック	9,700	804.00	7,798,800	
レシップホールディングス	5,500	492.00	2,706,000	
GMB	2,800	1,747.00	4,891,600	
ファルテック	2,300	625.00	1,437,500	
武藏精密工業	43,700	1,747.00	76,343,900	
日産車体	31,500	890.00	28,035,000	
新明和工業	56,100	1,259.00	70,629,900	
極東開発工業	29,500	1,670.00	49,265,000	
トピー工業	14,500	1,988.00	28,826,000	
ティラド	4,500	1,800.00	8,100,000	
曙ブレーキ工業	108,900	135.00	14,701,500	
タチエス	28,300	1,466.00	41,487,800	
NOK	69,400	1,873.00	129,986,200	
フタバ産業	48,000	471.00	22,608,000	
K Y B	17,200	4,625.00	79,550,000	
大同メタル工業	35,100	484.00	16,988,400	
プレス工業	79,900	577.00	46,102,300	
ミクニ	16,100	399.00	6,423,900	
太平洋工業	41,000	1,208.00	49,528,000	
アイシン	137,700	4,010.00	552,177,000	
マツダ	590,400	1,216.00	717,926,400	
今仙電機製作所	8,900	622.00	5,535,800	
本田技研工業	1,451,000	4,025.00	5,840,275,000	
スズキ	327,800	4,575.00	1,499,685,000	

S U B A R U	564,800	2,402.00	1,356,649,600	
安永	6,100	902.00	5,502,200	
ヤマハ発動機	280,500	3,535.00	991,567,500	
T B K	14,000	330.00	4,620,000	
エクセディ	29,200	2,158.00	63,013,600	
豊田合成	52,100	2,326.00	121,184,600	
愛三工業	29,600	1,019.00	30,162,400	
盟和産業	2,100	964.00	2,024,400	
日本プラス <i>ト</i>	11,100	449.00	4,983,900	
ヨロズ	16,800	814.00	13,675,200	
エフ・シー・シー	31,700	1,718.00	54,460,600	
シマノ	73,000	21,750.00	1,587,750,000	
ティ・エス テック	81,700	1,816.00	148,367,200	
ジャムコ	7,600	1,427.00	10,845,200	
テルモ	549,000	4,223.00	2,318,427,000	
クリエートメディック	4,500	906.00	4,077,000	
日機装	41,600	891.00	37,065,600	
日本エム・ディ・エム	10,600	968.00	10,260,800	
島津製作所	217,400	4,390.00	954,386,000	
J M S	16,500	530.00	8,745,000	
長野計器	13,000	1,764.00	22,932,000	
ブイ・テクノロジー	8,700	2,693.00	23,429,100	
東京計器	13,700	1,255.00	17,193,500	
愛知時計電機	7,000	1,564.00	10,948,000	
インターラクション	8,500	1,477.00	12,554,500	
オーバル	12,300	381.00	4,686,300	
東京精密	39,200	6,120.00	239,904,000	
マニー	71,400	1,666.00	118,952,400	
ニコン	258,100	1,581.00	408,056,100	
トプコン	94,000	1,926.00	181,044,000	
オリンパス	1,098,800	2,157.00	2,370,111,600	
理研計器	11,100	4,890.00	54,279,000	
タムロン	13,400	3,535.00	47,369,000	
HO Y A	381,200	17,165.00	6,543,298,000	
シード	7,100	572.00	4,061,200	
ノーリツ鋼機	16,900	2,226.00	37,619,400	

A&Dホロンホールディングス	26,000	1,499.00	38,974,000	
朝日インテック	199,500	2,675.00	533,662,500	
シチズン時計	196,300	827.00	162,340,100	
リズム	4,300	1,698.00	7,301,400	
大研医器	10,500	521.00	5,470,500	
メニコン	61,300	2,495.00	152,943,500	
シンシア	1,300	550.00	715,000	
松風	8,100	2,193.00	17,763,300	
セイコーグループ	27,600	2,597.00	71,677,200	
ニプロ	148,800	1,010.00	150,288,000	
KYORITSU	20,600	144.00	2,966,400	
中本パックス	4,200	1,621.00	6,808,200	
スノーピーク	30,600	1,858.00	56,854,800	
パラマウントベッドホールディングス	41,200	2,377.00	97,932,400	
トランザクション	11,800	1,663.00	19,623,400	
粧美堂	3,800	375.00	1,425,000	
ニホンフラッシュ	16,700	1,039.00	17,351,300	
前田工織	15,100	2,985.00	45,073,500	
永大産業	14,800	215.00	3,182,000	
アートネイチャー	18,400	756.00	13,910,400	
バンダイナムコホールディングス	489,000	3,307.00	1,617,123,000	
アイフィスジャパン	3,800	613.00	2,329,400	
SHOEI	40,300	2,641.00	106,432,300	
フランスベッドホールディングス	22,100	1,098.00	24,265,800	
パイロットコーポレーション	27,900	4,650.00	129,735,000	
萩原工業	11,900	1,258.00	14,970,200	
フジシールインターナショナル	36,100	1,504.00	54,294,400	
タカラトミー	82,400	1,673.00	137,855,200	
広済堂ホールディングス	9,300	2,372.00	22,059,600	
エステールホールディングス	3,200	609.00	1,948,800	
タカノ	5,100	726.00	3,702,600	
プロネクサス	14,800	977.00	14,459,600	
ホクシン	10,600	134.00	1,420,400	
ウッドワン	4,600	1,214.00	5,584,400	
大建工業	10,800	2,232.00	24,105,600	
凸版印刷	233,400	3,055.00	713,037,000	

大日本印刷	195, 100	4, 040. 00	788, 204, 000	
共同印刷	5, 000	2, 809. 00	14, 045, 000	
N I S S H A	33, 900	1, 626. 00	55, 121, 400	
光村印刷	1, 200	1, 170. 00	1, 404, 000	
TAKARA & COMPANY	11, 400	2, 344. 00	26, 721, 600	
アシックス	164, 800	3, 725. 00	613, 880, 000	
ツツミ	3, 100	2, 122. 00	6, 578, 200	
ローランド	13, 100	4, 025. 00	52, 727, 500	
小松ウォール工業	6, 600	2, 418. 00	15, 958, 800	
ヤマハ	112, 500	5, 670. 00	637, 875, 000	
河合楽器製作所	4, 800	3, 160. 00	15, 168, 000	
クリナップ	20, 000	670. 00	13, 400, 000	
ビジョン	113, 700	2, 042. 00	232, 175, 400	
キングジム	15, 700	916. 00	14, 381, 200	
リンテック	35, 800	2, 275. 00	81, 445, 000	
イトーキ	36, 600	854. 00	31, 256, 400	
任天堂	1, 127, 000	5, 909. 00	6, 659, 443, 000	
三菱鉛筆	25, 300	1, 723. 00	43, 591, 900	
タカラスタンダード	32, 900	1, 727. 00	56, 818, 300	
コクヨ	85, 900	1, 962. 00	168, 535, 800	
ナカバヤシ	19, 200	483. 00	9, 273, 600	
グローブライド	14, 400	2, 167. 00	31, 204, 800	
オカムラ	53, 700	1, 767. 00	94, 887, 900	
美津濃	17, 700	3, 660. 00	64, 782, 000	
東京電力ホールディングス	1, 609, 000	480. 00	772, 320, 000	
中部電力	657, 800	1, 665. 00	1, 095, 237, 000	
関西電力	689, 300	1, 595. 00	1, 099, 433, 500	
中国電力	284, 300	829. 00	235, 684, 700	
北陸電力	168, 500	744. 00	125, 364, 000	
東北電力	436, 400	822. 00	358, 720, 800	
四国電力	152, 400	951. 00	144, 932, 400	
九州電力	411, 500	866. 00	356, 359, 000	
北海道電力	172, 500	571. 00	98, 497, 500	
沖縄電力	41, 800	1, 167. 00	48, 780, 600	
電源開発	134, 400	2, 087. 00	280, 492, 800	
エフオン	11, 600	558. 00	6, 472, 800	

イーレックス	31,700	1,183.00	37,501,100	
レノバ	47,500	1,632.00	77,520,000	
東京瓦斯	377,400	2,999.00	1,131,822,600	
大阪瓦斯	361,600	2,248.00	812,876,800	
東邦瓦斯	70,300	2,464.00	173,219,200	
北海道瓦斯	10,700	2,071.00	22,159,700	
広島ガス	37,700	367.00	13,835,900	
西部ガスホールディングス	16,800	2,016.00	33,868,800	
静岡ガス	40,700	1,206.00	49,084,200	
メタウォーター	22,300	1,761.00	39,270,300	
S B S ホールディングス	15,900	3,120.00	49,608,000	
東武鉄道	196,100	3,655.00	716,745,500	
相鉄ホールディングス	59,000	2,620.00	154,580,000	
東急	500,500	1,882.00	941,941,000	
京浜急行電鉄	202,500	1,329.00	269,122,500	
小田急電鉄	270,600	2,106.00	569,883,600	
京王電鉄	94,400	5,070.00	478,608,000	
京成電鉄	115,100	5,390.00	620,389,000	
富士急行	22,000	5,260.00	115,720,000	
東日本旅客鉄道	302,700	7,866.00	2,381,038,200	
西日本旅客鉄道	228,000	5,960.00	1,358,880,000	
東海旅客鉄道	137,500	17,000.00	2,337,500,000	
西武ホールディングス	215,900	1,490.00	321,691,000	
鴻池運輸	30,400	1,566.00	47,606,400	
西日本鉄道	47,700	2,417.00	115,290,900	
ハマキヨウレックス	14,000	3,570.00	49,980,000	
サカイ引越センター	8,500	4,690.00	39,865,000	
近鉄グループホールディングス	178,200	4,710.00	839,322,000	
阪急阪神ホールディングス	237,600	4,480.00	1,064,448,000	
南海電気鉄道	85,200	3,205.00	273,066,000	
京阪ホールディングス	98,200	3,560.00	349,592,000	
神戸電鉄	4,800	3,085.00	14,808,000	
名古屋鉄道	196,900	2,344.00	461,533,600	
山陽電気鉄道	13,400	2,245.00	30,083,000	
アルプス物流	14,200	1,298.00	18,431,600	
ヤマトホールディングス	228,200	2,537.00	578,943,400	

山九	45,300	4,845.00	219,478,500	
丸運	6,800	231.00	1,570,800	
丸全昭和運輸	11,000	3,760.00	41,360,000	
センコーグループホールディングス	94,400	937.00	88,452,800	
トナミホールディングス	3,900	4,365.00	17,023,500	
ニッコンホールディングス	57,000	2,696.00	153,672,000	
日本石油輸送	1,400	2,734.00	3,827,600	
福山通運	13,600	3,360.00	45,696,000	
セイノーホールディングス	110,900	1,604.00	177,883,600	
エスライン	3,900	788.00	3,073,200	
神奈川中央交通	5,000	3,190.00	15,950,000	
A Z - C O M 丸和ホールディングス	43,000	2,061.00	88,623,000	
C & F ロジホールディングス	17,100	1,253.00	21,426,300	
九州旅客鉄道	126,000	3,025.00	381,150,000	
S G ホールディングス	342,000	2,096.00	716,832,000	
N I P P O N E X P R E S S ホールディングス	66,500	8,220.00	546,630,000	
日本郵船	477,100	3,014.00	1,437,979,400	
商船三井	314,500	3,220.00	1,012,690,000	
川崎汽船	134,200	3,305.00	443,531,000	
N S ユナイテッド海運	9,900	3,385.00	33,511,500	
飯野海運	66,700	824.00	54,960,800	
共栄タンカー	3,700	839.00	3,104,300	
乾汽船	23,400	1,342.00	31,402,800	
日本航空	437,700	2,687.00	1,176,099,900	
AN A ホールディングス	484,900	3,086.00	1,496,401,400	
バスコ	2,700	1,645.00	4,441,500	
トランコム	5,200	6,670.00	34,684,000	
日新	13,500	2,549.00	34,411,500	
三菱倉庫	38,300	3,475.00	133,092,500	
三井倉庫ホールディングス	16,600	3,430.00	56,938,000	
住友倉庫	48,100	2,253.00	108,369,300	
澁澤倉庫	7,100	2,351.00	16,692,100	
東陽倉庫	18,400	269.00	4,949,600	
日本トランスシティ	35,900	618.00	22,186,200	
ケイヒン	2,400	1,722.00	4,132,800	

中央倉庫	8,600	1,041.00	8,952,600	
川西倉庫	2,300	1,010.00	2,323,000	
安田倉庫	12,200	963.00	11,748,600	
ファイズホールディングス	2,500	1,165.00	2,912,500	
東洋埠頭	4,000	1,323.00	5,292,000	
上組	85,500	3,130.00	267,615,000	
サンリツ	3,100	710.00	2,201,000	
キムラユニティー	6,600	1,123.00	7,411,800	
キューソー流通システム	8,300	975.00	8,092,500	
東海運	8,100	281.00	2,276,100	
エーアイティー	11,200	1,680.00	18,816,000	
内外トランスライン	6,400	2,463.00	15,763,200	
日本コンセプト	5,600	1,669.00	9,346,400	
NECネットエスアイ	59,900	1,901.00	113,869,900	
クロスキャット	10,400	1,081.00	11,242,400	
システナ	301,800	309.00	93,256,200	
デジタルアーツ	11,400	5,660.00	64,524,000	
日鉄ソリューションズ	30,600	4,030.00	123,318,000	
キューブシステム	10,900	1,144.00	12,469,600	
コア	8,100	1,704.00	13,802,400	
手間いらす	3,100	4,155.00	12,880,500	
ラクーンホールディングス	15,200	724.00	11,004,800	
ソリトンシステムズ	9,400	1,179.00	11,082,600	
ソフトクリエイトホールディングス	14,900	1,614.00	24,048,600	
T I S	195,900	3,950.00	773,805,000	
J N S ホールディングス	7,000	387.00	2,709,000	
グリー	48,400	678.00	32,815,200	
GMOペパボ	2,700	1,682.00	4,541,400	
コーニーテクモホールディングス	112,300	2,362.00	265,252,600	
三菱総合研究所	8,800	5,220.00	45,936,000	
電算	1,800	1,607.00	2,892,600	
A G S	6,200	692.00	4,290,400	
ファインデックス	14,600	580.00	8,468,000	
ブレインパッド	13,700	733.00	10,042,100	
K L a b	35,700	343.00	12,245,100	
ポールトゥウィンホールディングス	30,800	941.00	28,982,800	

ネクソン	463,700	2,938.00	1,362,350,600	
アイスタイル	52,500	508.00	26,670,000	
エムアップホールディングス	22,100	1,198.00	26,475,800	
エイチーム	10,900	723.00	7,880,700	
エニグモ	23,400	386.00	9,032,400	
テクノスジャパン	11,900	568.00	6,759,200	
コロプラ	69,800	674.00	47,045,200	
ブロードリーフ	105,100	400.00	42,040,000	
クロス・マーケティンググループ	8,800	701.00	6,168,800	
デジタルハーツホールディングス	11,400	1,311.00	14,945,400	
システム情報	14,600	724.00	10,570,400	
メディアドゥ	7,400	1,352.00	10,004,800	
じげん	52,600	657.00	34,558,200	
ブイキューブ	22,000	506.00	11,132,000	
エンカレッジ・テクノロジ	3,700	478.00	1,768,600	
サイバーリンクス	4,800	684.00	3,283,200	
フィックスターズ	20,400	1,390.00	28,356,000	
CARTA HOLDINGS	8,600	1,325.00	11,395,000	
オプティム	15,000	1,039.00	15,585,000	
セレス	7,400	1,077.00	7,969,800	
S H I F T	11,900	24,230.00	288,337,000	
ティーガイア	18,900	1,693.00	31,997,700	
セック	2,000	3,100.00	6,200,000	
テクマトリックス	32,800	1,821.00	59,728,800	
プロシップ	8,000	1,402.00	11,216,000	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	52,500	2,759.00	144,847,500	
GMOペイメントゲートウェイ	35,800	10,600.00	379,480,000	
ザッパラス	4,500	343.00	1,543,500	
システムリサーチ	5,700	2,285.00	13,024,500	
インターネットイニシアティブ	100,000	2,730.00	273,000,000	
さくらインターネット	20,500	642.00	13,161,000	
ヴィンクス	4,300	1,417.00	6,093,100	
GMOグローバルサイン・ホールディングス	5,500	3,340.00	18,370,000	
S R A ホールディングス	9,200	3,075.00	28,290,000	
システムインテグレータ	4,700	422.00	1,983,400	
朝日ネット	19,600	606.00	11,877,600	

e B A S E	25,500	768.00	19,584,000	
アバントグループ	22,800	1,402.00	31,965,600	
アドソル日進	7,700	1,684.00	12,966,800	
ODKソリューションズ	3,500	585.00	2,047,500	
フリービット	9,500	1,552.00	14,744,000	
コムチュア	23,800	2,115.00	50,337,000	
サイバーコム	2,400	1,551.00	3,722,400	
アステリア	14,400	660.00	9,504,000	
アイル	8,400	2,653.00	22,285,200	
マークライズ	9,800	2,467.00	24,176,600	
メディカル・データ・ビジョン	27,100	706.00	19,132,600	
g u m i	26,600	708.00	18,832,800	
ショーケース	4,000	296.00	1,184,000	
モバイルファクトリー	3,200	842.00	2,694,400	
テラスカイ	7,800	2,419.00	18,868,200	
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	10,500	1,505.00	15,802,500	
P C I ホールディングス	5,600	1,023.00	5,728,800	
アイビーシー	2,500	621.00	1,552,500	
ネオジャパン	6,200	914.00	5,666,800	
P R T I M E S	4,700	1,387.00	6,518,900	
ラクス	84,800	2,223.00	188,510,400	
ランドコンピュータ	3,600	1,184.00	4,262,400	
ダブルスタンダード	7,400	2,340.00	17,316,000	
オープンドア	12,700	1,263.00	16,040,100	
アカツキ	8,600	2,180.00	18,748,000	
ベネフィットジャパン	1,000	1,183.00	1,183,000	
U b i c o mホールディングス	5,700	1,866.00	10,636,200	
カナミックネットワーク	19,800	444.00	8,791,200	
ノムラシステムコーポレーション	15,100	116.00	1,751,600	
チェンジホールディングス	44,000	2,008.00	88,352,000	
シンクロ・フード	9,200	626.00	5,759,200	
オークネット	9,000	1,747.00	15,723,000	
キャピタル・アセット・プランニング	3,000	668.00	2,004,000	
セグエグループ	4,100	1,057.00	4,333,700	
エイトレッド	2,300	1,419.00	3,263,700	
マクロミル	35,400	886.00	31,364,400	

ビーグリー	2,500	1,127.00	2,817,500	
オロ	5,500	2,150.00	11,825,000	
ユーザーローカル	6,600	2,150.00	14,190,000	
テモナ	4,100	255.00	1,045,500	
ニーズウェル	4,000	1,340.00	5,360,000	
マネーフォワード	43,200	5,600.00	241,920,000	
サインポスト	5,400	497.00	2,683,800	
Sun Asterisk	12,900	1,190.00	15,351,000	
電算システムホールディングス	8,700	3,245.00	28,231,500	
Appier Group	68,000	1,377.00	93,636,000	
ソルクシーズ	11,900	412.00	4,902,800	
フェイス	4,400	503.00	2,213,200	
プロトコルボレーション	22,600	1,111.00	25,108,600	
ハイマックス	5,800	1,389.00	8,056,200	
野村総合研究所	356,700	3,450.00	1,230,615,000	
サイバネットシステム	15,300	852.00	13,035,600	
C E ホールディングス	7,600	545.00	4,142,000	
日本システム技術	5,900	2,031.00	11,982,900	
インテージホールディングス	20,400	1,618.00	33,007,200	
東邦システムサイエンス	4,100	1,121.00	4,596,100	
ソースネクスト	92,300	194.00	17,906,200	
インフォコム	23,200	2,224.00	51,596,800	
シンプレクス・ホールディングス	30,700	2,400.00	73,680,000	
HEROZ	6,200	1,433.00	8,884,600	
ラクスル	43,100	1,285.00	55,383,500	
メルカリ	107,900	2,797.00	301,796,300	
I P S	5,900	2,260.00	13,334,000	
F I G	17,000	277.00	4,709,000	
システムサポート	7,100	1,834.00	13,021,400	
イーソル	11,700	922.00	10,787,400	
アルテリア・ネットワークス	16,800	1,964.00	32,995,200	
東海ソフト	2,300	1,018.00	2,341,400	
ウイングアーク 1 s t	18,600	2,270.00	42,222,000	
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	4,900	1,489.00	7,296,100	
サーバーワークス	3,700	1,989.00	7,359,300	

東名	1,200	1,922.00	2,306,400	
ヴィッツ	1,600	1,311.00	2,097,600	
トビラシステムズ	3,700	971.00	3,592,700	
S a n s a n	58,700	1,629.00	95,622,300	
L i n k -U	3,500	1,032.00	3,612,000	
ギフティ	19,600	2,076.00	40,689,600	
メドレー	24,100	4,665.00	112,426,500	
ベース	6,100	5,520.00	33,672,000	
J M D C	29,400	5,420.00	159,348,000	
フォーカスシステムズ	13,300	1,029.00	13,685,700	
クレスコ	13,900	1,925.00	26,757,500	
フジ・メディア・ホールディングス	172,100	1,355.00	233,195,500	
オービック	59,800	22,290.00	1,332,942,000	
ジャストシステム	25,800	4,310.00	111,198,000	
T D C ソフト	15,300	1,471.00	22,506,300	
Z ホールディングス	2,548,400	349.80	891,430,320	
トレンドマイクロ	103,400	6,550.00	677,270,000	
I D ホールディングス	12,300	1,118.00	13,751,400	
日本オラクル	34,300	10,690.00	366,667,000	
アルファシステムズ	5,700	3,500.00	19,950,000	
フューチャー	44,700	1,739.00	77,733,300	
C A C H o l d i n g s	11,100	1,698.00	18,847,800	
S B テクノロジー	7,700	2,423.00	18,657,100	
トーセ	4,300	726.00	3,121,800	
オービックビジネスコンサルタント	35,300	5,190.00	183,207,000	
伊藤忠テクノソリューションズ	96,200	3,585.00	344,877,000	
アイティフォー	23,800	986.00	23,466,800	
東計電算	2,500	6,060.00	15,150,000	
エックスネット	2,200	1,000.00	2,200,000	
大塚商会	101,500	5,180.00	525,770,000	
サイボウズ	24,800	2,444.00	60,611,200	
電通国際情報サービス	21,800	4,985.00	108,673,000	
A C C E S S	21,500	872.00	18,748,000	
デジタルガレージ	31,800	4,055.00	128,949,000	
E M システムズ	30,200	812.00	24,522,400	
ウェザーニューズ	5,600	6,820.00	38,192,000	

C I J	30,200	517.00	15,613,400	
ビジネスエンジニアリング	3,000	3,340.00	10,020,000	
日本エンタープライズ	16,200	136.00	2,203,200	
WOWOW	13,700	1,101.00	15,083,700	
スカラ	16,900	763.00	12,894,700	
インテリジェント ウェイブ	7,700	754.00	5,805,800	
I M A G I C A G R O U P	15,400	568.00	8,747,200	
ネットワンシステムズ	66,800	3,185.00	212,758,000	
システムソフト	65,700	75.00	4,927,500	
アルゴグラフィックス	16,500	4,005.00	66,082,500	
マーベラス	29,400	684.00	20,109,600	
エイベックス	30,600	1,451.00	44,400,600	
B I P R O G Y	66,000	3,330.00	219,780,000	
都築電気	9,600	1,807.00	17,347,200	
T B S ホールディングス	91,700	2,234.00	204,857,800	
日本テレビホールディングス	158,700	1,273.00	202,025,100	
朝日放送グループホールディングス	17,100	647.00	11,063,700	
テレビ朝日ホールディングス	43,600	1,530.00	66,708,000	
スカパーJ S A T ホールディングス	159,300	532.00	84,747,600	
テレビ東京ホールディングス	13,000	2,833.00	36,829,000	
日本B S 放送	5,300	902.00	4,780,600	
ビジョン	23,700	1,678.00	39,768,600	
スマートバリュー	4,000	392.00	1,568,000	
U S E N - N E X T H O L D I N G S	20,100	3,230.00	64,923,000	
ワイヤレスゲート	7,200	224.00	1,612,800	
クロップス	2,500	1,005.00	2,512,500	
日本電信電話	2,294,000	4,069.00	9,334,286,000	
K D D I	1,383,400	4,357.00	6,027,473,800	
ソフトバンク	2,876,100	1,510.50	4,344,349,050	
光通信	21,100	20,130.00	424,743,000	
エムティーアイ	12,700	619.00	7,861,300	
GMOインターネットグループ	66,200	2,611.00	172,848,200	
ファイバーゲート	9,800	1,362.00	13,347,600	
アイドマーマーケティングコミュニケーション	4,000	274.00	1,096,000	
K A D O K A W A	94,700	3,145.00	297,831,500	
学研ホールディングス	30,100	886.00	26,668,600	

ゼンリン	30,900	895.00	27,655,500	
昭文社ホールディングス	6,800	295.00	2,006,000	
インプレスホールディングス	13,400	203.00	2,720,200	
アイネット	11,000	1,474.00	16,214,000	
松竹	10,300	11,990.00	123,497,000	
東宝	112,100	5,560.00	623,276,000	
東映	4,900	17,590.00	86,191,000	
エヌ・ティ・ティ・データ	561,800	2,001.00	1,124,161,800	
ピー・シー・エー	10,500	1,252.00	13,146,000	
ビジネスブレイン太田昭和	7,800	2,124.00	16,567,200	
D T S	38,200	3,525.00	134,655,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	90,000	6,390.00	575,100,000	
シーイーシー	25,300	1,467.00	37,115,100	
カプコン	177,900	5,430.00	965,997,000	
アイ・エス・ビー	9,300	1,513.00	14,070,900	
ジャステック	11,200	1,279.00	14,324,800	
S C S K	146,200	2,240.00	327,488,000	
N S W	7,100	2,416.00	17,153,600	
アイネス	12,700	1,481.00	18,808,700	
T K C	28,600	3,620.00	103,532,000	
富士ソフト	20,300	8,990.00	182,497,000	
N S D	64,000	2,691.00	172,224,000	
コナミグループ	76,700	7,450.00	571,415,000	
福井コンピュータホールディングス	12,500	2,779.00	34,737,500	
J B C C ホールディングス	13,200	2,278.00	30,069,600	
ミロク情報サービス	16,400	1,503.00	24,649,200	
ソフトバンクグループ	883,200	5,542.00	4,894,694,400	
高千穂交易	5,200	2,620.00	13,624,000	
オルバヘルスケアホールディングス	2,200	1,844.00	4,056,800	
伊藤忠食品	4,300	5,180.00	22,274,000	
エレマテック	17,000	1,759.00	29,903,000	
あらた	14,400	4,655.00	67,032,000	
トーメンデバイス	2,700	5,950.00	16,065,000	
東京エレクトロン デバイス	7,000	10,300.00	72,100,000	
円谷フィールズホールディングス	32,400	2,184.00	70,761,600	
双日	200,500	2,931.00	587,665,500	

アルフレッサ ホールディングス	189,600	2,149.00	407,450,400	
横浜冷凍	51,500	1,089.00	56,083,500	
ラサ商事	6,700	1,356.00	9,085,200	
アルコニックス	24,900	1,341.00	33,390,900	
神戸物産	146,100	3,915.00	571,981,500	
ハイパー	2,800	446.00	1,248,800	
あい ホールディングス	30,200	2,271.00	68,584,200	
ディーブイエックス	4,100	965.00	3,956,500	
ダイワボウホールディングス	77,200	2,706.00	208,903,200	
マクニカホールディングス	44,700	5,150.00	230,205,000	
ラクト・ジャパン	7,300	1,985.00	14,490,500	
グリムス	7,900	2,587.00	20,437,300	
バイタルケーエスケー・ホールディングス	27,600	949.00	26,192,400	
八洲電機	15,300	1,278.00	19,553,400	
メディアスホールディングス	12,100	791.00	9,571,100	
レスターホールディングス	18,100	2,351.00	42,553,100	
ジューテックホールディングス	3,400	1,133.00	3,852,200	
大光	6,200	610.00	3,782,000	
O C H I ホールディングス	3,400	1,222.00	4,154,800	
TOKA I ホールディングス	93,300	871.00	81,264,300	
黒谷	4,100	592.00	2,427,200	
C o m i n i x	2,900	780.00	2,262,000	
三洋貿易	21,300	1,329.00	28,307,700	
ビューティガレージ	3,000	3,670.00	11,010,000	
ワイン・パートナーズ	13,800	995.00	13,731,000	
ミタチ産業	3,700	1,377.00	5,094,900	
シップヘルスケアホールディングス	67,900	2,401.00	163,027,900	
明治電機工業	7,000	1,316.00	9,212,000	
デリカフーズホールディングス	5,800	595.00	3,451,000	
スターティアホールディングス	2,900	1,175.00	3,407,500	
コメダホールディングス	46,300	2,677.00	123,945,100	
ピーバンドットコム	2,100	478.00	1,003,800	
アセンテック	6,400	628.00	4,019,200	
富士興産	3,300	1,386.00	4,573,800	
協栄産業	1,400	2,037.00	2,851,800	
フルサト・マルカホールディングス	18,800	2,539.00	47,733,200	

ヤマエグループホールディングス	10,700	2,527.00	27,038,900	
小野建	18,600	1,529.00	28,439,400	
南陽	2,800	2,136.00	5,980,800	
佐鳥電機	9,200	1,691.00	15,557,200	
エコートレーディング	2,900	766.00	2,221,400	
伯東	10,800	5,130.00	55,404,000	
コンドーテック	14,500	1,074.00	15,573,000	
中山福	7,900	336.00	2,654,400	
ナガイレーベン	23,900	2,131.00	50,930,900	
三菱食品	17,400	3,755.00	65,337,000	
松田産業	14,400	2,120.00	30,528,000	
第一興商	73,100	2,449.00	179,021,900	
メディパルホールディングス	180,600	2,239.00	404,363,400	
SPK	8,400	1,742.00	14,632,800	
萩原電気ホールディングス	7,200	3,225.00	23,220,000	
アズワン	26,900	5,360.00	144,184,000	
スズデン	6,600	2,212.00	14,599,200	
尾家産業	3,500	1,128.00	3,948,000	
シモジマ	13,000	1,068.00	13,884,000	
ドウシシャ	20,000	2,220.00	44,400,000	
小津産業	3,300	1,796.00	5,926,800	
高速	9,800	1,959.00	19,198,200	
たけびし	7,200	1,647.00	11,858,400	
リックス	3,000	2,716.00	8,148,000	
丸文	16,900	1,196.00	20,212,400	
ハピネット	16,100	1,996.00	32,135,600	
橋本総業ホールディングス	7,500	1,109.00	8,317,500	
日本ライフライン	55,400	1,050.00	58,170,000	
タカショ一	16,500	678.00	11,187,000	
IDOM	57,100	851.00	48,592,100	
進和	11,600	2,133.00	24,742,800	
エスケイジャパン	3,600	534.00	1,922,400	
ダイトロン	7,500	2,934.00	22,005,000	
シークス	26,900	1,472.00	39,596,800	
田中商事	4,200	632.00	2,654,400	
オーハシテクニカ	9,200	1,587.00	14,600,400	

白銅	6,800	2,312.00	15,721,600	
ダイコー通産	1,500	1,301.00	1,951,500	
伊藤忠商事	1,163,700	4,945.00	5,754,496,500	
丸紅	1,473,800	2,108.50	3,107,507,300	
高島	2,300	3,365.00	7,739,500	
長瀬産業	86,600	2,364.00	204,722,400	
蝶理	10,100	2,677.00	27,037,700	
豊田通商	165,400	6,350.00	1,050,290,000	
三共生興	27,200	558.00	15,177,600	
兼松	73,300	1,878.00	137,657,400	
ツカモトコーポレーション	2,100	1,304.00	2,738,400	
三井物産	1,340,300	4,635.00	6,212,290,500	
日本紙パルプ商事	10,000	4,945.00	49,450,000	
カメイ	20,100	1,438.00	28,903,800	
東都水産	800	6,630.00	5,304,000	
OUGホールディングス	2,200	2,432.00	5,350,400	
スターゼン	14,400	2,323.00	33,451,200	
山善	50,900	1,048.00	53,343,200	
椿本興業	3,000	3,955.00	11,865,000	
住友商事	1,169,600	2,756.50	3,224,002,400	
内田洋行	7,700	5,260.00	40,502,000	
三菱商事	1,168,100	5,908.00	6,901,134,800	
第一実業	6,700	5,750.00	38,525,000	
キヤノンマーケティングジャパン	43,800	3,475.00	152,205,000	
西華産業	7,400	2,001.00	14,807,400	
佐藤商事	13,100	1,414.00	18,523,400	
菱洋エレクトロ	16,100	2,707.00	43,582,700	
東京産業	17,300	849.00	14,687,700	
ユアサ商事	17,000	4,405.00	74,885,000	
神鋼商事	4,700	5,460.00	25,662,000	
トルク	8,000	213.00	1,704,000	
阪和興業	33,900	4,320.00	146,448,000	
正栄食品工業	12,600	3,985.00	50,211,000	
カナデン	12,600	1,218.00	15,346,800	
RYODEN	15,300	1,982.00	30,324,600	
岩谷産業	43,000	6,740.00	289,820,000	

ナイス	4,000	1,405.00	5,620,000	
ニチモウ	1,800	3,515.00	6,327,000	
極東貿易	11,300	1,573.00	17,774,900	
アステナホールディングス	32,700	454.00	14,845,800	
三愛オブリ	50,000	1,460.00	73,000,000	
稻畑産業	38,100	2,975.00	113,347,500	
G S I クレオス	11,000	1,810.00	19,910,000	
明和産業	25,200	668.00	16,833,600	
クワザワホールディングス	4,800	443.00	2,126,400	
ワキタ	34,800	1,379.00	47,989,200	
東邦ホールディングス	47,000	2,630.00	123,610,000	
サンゲツ	47,400	2,540.00	120,396,000	
ミツウロコグループホールディングス	24,100	1,380.00	33,258,000	
シナネンホールディングス	6,100	3,770.00	22,997,000	
伊藤忠エネクス	46,800	1,200.00	56,160,000	
サンリオ	53,500	5,710.00	305,485,000	
サンワテクノス	9,700	2,250.00	21,825,000	
リヨーサン	20,000	4,030.00	80,600,000	
新光商事	25,400	1,124.00	28,549,600	
トーホー	8,100	2,437.00	19,739,700	
三信電気	7,600	2,084.00	15,838,400	
東陽テクニカ	19,200	1,367.00	26,246,400	
モスフードサービス	27,800	3,140.00	87,292,000	
加賀電子	15,300	5,240.00	80,172,000	
ソーダニッカ	10,800	779.00	8,413,200	
立花エレテック	13,800	2,217.00	30,594,600	
フォーバル	7,400	1,077.00	7,969,800	
P A L T A C	29,700	4,890.00	145,233,000	
三谷産業	33,100	312.00	10,327,200	
西本W i s m e t t a c ホールディングス	4,800	4,295.00	20,616,000	
ヤマシタヘルスケアホールディングス	1,200	2,120.00	2,544,000	
コーナー商事ホールディングス	10,600	696.00	7,377,600	
K P P グループホールディングス	44,100	585.00	25,798,500	
ヤマタネ	8,400	1,637.00	13,750,800	
丸紅建材リース	1,300	2,163.00	2,811,900	
泉州電業	9,500	3,220.00	30,590,000	

トラスコ中山	39,700	2,176.00	86,387,200	
オートバックスセブン	65,700	1,517.00	99,666,900	
モリト	13,600	1,067.00	14,511,200	
加藤産業	23,400	3,860.00	90,324,000	
北恵	3,300	740.00	2,442,000	
イエローハット	33,300	1,859.00	61,904,700	
J Kホールディングス	14,500	986.00	14,297,000	
日伝	11,200	2,233.00	25,009,600	
北沢産業	7,900	351.00	2,772,900	
杉本商事	8,400	2,000.00	16,800,000	
因幡電機産業	49,000	3,075.00	150,675,000	
東テク	6,300	4,165.00	26,239,500	
ミスミグループ本社	285,000	3,160.00	900,600,000	
アルテック	8,300	249.00	2,066,700	
タキヒヨー	3,600	974.00	3,506,400	
蔵王産業	2,400	2,288.00	5,491,200	
スズケン	55,300	3,535.00	195,485,500	
ジェコス	11,300	847.00	9,571,100	
グローセル	17,800	401.00	7,137,800	
ローソン	46,900	6,240.00	292,656,000	
サンエー	14,500	4,635.00	67,207,500	
カワチ薬品	15,000	2,160.00	32,400,000	
エービーシー・マート	27,600	7,670.00	211,692,000	
ハードオフコーポレーション	6,300	1,336.00	8,416,800	
アスクル	39,300	1,817.00	71,408,100	
ゲオホールディングス	18,800	1,662.00	31,245,600	
アダストリア	23,000	2,766.00	63,618,000	
くら寿司	22,300	3,105.00	69,241,500	
キャンドゥ	6,900	2,410.00	16,629,000	
I Kホールディングス	6,000	386.00	2,316,000	
パルグループホールディングス	18,700	3,390.00	63,393,000	
エディオン	75,100	1,401.00	105,215,100	
サーラコーポレーション	40,300	768.00	30,950,400	
ワッツ	7,900	703.00	5,553,700	
ハローズ	8,700	3,245.00	28,231,500	
あみやき亭	4,700	3,435.00	16,144,500	

大黒天物産	5,900	5,200.00	30,680,000	
ハニーズホールディングス	15,200	1,534.00	23,316,800	
ファーマライズホールディングス	4,000	637.00	2,548,000	
アルペン	15,800	1,949.00	30,794,200	
ハブ	5,500	752.00	4,136,000	
クオールホールディングス	26,300	1,598.00	42,027,400	
ジンズホールディングス	11,400	3,060.00	34,884,000	
ビックカメラ	101,000	1,057.00	106,757,000	
DCMホールディングス	115,700	1,267.00	146,591,900	
Monotaro	268,000	1,862.00	499,016,000	
東京一番フーズ	4,400	497.00	2,186,800	
きちりホールディングス	3,500	845.00	2,957,500	
アークランドサービスホールディングス	15,600	2,915.00	45,474,000	
J. フロント リテイリング	235,200	1,390.00	326,928,000	
ドトール・日レスホールディングス	33,700	2,060.00	69,422,000	
マツキヨココカラ&カンパニー	114,600	7,380.00	845,748,000	
ブロンコビリー	10,300	2,834.00	29,190,200	
ZOZO	125,000	2,839.00	354,875,000	
トレジャー・ファクトリー	9,400	1,624.00	15,265,600	
物語コーポレーション	31,700	3,145.00	99,696,500	
三越伊勢丹ホールディングス	318,300	1,444.00	459,625,200	
Hamee	7,100	974.00	6,915,400	
マーケットエンタープライズ	1,900	1,219.00	2,316,100	
ウエルシアホールディングス	98,100	3,005.00	294,790,500	
クリエイトSDホールディングス	31,400	3,460.00	108,644,000	
丸善CHIホールディングス	18,800	349.00	6,561,200	
ミサワ	3,500	616.00	2,156,000	
ティーライフ	2,400	1,376.00	3,302,400	
チムニー	4,500	1,243.00	5,593,500	
シュッピン	14,600	975.00	14,235,000	
オイシックス・ラ・大地	25,600	2,278.00	58,316,800	
ネクステージ	43,300	2,430.00	105,219,000	
ジョイフル本田	56,400	1,733.00	97,741,200	
鳥貴族ホールディングス	7,200	2,237.00	16,106,400	
ホットランド	14,800	1,747.00	25,855,600	
すかいらーくホールディングス	258,400	1,871.00	483,466,400	

S F P ホールディングス	10,300	1,900.00	19,570,000	
綿半ホールディングス	15,000	1,348.00	20,220,000	
ヨシックスホールディングス	3,100	2,226.00	6,900,600	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	62,000	1,108.00	68,696,000	
ゴルフダイジェスト・オンライン	9,200	810.00	7,452,000	
B E E N O S	8,300	1,882.00	15,620,600	
あさひ	16,200	1,266.00	20,509,200	
日本調剤	13,300	1,114.00	14,816,200	
コスモス薬品	18,700	13,490.00	252,263,000	
トーエル	7,200	750.00	5,400,000	
セブン&アイ・ホールディングス	650,900	6,150.00	4,003,035,000	
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	142,100	1,013.00	143,947,300	
ツルハホールディングス	39,700	9,730.00	386,281,000	
サンマルクホールディングス	15,500	1,894.00	29,357,000	
フェリシモ	3,800	1,002.00	3,807,600	
トリドールホールディングス	47,100	3,025.00	142,477,500	
TOKYO BASE	20,500	462.00	9,471,000	
ワイルプラスホールディングス	2,800	1,128.00	3,158,400	
J M ホールディングス	14,500	1,989.00	28,840,500	
サツドラホールディングス	7,300	777.00	5,672,100	
アレンザホールディングス	14,600	992.00	14,483,200	
串カツ田中ホールディングス	5,400	1,662.00	8,974,800	
バロックジャパンリミテッド	12,900	836.00	10,784,400	
クスリのアオキホールディングス	16,900	7,080.00	119,652,000	
力の源ホールディングス	8,400	1,582.00	13,288,800	
FOOD & LIFE COMPANIES	100,900	3,255.00	328,429,500	
メディカルシステムネットワーク	17,700	376.00	6,655,200	
はるやまホールディングス	7,200	489.00	3,520,800	
ノジマ	62,000	1,413.00	87,606,000	
カッパ・クリエイト	29,700	1,501.00	44,579,700	
ライトオン	11,100	566.00	6,282,600	
良品計画	206,500	1,426.00	294,469,000	
パリミキホールディングス	19,900	321.00	6,387,900	
アドヴァングループ	18,500	955.00	17,667,500	
アルビス	6,400	2,380.00	15,232,000	

コナカ	16,000	360.00	5,760,000	
ハウス オブ ローゼ	2,100	1,602.00	3,364,200	
G-7 ホールディングス	23,900	1,326.00	31,691,400	
イオン北海道	28,100	822.00	23,098,200	
コジマ	32,100	555.00	17,815,500	
ヒマラヤ	5,200	938.00	4,877,600	
コーナン商事	25,600	3,565.00	91,264,000	
エコス	7,300	1,874.00	13,680,200	
ワタミ	22,800	902.00	20,565,600	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	381,300	2,463.00	939,141,900	
西松屋チェーン	42,100	1,686.00	70,980,600	
ゼンショーホールディングス	103,500	5,590.00	578,565,000	
幸楽苑ホールディングス	12,300	1,047.00	12,878,100	
ハーカスレイ	5,900	619.00	3,652,100	
サイゼリヤ	28,100	3,480.00	97,788,000	
V T ホールディングス	72,700	515.00	37,440,500	
魚力	6,100	2,143.00	13,072,300	
フジ・コーポレーション	11,000	1,339.00	14,729,000	
ユナイテッドアローズ	20,400	2,423.00	49,429,200	
ハイディ日高	28,200	2,310.00	65,142,000	
YU-WA C r e a t i o n H o l d i n g s	11,400	196.00	2,234,400	
コロワイド	87,000	2,031.00	176,697,000	
ピーシーデボコーポレーション	22,200	479.00	10,633,800	
壱番屋	15,000	5,290.00	79,350,000	
P L A N T	4,100	707.00	2,898,700	
スギホールディングス	38,100	5,910.00	225,171,000	
薬王堂ホールディングス	10,700	2,581.00	27,616,700	
スクロール	28,600	883.00	25,253,800	
ヨンドシーホールディングス	16,500	1,793.00	29,584,500	
木曽路	28,800	2,321.00	66,844,800	
S R S ホールディングス	31,700	951.00	30,146,700	
千趣会	36,000	417.00	15,012,000	
リテールパートナーズ	28,400	1,574.00	44,701,600	
ケーヨー	30,600	800.00	24,480,000	
上新電機	17,100	1,916.00	32,763,600	

日本瓦斯	101,400	1,942.00	196,918,800	
ロイヤルホールディングス	36,600	2,757.00	100,906,200	
いなげや	18,500	1,464.00	27,084,000	
チヨダ	18,700	845.00	15,801,500	
ライフコーポレーション	16,600	2,933.00	48,687,800	
リンガーハット	24,400	2,402.00	58,608,800	
Mr Max HD	27,300	612.00	16,707,600	
AOKI ホールディングス	35,700	832.00	29,702,400	
オークワ	30,400	884.00	26,873,600	
コメリ	29,200	2,996.00	87,483,200	
青山商事	40,800	1,223.00	49,898,400	
しまむら	22,200	12,620.00	280,164,000	
はせがわ	8,400	344.00	2,889,600	
高島屋	142,500	1,916.00	273,030,000	
松屋	32,200	1,132.00	36,450,400	
エイチ・ツー・オー リテイリング	92,000	1,491.00	137,172,000	
近鉄百貨店	8,300	2,494.00	20,700,200	
丸井グループ	139,400	2,384.00	332,329,600	
アクシアル リテイリング	13,000	3,295.00	42,835,000	
イオン	640,300	2,841.00	1,819,092,300	
イズミ	28,800	3,305.00	95,184,000	
平和堂	31,600	2,105.00	66,518,000	
フジ	29,100	1,793.00	52,176,300	
ヤオコー	21,400	7,040.00	150,656,000	
ゼビオホールディングス	26,000	1,147.00	29,822,000	
ケーズホールディングス	133,900	1,236.00	165,500,400	
Olympic グループ	6,400	527.00	3,372,800	
日産東京販売ホールディングス	20,200	333.00	6,726,600	
シルバーライフ	4,000	1,281.00	5,124,000	
Genky Drug Stores	8,400	4,210.00	35,364,000	
ナルミヤ・インターナショナル	2,900	944.00	2,737,600	
ブックオフグループホールディングス	10,000	1,321.00	13,210,000	
ギフトホールディングス	4,100	5,010.00	20,541,000	
AINホールディングス	26,100	5,860.00	152,946,000	
元気寿司	5,500	3,205.00	17,627,500	
ヤマダホールディングス	775,600	419.00	324,976,400	

アークランズ	28,000	1,556.00	43,568,000	
ニトリホールディングス	76,400	17,480.00	1,335,472,000	
グルメ杵屋	15,800	1,047.00	16,542,600	
愛眼	10,800	174.00	1,879,200	
ケーユーホールディングス	11,400	1,256.00	14,318,400	
吉野家ホールディングス	74,100	2,584.00	191,474,400	
松屋フーズホールディングス	9,000	4,105.00	36,945,000	
サガミホールディングス	30,700	1,278.00	39,234,600	
関西フードマーケット	17,400	1,565.00	27,231,000	
王将フードサービス	12,500	6,290.00	78,625,000	
ミニストップ	13,800	1,424.00	19,651,200	
アーツ	34,800	2,446.00	85,120,800	
パローホールディングス	36,300	1,969.00	71,474,700	
ベルク	9,500	5,960.00	56,620,000	
大庄	8,400	1,103.00	9,265,200	
ファーストリテイリング	85,000	33,050.00	2,809,250,000	
サンドラッグ	71,800	4,075.00	292,585,000	
サックスバー ホールディングス	18,500	1,046.00	19,351,000	
ヤマザワ	3,100	1,257.00	3,896,700	
やまや	3,200	2,641.00	8,451,200	
ベルーナ	46,200	701.00	32,386,200	
いよぎんホールディングス	209,200	751.00	157,109,200	
しづおかフィナンシャルグループ	397,300	1,026.00	407,629,800	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	148,000	871.00	128,908,000	
島根銀行	4,700	476.00	2,237,200	
じもとホールディングス	12,100	365.00	4,416,500	
めぶきフィナンシャルグループ	872,300	327.00	285,242,100	
東京きらぼしフィナンシャルグループ	22,500	3,025.00	68,062,500	
九州フィナンシャルグループ	309,300	525.00	162,382,500	
ゆうちょ銀行	492,600	1,050.00	517,230,000	
富山第一銀行	58,400	646.00	37,726,400	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	968,900	546.00	529,019,400	
西日本フィナンシャルホールディングス	109,100	1,079.00	117,718,900	
三十三フィナンシャルグループ	15,700	1,521.00	23,879,700	
第四北越フィナンシャルグループ	27,600	3,105.00	85,698,000	
ひろぎんホールディングス	229,400	762.00	174,802,800	

おきなわフィナンシャルグループ	16,700	2,166.00	36,172,200	
十六フィナンシャルグループ	22,800	3,070.00	69,996,000	
北國フィナンシャルホールディングス	19,800	4,775.00	94,545,000	
プロクレアホールディングス	21,500	2,081.00	44,741,500	
あいちフィナンシャルグループ	24,600	2,099.00	51,635,400	
SBI新生銀行	41,100	2,807.00	115,367,700	
あおぞら銀行	110,500	2,555.00	282,327,500	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	11,009,900	928.00	10,217,187,200	
りそなホールディングス	2,222,000	634.90	1,410,747,800	
三井住友トラスト・ホールディングス	319,500	5,025.00	1,605,487,500	
三井住友フィナンシャルグループ	1,284,700	5,649.00	7,257,270,300	
千葉銀行	489,900	885.00	433,561,500	
群馬銀行	341,100	509.00	173,619,900	
武蔵野銀行	22,600	2,231.00	50,420,600	
千葉興業銀行	32,000	480.00	15,360,000	
筑波銀行	77,100	194.00	14,957,400	
七十七銀行	56,300	2,460.00	138,498,000	
秋田銀行	11,800	1,647.00	19,434,600	
山形銀行	19,500	1,103.00	21,508,500	
岩手銀行	12,000	2,054.00	24,648,000	
東邦銀行	139,100	227.00	31,575,700	
東北銀行	6,700	995.00	6,666,500	
ふくおかフィナンシャルグループ	140,300	2,622.00	367,866,600	
スルガ銀行	155,000	515.00	79,825,000	
八十二銀行	360,600	589.00	212,393,400	
山梨中央銀行	18,100	1,129.00	20,434,900	
大垣共立銀行	33,500	1,809.00	60,601,500	
福井銀行	15,700	1,419.00	22,278,300	
清水銀行	7,000	1,416.00	9,912,000	
富山銀行	2,100	1,641.00	3,446,100	
滋賀銀行	29,200	2,728.00	79,657,600	
南都銀行	26,500	2,381.00	63,096,500	
百五銀行	165,400	395.00	65,333,000	
京都銀行	55,700	6,610.00	368,177,000	
紀陽銀行	62,900	1,513.00	95,167,700	
ほくほくフィナンシャルグループ	111,700	1,085.00	121,194,500	

山陰合同銀行	110,000	776.00	85,360,000	
鳥取銀行	4,400	1,153.00	5,073,200	
百十四銀行	16,000	1,785.00	28,560,000	
四国銀行	27,900	848.00	23,659,200	
阿波銀行	24,700	2,028.00	50,091,600	
大分銀行	10,600	2,070.00	21,942,000	
宮崎銀行	11,500	2,278.00	26,197,000	
佐賀銀行	10,300	1,619.00	16,675,700	
琉球銀行	40,300	910.00	36,673,000	
セブン銀行	629,800	276.00	173,824,800	
みずほフィナンシャルグループ	2,542,500	2,075.00	5,275,687,500	
高知銀行	4,700	665.00	3,125,500	
山口フィナンシャルグループ	194,100	912.00	177,019,200	
長野銀行	4,200	1,543.00	6,480,600	
名古屋銀行	11,600	3,475.00	40,310,000	
北洋銀行	266,400	265.00	70,596,000	
大光銀行	4,100	1,039.00	4,259,900	
愛媛銀行	23,700	804.00	19,054,800	
トマト銀行	4,500	1,007.00	4,531,500	
京葉銀行	80,500	533.00	42,906,500	
栃木銀行	80,500	239.00	19,239,500	
北日本銀行	6,200	1,953.00	12,108,600	
東和銀行	32,300	522.00	16,860,600	
福島銀行	14,400	210.00	3,024,000	
大東銀行	5,300	621.00	3,291,300	
トモニホールディングス	142,100	368.00	52,292,800	
フィデアホールディングス	18,200	1,313.00	23,896,600	
池田泉州ホールディングス	225,100	229.00	51,547,900	
F P G	59,600	1,115.00	66,454,000	
ジャパンインベストメントアドバイザー	14,500	1,071.00	15,529,500	
マーキュリアホールディングス	8,300	689.00	5,718,700	
S B I ホールディングス	254,600	2,691.00	685,128,600	
ジャフコ グループ	58,800	1,762.00	103,605,600	
大和証券グループ本社	1,257,400	635.00	798,449,000	
野村ホールディングス	3,238,000	498.90	1,615,438,200	
岡三証券グループ	154,700	444.00	68,686,800	

丸三証券	58,900	405.00	23,854,500	
東洋証券	59,000	268.00	15,812,000	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	191,900	354.00	67,932,600	
光世証券	3,500	417.00	1,459,500	
水戸証券	47,800	290.00	13,862,000	
いちよし証券	32,700	586.00	19,162,200	
松井証券	104,100	789.00	82,134,900	
マネックスグループ	189,800	484.00	91,863,200	
極東証券	22,200	602.00	13,364,400	
岩井コスモホールディングス	20,200	1,344.00	27,148,800	
アイザワ証券グループ	25,600	747.00	19,123,200	
マネーパートナーズグループ	14,900	255.00	3,799,500	
スパークス・グループ	19,700	1,434.00	28,249,800	
かんぽ生命保険	213,400	2,148.00	458,383,200	
S O M P O ホールディングス	301,700	5,861.00	1,768,263,700	
アニコム ホールディングス	59,700	617.00	36,834,900	
M S & A D インシュアランスグループホールディングス	357,800	4,835.00	1,729,963,000	
第一生命ホールディングス	858,900	2,449.00	2,103,446,100	
東京海上ホールディングス	1,737,700	3,111.00	5,405,984,700	
T & D ホールディングス	471,800	1,920.00	905,856,000	
アドバンスクリエイト	10,200	1,133.00	11,556,600	
全国保証	46,000	5,050.00	232,300,000	
あんしん保証	7,900	312.00	2,464,800	
イントラスト	5,600	916.00	5,129,600	
日本モーゲージサービス	8,200	533.00	4,370,600	
C a s a	5,700	869.00	4,953,300	
アルヒ	22,000	986.00	21,692,000	
プレミアグループ	29,800	1,556.00	46,368,800	
ネットプロテクションズホールディングス	59,100	371.00	21,926,100	
クレディセゾン	111,600	1,945.00	217,062,000	
芙蓉総合リース	16,200	10,130.00	164,106,000	
みずほリース	26,300	4,300.00	113,090,000	
東京センチュリー	32,900	5,000.00	164,500,000	
日本証券金融	70,800	1,104.00	78,163,200	
アイフル	292,200	336.00	98,179,200	

リコーリース	16,800	3,905.00	65,604,000	
イオンフィナンシャルサービス	101,200	1,223.00	123,767,600	
アコム	314,800	325.00	102,310,000	
ジャックス	18,800	4,620.00	86,856,000	
オリエントコーポレーション	46,200	1,080.00	49,896,000	
オリックス	1,154,100	2,390.00	2,758,299,000	
三菱HCキャピタル	685,900	767.00	526,085,300	
九州リースサービス	6,800	791.00	5,378,800	
日本取引所グループ	494,100	2,269.00	1,121,112,900	
イー・ギャランティ	28,700	2,064.00	59,236,800	
アサックス	6,700	618.00	4,140,600	
NECキャピタルソリューション	8,700	2,833.00	24,647,100	
大東建託	64,500	13,490.00	870,105,000	
いちご	209,600	250.00	52,400,000	
日本駐車場開発	193,500	230.00	44,505,000	
スター・マイカ・ホールディングス	18,600	642.00	11,941,200	
S R E ホールディングス	9,100	3,720.00	33,852,000	
ADワークスグループ	34,400	185.00	6,364,000	
ヒューリック	411,500	1,194.00	491,331,000	
三栄建築設計	9,700	1,506.00	14,608,200	
野村不動産ホールディングス	110,400	3,410.00	376,464,000	
三重交通グループホールディングス	40,800	548.00	22,358,400	
サムティ	28,800	2,172.00	62,553,600	
ディア・ライフ	32,400	741.00	24,008,400	
地主	14,300	1,909.00	27,298,700	
プレサンスコーポレーション	28,700	1,860.00	53,382,000	
ハウスコム	3,900	938.00	3,658,200	
J P M C	10,400	1,142.00	11,876,800	
サンセイランディック	6,000	878.00	5,268,000	
フージャースホールディングス	27,100	947.00	25,663,700	
オープンハウスグループ	64,700	5,310.00	343,557,000	
東急不動産ホールディングス	530,900	748.00	397,113,200	
飯田グループホールディングス	154,700	2,364.00	365,710,800	
イーグランド	3,300	1,469.00	4,847,700	
ムゲンエステート	11,800	647.00	7,634,600	
A n d D o ホールディングス	10,400	1,151.00	11,970,400	

シーアールイー	11,100	1,302.00	14,452,200	
ケイアイスター不動産	8,900	4,665.00	41,518,500	
グッドコムアセット	18,400	841.00	15,474,400	
ジェイ・エス・ビー	4,800	4,520.00	21,696,000	
ロードスターキャピタル	11,200	1,504.00	16,844,800	
テンポイノベーション	5,800	1,061.00	6,153,800	
フェイスネットワーク	5,100	1,234.00	6,293,400	
パーク24	137,800	2,095.00	288,691,000	
パラカ	7,100	1,903.00	13,511,300	
三井不動産	760,400	2,707.50	2,058,783,000	
三菱地所	1,061,900	1,614.50	1,714,437,550	
平和不動産	29,000	3,750.00	108,750,000	
東京建物	168,600	1,751.00	295,218,600	
京阪神ビルディング	31,100	1,179.00	36,666,900	
住友不動産	318,400	3,300.00	1,050,720,000	
テーオーシー	34,600	620.00	21,452,000	
東京楽天地	3,300	4,255.00	14,041,500	
スタートコーポレーション	25,900	2,697.00	69,852,300	
フジ住宅	27,200	692.00	18,822,400	
空港施設	24,400	549.00	13,395,600	
明和地所	8,600	893.00	7,679,800	
ゴールドクロスト	17,800	1,716.00	30,544,800	
エスリード	9,000	2,451.00	22,059,000	
日神グループホールディングス	32,000	463.00	14,816,000	
日本エスコン	39,500	796.00	31,442,000	
MIRARTHホールディングス	88,800	421.00	37,384,800	
AVANTIA	9,800	825.00	8,085,000	
イオンモール	92,100	1,805.00	166,240,500	
毎日コムネット	7,300	798.00	5,825,400	
ファースト住建	7,200	1,073.00	7,725,600	
カチタス	47,900	2,553.00	122,288,700	
トーセイ	30,300	1,682.00	50,964,600	
穴吹興産	3,500	2,230.00	7,805,000	
サンフロンティア不動産	30,600	1,322.00	40,453,200	
FJネクストホールディングス	20,300	1,010.00	20,503,000	
インテリックス	3,300	556.00	1,834,800	

ランドビジネス	5,000	243.00	1,215,000	
サンネクスタグループ	5,800	1,004.00	5,823,200	
グランディハウス	14,700	545.00	8,011,500	
日本空港ビルディング	62,400	6,640.00	414,336,000	
明豊ファシリティワークス	7,600	746.00	5,669,600	
日本工営	11,100	3,820.00	42,402,000	
L I F U L L	64,100	235.00	15,063,500	
M I X I	41,900	2,800.00	117,320,000	
ジェイエイシーリクルートメント	16,700	2,228.00	37,207,600	
日本M&Aセンターホールディングス	315,200	996.00	313,939,200	
メンバーズ	5,600	1,429.00	8,002,400	
中広	2,800	402.00	1,125,600	
U T グループ	27,100	2,718.00	73,657,800	
アイティメディア	7,200	1,254.00	9,028,800	
E・J ホールディングス	10,900	1,585.00	17,276,500	
オープンアップグループ	55,200	1,948.00	107,529,600	
コシダカホールディングス	55,200	1,142.00	63,038,400	
アルトナー	3,700	1,492.00	5,520,400	
パソナグループ	22,400	1,806.00	40,454,400	
C D S	3,700	1,800.00	6,660,000	
リンクアンドモチベーション	52,800	422.00	22,281,600	
エス・エム・エス	69,900	2,917.00	203,898,300	
サニーサイドアップグループ	4,700	664.00	3,120,800	
パーソルホールディングス	205,500	2,702.00	555,261,000	
リニカル	8,500	827.00	7,029,500	
クックパッド	52,000	172.00	8,944,000	
アイ・ケイ・ケイホールディングス	7,500	641.00	4,807,500	
学情	8,500	1,673.00	14,220,500	
スタジオアリス	9,300	2,160.00	20,088,000	
シミックホールディングス	9,000	1,992.00	17,928,000	
エプロ	3,500	745.00	2,607,500	
N J S	4,200	2,341.00	9,832,200	
綜合警備保障	68,200	3,915.00	267,003,000	
カカクコム	134,800	2,070.00	279,036,000	
アイロムグループ	6,800	1,903.00	12,940,400	
セントケア・ホールディング	12,100	770.00	9,317,000	

サイネックス	3,000	574.00	1,722,000	
ルネサンス	13,200	911.00	12,025,200	
ディップ	32,200	3,470.00	111,734,000	
デジタルホールディングス	14,600	1,070.00	15,622,000	
新日本科学	19,600	2,298.00	45,040,800	
キャリアデザインセンター	3,200	1,534.00	4,908,800	
ベネフィット・ワン	85,200	1,528.00	130,185,600	
エムスリー	362,700	3,077.00	1,116,027,900	
ツカダ・グローバルホールディング	9,200	419.00	3,854,800	
アウトソーシング	109,500	1,240.00	135,780,000	
ウェルネット	11,400	612.00	6,976,800	
ワールドホールディングス	8,400	2,730.00	22,932,000	
ディー・エヌ・エー	73,500	1,866.00	137,151,000	
博報堂DYホールディングス	234,200	1,497.00	350,597,400	
ぐるなび	34,600	361.00	12,490,600	
タカミヤ	25,500	489.00	12,469,500	
ジャパンベストレスキューシステム	9,100	692.00	6,297,200	
ファンコミュニケーションズ	36,700	399.00	14,643,300	
ライク	7,000	1,870.00	13,090,000	
ビジネス・ブレークスルー	6,100	428.00	2,610,800	
エスプール	53,300	595.00	31,713,500	
WDBホールディングス	9,500	2,090.00	19,855,000	
ティア	9,100	435.00	3,958,500	
CDG	1,800	1,360.00	2,448,000	
アドウェイズ	25,700	653.00	16,782,100	
バリューコマース	14,000	1,419.00	19,866,000	
インフォマート	191,600	275.00	52,690,000	
J P ホールディングス	53,700	322.00	17,291,400	
エコナックホールディングス	27,900	92.00	2,566,800	
C L ホールディングス	5,400	893.00	4,822,200	
プレステージ・インターナショナル	77,700	630.00	48,951,000	
アミューズ	10,100	1,763.00	17,806,300	
ドリームインキュベータ	5,700	2,732.00	15,572,400	
クイック	14,200	1,984.00	28,172,800	
T A C	8,500	201.00	1,708,500	
電通グループ	180,400	4,520.00	815,408,000	

イオンファンタジー	8,000	3,520.00	28,160,000	
シーティーエス	20,700	722.00	14,945,400	
ネクシーズグループ	4,900	671.00	3,287,900	
H. U. グループホールディングス	53,800	2,689.00	144,668,200	
アルプス技研	16,100	2,862.00	46,078,200	
日本空調サービス	20,100	745.00	14,974,500	
オリエンタルランド	971,100	5,375.00	5,219,662,500	
ダスキン	40,900	3,165.00	129,448,500	
明光ネットワークジャパン	22,800	630.00	14,364,000	
ファルコホールディングス	8,500	1,839.00	15,631,500	
ラウンドワン	154,000	625.00	96,250,000	
リゾートトラスト	72,600	2,122.00	154,057,200	
ビー・エム・エル	22,900	3,025.00	69,272,500	
りらいあコミュニケーションズ	30,500	1,456.00	44,408,000	
リソ一教育	84,500	310.00	26,195,000	
早稲田アカデミー	10,400	1,386.00	14,414,400	
ユー・エス・エス	188,800	2,316.00	437,260,800	
東京個別指導学院	22,300	526.00	11,729,800	
サイバーエージェント	405,700	991.00	402,048,700	
楽天グループ	958,600	575.00	551,195,000	
クリーク・アンド・リバー社	10,900	1,989.00	21,680,100	
S B I グローバルアセットマネジメント	30,600	488.00	14,932,800	
テー・オー・ダブリュー	36,900	326.00	12,029,400	
山田コンサルティンググループ	9,500	1,716.00	16,302,000	
セントラルスポーツ	7,000	2,472.00	17,304,000	
フルキャストホールディングス	17,600	2,291.00	40,321,600	
エン・ジャパン	33,300	2,387.00	79,487,100	
リソルホールディングス	1,400	4,705.00	6,587,000	
テクノプロ・ホールディングス	108,700	3,115.00	338,600,500	
アトラグループ	3,200	180.00	576,000	
インターワークス	4,600	347.00	1,596,200	
アイ・アールジャパンホールディングス	9,700	1,694.00	16,431,800	
K e e P e r 技研	11,400	5,510.00	62,814,000	
ファーストロジック	2,000	900.00	1,800,000	
三機サービス	2,400	1,076.00	2,582,400	
G u n o s y	15,100	602.00	9,090,200	

デザインワン・ジャパン	5,300	172.00	911,600	
イー・ガーディアン	7,100	1,999.00	14,192,900	
リブセンス	7,700	254.00	1,955,800	
ジャパンマテリアル	56,300	2,211.00	124,479,300	
ベクトル	29,000	1,307.00	37,903,000	
ウチヤマホールディングス	7,100	299.00	2,122,900	
チャーム・ケア・コーポレーション	15,600	1,145.00	17,862,000	
キャリアリンク	6,800	2,872.00	19,529,600	
I B J	11,700	681.00	7,967,700	
アサンテ	9,300	1,608.00	14,954,400	
バリューHR	16,200	1,422.00	23,036,400	
M&Aキャピタルパートナーズ	14,900	3,120.00	46,488,000	
ライドオンエクスプレスホールディングス	6,800	1,001.00	6,806,800	
E R I ホールディングス	3,900	1,350.00	5,265,000	
アビスト	2,300	3,060.00	7,038,000	
シグマクシス・ホールディングス	28,100	1,145.00	32,174,500	
ウィルグループ	15,600	1,027.00	16,021,200	
エスクロー・エージェント・ジャパン	17,200	142.00	2,442,400	
メドピア	16,400	1,151.00	18,876,400	
レアジョブ	3,000	1,038.00	3,114,000	
リクルートホールディングス	1,358,600	4,440.00	6,032,184,000	
エラン	24,600	891.00	21,918,600	
土木管理総合試験所	6,900	324.00	2,235,600	
日本郵政	2,405,200	998.90	2,402,554,280	
ベルシステム24ホールディングス	24,800	1,413.00	35,042,400	
鎌倉新書	21,200	820.00	17,384,000	
SMN	4,100	457.00	1,873,700	
グローバルキッズCOMPANY	3,100	682.00	2,114,200	
エアトリ	13,500	2,671.00	36,058,500	
アトラエ	11,200	779.00	8,724,800	
ストライク	7,800	3,590.00	28,002,000	
ソラスト	51,100	610.00	31,171,000	
セラク	5,800	1,589.00	9,216,200	
インソース	40,100	1,212.00	48,601,200	
ベイカレント・コンサルティング	145,300	5,120.00	743,936,000	
O r c h e s t r a H o l d i n g s	4,200	1,194.00	5,014,800	

アイモバイル	8,400	1,300.00	10,920,000	
キャリアインデックス	5,900	302.00	1,781,800	
M S - J a p a n	5,000	1,001.00	5,005,000	
船場	2,900	721.00	2,090,900	
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	65,600	1,927.00	126,411,200	
フルテック	2,300	1,082.00	2,488,600	
G a m e W i t h	5,100	393.00	2,004,300	
M S & C o n s u l t i n g	2,200	600.00	1,320,000	
ウェルビー	14,000	510.00	7,140,000	
エル・ティー・エス	2,500	3,230.00	8,075,000	
ミダックホールディングス	11,300	1,772.00	20,023,600	
日総工産	14,100	810.00	11,421,000	
キュービーネットホールディングス	8,900	1,514.00	13,474,600	
R P A ホールディングス	25,700	375.00	9,637,500	
スプリックス	4,500	825.00	3,712,500	
マネジメントソリューションズ	10,200	2,937.00	29,957,400	
プロレド・パートナーズ	5,100	512.00	2,611,200	
テノ. ホールディングス	2,200	679.00	1,493,800	
フロンティア・マネジメント	6,400	1,138.00	7,283,200	
ピアラ	2,900	510.00	1,479,000	
コプロ・ホールディングス	2,500	1,793.00	4,482,500	
ギークス	2,300	754.00	1,734,200	
アンビスホールディングス	19,700	2,852.00	56,184,400	
カーブスホールディングス	50,600	700.00	35,420,000	
フォーラムエンジニアリング	11,000	1,175.00	12,925,000	
F a s t F i t n e s s J a p a n	6,500	1,262.00	8,203,000	
ダイレクトマーケティングミックス	22,200	1,150.00	25,530,000	
ポピンズ	2,900	1,600.00	4,640,000	
L I T A L I C O	14,400	2,347.00	33,796,800	
アドバンテッジリスクマネジメント	7,000	551.00	3,857,000	
リログループ	102,300	1,939.00	198,359,700	
東祥	13,000	1,167.00	15,171,000	
ビーウィズ	4,800	1,750.00	8,400,000	
T R E ホールディングス	38,900	1,096.00	42,634,400	
人・夢・技術グループ	7,100	1,480.00	10,508,000	

大栄環境	46,800	2,036.00	95,284,800	
日本管財ホールディングス	19,400	2,635.00	51,119,000	
エイチ・アイ・エス	48,100	1,951.00	93,843,100	
ラックランド	7,700	3,235.00	24,909,500	
共立メンテナンス	31,500	5,100.00	160,650,000	
イチネンホールディングス	19,700	1,319.00	25,984,300	
建設技術研究所	9,500	3,430.00	32,585,000	
スペース	13,600	1,030.00	14,008,000	
燐ホールディングス	8,000	2,221.00	17,768,000	
スバル興業	900	9,460.00	8,514,000	
東京アートル	5,200	1,125.00	5,850,000	
タナベコンサルティンググループ	5,900	873.00	5,150,700	
ナガワ	5,000	6,090.00	30,450,000	
東京都競馬	15,400	4,015.00	61,831,000	
カナモト	33,800	2,266.00	76,590,800	
ニシオホールディングス	17,200	3,285.00	56,502,000	
トランス・コスマス	22,900	3,305.00	75,684,500	
乃村工藝社	80,400	952.00	76,540,800	
藤田観光	8,100	3,640.00	29,484,000	
KNT-CCTホールディングス	10,900	1,419.00	15,467,100	
トーカイ	16,400	1,891.00	31,012,400	
セコム	186,900	9,277.00	1,733,871,300	
セントラル警備保障	10,000	2,815.00	28,150,000	
丹青社	35,900	804.00	28,863,600	
メイテック	71,700	2,330.00	167,061,000	
応用地質	17,300	1,908.00	33,008,400	
船井総研ホールディングス	38,300	2,592.00	99,273,600	
進学会ホールディングス	5,700	295.00	1,681,500	
オオバ	9,300	774.00	7,198,200	
いであ	3,300	1,639.00	5,408,700	
学究社	7,500	2,183.00	16,372,500	
ベネッセホールディングス	68,700	1,881.00	129,224,700	
イオンディライト	20,400	3,025.00	61,710,000	
ナック	8,400	956.00	8,030,400	
ダイセキ	37,500	3,760.00	141,000,000	
ステップ	6,800	1,810.00	12,308,000	

合 計	208,833,600		551,712,588,640	
-----	-------------	--	-----------------	--

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表(デリバティブ取引に関する注記)に記載したとおりであります。

【中間財務諸表】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)」並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期中間計算期間(2023年5月30日から2023年11月29日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2024年2月8日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中島紀子
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDC日本株式インデックス・オープンSの2023年5月30日から2023年11月29日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、DC日本株式インデックス・オープンSの2023年11月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年5月30日から2023年11月29日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があ

ると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

【D C 日本株式インデックス・オープンS】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位 : 円)

	第 16 期 (2023 年 5 月 29 日現在)	第 17 期中間計算期間 (2023 年 11 月 29 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	41,406,541	50,453,488
親投資信託受益証券	19,250,522,205	22,256,607,216
未収入金	23,578,295	-
流動資産合計	19,315,507,041	22,307,060,704
資産合計	19,315,507,041	22,307,060,704
負債の部		
流動負債		
未払解約金	35,590,312	16,150,154
未払受託者報酬	2,836,254	3,514,652
未払委託者報酬	16,072,027	19,012,180
未払利息	83	50
その他未払費用	922,500	585,714
流動負債合計	55,421,176	39,262,750
負債合計	55,421,176	39,262,750
純資産の部		
元本等		
元本	10,217,388,315	10,689,432,007
剩余金		
中間剩余金又は中間欠損金 (△)	9,042,697,550	11,578,365,947
(分配準備積立金)	4,829,268,335	4,459,528,886
元本等合計	19,260,085,865	22,267,797,954
純資産合計	19,260,085,865	22,267,797,954
負債純資産合計	19,315,507,041	22,307,060,704

(2) 【中間損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第 16 期中間計算期間 自 2022 年 5 月 31 日 至 2022 年 11 月 30 日	第 17 期中間計算期間 自 2023 年 5 月 30 日 至 2023 年 11 月 29 日
営業収益		
受取利息	33	108
有価証券売買等損益	759, 363, 652	2, 091, 533, 161
営業収益合計	759, 363, 685	2, 091, 533, 269
営業費用		
支払利息	8, 032	10, 896
受託者報酬	2, 699, 470	3, 514, 652
委託者報酬	15, 296, 901	19, 012, 180
その他費用	449, 853	585, 715
営業費用合計	18, 454, 256	23, 123, 443
営業利益又は営業損失（△）	740, 909, 429	2, 068, 409, 826
経常利益又は経常損失（△）	740, 909, 429	2, 068, 409, 826
中間純利益又は中間純損失（△）	740, 909, 429	2, 068, 409, 826
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	13, 757, 786	101, 746, 640
期首剩余金又は期首次損金（△）	6, 175, 100, 599	9, 042, 697, 550
剩余金増加額又は欠損金減少額	709, 464, 583	1, 316, 247, 127
中間追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	709, 464, 583	1, 316, 247, 127
剩余金減少額又は欠損金増加額	495, 940, 986	747, 241, 916
中間一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	495, 940, 986	747, 241, 916
分配金	-	-
中間剩余金又は中間欠損金（△）	7, 115, 775, 839	11, 578, 365, 947

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
-----------------	---------------------------------------

(中間貸借対照表に関する注記)

	第16期 (2023年5月29日現在)	第17期中間計算期間 (2023年11月29日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	10,217,388,315口	10,689,432,007口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1,8850円 (18,850円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 2,0832円 (20,832円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	第17期中間計算期間 (2023年11月29日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第16期 自 2022年5月31日 至 2023年5月29日	第17期中間計算期間 自 2023年5月30日 至 2023年11月29日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	9,707,460,074円	10,217,388,315円
期中追加設定元本額	2,222,088,080円	1,309,881,460円
期中一部解約元本額	1,712,159,839円	837,837,768円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは親投資信託受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券の状況は次のとおりであります。

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

国内株式インデックス マザーファンド

貸借対照表

	2023年11月29日現在
項目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	2,682,185,042
株式	582,952,731,670
派生商品評価勘定	260,343,500
未収入金	152,454,700
未取配当金	4,579,609,400
差入委託証拠金	319,459,873
流動資産合計	590,946,784,185
資産合計	590,946,784,185
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	12,409,050
前受金	248,062,600
未払金	270,325,200
未払解約金	208,683,003
未払利息	2,659
流動負債合計	739,482,512
負債合計	739,482,512
純資産の部	
元本等	
元本	243,325,046,303
剩余金	
剩余金又は欠損金(△)	346,882,255,370
元本等合計	590,207,301,673
純資産合計	590,207,301,673
負債純資産合計	590,946,784,185

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	2023年11月29日現在
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日又は計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>

2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等の発表する計算日又は計算日に知りうる直近の日の清算値段によっております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引に係るものであります。
3. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 株式は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2)派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

	2023年11月29日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	243,325,046,303口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 2,4256円 (24,256円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	2023年11月29日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	2023年11月29日現在
投資信託財産に係る元本の状況	

期首	2023年5月30日
期首元本額	255,447,146,244円
期中追加設定元本額	12,732,415,837円
期中一部解約元本額	24,854,515,778円
期末元本額	243,325,046,303円
期末元本額の内訳	
グローバル・インカム&プラス（毎月決算型）	309,855,019円
SBI資産設計オープン（資産成長型）	3,443,995,919円
SBI資産設計オープン（分配型）	13,103,178円
SMT TOPIXインデックス・オープン	11,056,332,022円
世界経済インデックスファンド	5,162,659,850円
日本株式インデックス・オープン	2,973,628,924円
DCマイセレクション25	5,365,244,134円
DCマイセレクション50	17,321,536,555円
DCマイセレクション75	18,578,820,549円
DC日本株式インデックス・オープン	6,018,777,010円
DCマイセレクションS25	3,178,764,225円
DCマイセレクションS50	9,553,926,823円
DCマイセレクションS75	8,248,057,255円
DC日本株式インデックス・オープンS	9,175,712,078円
DCターゲット・イヤー ファンド2025	91,415,965円
DCターゲット・イヤー ファンド2035	618,297,918円
DCターゲット・イヤー ファンド2045	484,910,191円
DC世界経済インデックスファンド	3,786,803,559円
日本株式インデックス・オープン（SMA専用）	878,612,571円
国内バランス60VA1（適格機関投資家専用）	2,789,509円
マイセレクション50VA1（適格機関投資家専用）	9,000,727円
マイセレクション75VA1（適格機関投資家専用）	13,704,323円
日本株式インデックス・オープンVA1（適格機関投資家専用）	146,057,067円
国内バランス60VA2（適格機関投資家専用）	2,043,492円
バランス30VA1（適格機関投資家専用）	17,358,838円
バランス50VA1（適格機関投資家専用）	70,516,841円
バランス25VA2（適格機関投資家専用）	16,387,263円
バランス50VA2（適格機関投資家専用）	46,566,578円
バランスA（25）VA1（適格機関投資家専用）	512,019,103円
バランスB（37.5）VA1（適格機関投資家専用）	321,974,732円
バランスC（50）VA1（適格機関投資家専用）	2,162,501,963円
世界バランスVA1（適格機関投資家専用）	29,983,810円
世界バランスVA2（適格機関投資家専用）	12,709,949円
バランスD（35）VA1（適格機関投資家専用）	334,388,323円
バランスE（25）VA1（適格機関投資家専用）	183,474,847円
バランスF（25）VA1（適格機関投資家専用）	250,041,411円
国内バランス25VA1（適格機関投資家専用）	20,204,568円
FOFs用日本株式インデックス・オープン（適格機関投資家専用）	420,059,521円
グローバル・バランスファンド・シリーズ1	2,536,242,081円
日本株式ファンド・シリーズ2	1,922,480,157円
コア投資戦略ファンド（安定型）	1,155,853,727円
コア投資戦略ファンド（成長型）	2,631,424,283円
分散投資コア戦略ファンドA	1,940,288,367円
分散投資コア戦略ファンドS	6,367,530,443円
DC世界経済インデックスファンド（株式シフト型）	597,643,312円
DC世界経済インデックスファンド（債券シフト型）	407,250,988円
コア投資戦略ファンド（切替型）	1,225,158,969円
世界経済インデックスファンド（株式シフト型）	200,476,104円
世界経済インデックスファンド（債券シフト型）	9,803,188円
SMT インデックスバランス・オープン	49,216,972円

国内株式SMTBセレクション（SMA専用）	19,637,402,945 円
サテライト投資戦略ファンド（株式型）	267,816,957 円
SMT 世界経済インデックス・オープン	52,208,453 円
SMT 世界経済インデックス・オープン（株式シフト型）	215,995,908 円
SMT 世界経済インデックス・オープン（債券シフト型）	37,279,332 円
SMT 8資産インデックスバランス・オープン	12,099,311 円
グローバル経済コア	217,099,031 円
SBI資産設計オープン（つみたてNISA対応型）	33,840,643 円
My SMT TOPIXインデックス（ノーロード）	1,224,629,890 円
DCターゲット・イヤー ファンド2055	30,778,837 円
コア投資戦略ファンド（切替型ワイド）	964,175,269 円
コア投資戦略ファンド（積極成長型）	242,306,554 円
DCターゲット・イヤーファンド（6資産・運用継続型） 2030	52,852,742 円
DCターゲット・イヤーファンド（6資産・運用継続型） 2040	50,554,443 円
DCターゲット・イヤーファンド（6資産・運用継続型） 2050	21,954,188 円
DCターゲット・イヤーファンド（6資産・運用継続型） 2060	24,844,510 円
10資産分散投資ファンド	92,661,280 円
グローバル10資産バランスファンド	3,159,568 円
DC世界経済インデックスファンド（株式特化型）	20,340 円
F OF s用 国内株式インデックス・ファンドP（適格機関投資家専用）	42,035,674,142 円
F OF s用 国内株式インデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）	496,286,750 円
世界株式ファンド（適格機関投資家専用）	301,279,696 円
F OF s用世界成長戦略ファンド（適格機関投資家専用）	21,030,573 円
SMT AM9資産アロケーションファンド（適格機関投資家専用）	437,099,410 円
SMT AM日本株式インデックスファンドVL-P（適格機関投資家専用）	46,747,600,533 円
私募世界経済パッシブファンド（適格機関投資家専用）	17,833,296 円
ファンドラップ運用戦略F（中庸型）（適格機関投資家専用）	210,956,501 円

（デリバティブ取引に関する注記）

株式関連

（2023年11月29日現在）

区分	種類	契約額等(円)			時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超	うち1年以内		
市場取引	株価指数先物取引 買建	7,219,017,400	—	7,467,080,000	248,062,600	
	合計	7,219,017,400	—	7,467,080,000	248,062,600	

（注）1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、金融商品取引所等の発表する計算日又は計算日に知りうる直近の日の清算値段で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

2 【ファンドの現況】

【D C 日本株式インデックス・オープンS】

【純資産額計算書】

(2023年12月29日現在)

I 資産総額	22,521,148,339円
II 負債総額	53,793,381円
III 純資産総額 (I - II)	22,467,354,958円
IV 発行済口数	10,763,119,271口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	2.0874円
(1万口当たり純資産額)	(20,874円)

(参考)

国内株式インデックス マザーファンド

純資産額計算書

(2023年12月29日現在)

I 資産総額	594,166,725,557円
II 負債総額	287,749,566円
III 純資産総額 (I - II)	593,878,975,991円
IV 発行済口数	244,296,624,247口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	2.4310円
(1万口当たり純資産額)	(24,310円)

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

(2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3)譲渡制限

該当事項はありません。

(4)振替受益権について

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

①受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

②受益権の譲渡

イ. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

ロ. 上記イ. の申請のある場合には、上記イ. の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、上記イ. の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。

ハ. 上記イ. の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

④受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

⑤償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

⑥質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2023年12月29日現在）

資本金の額 : 20億円

発行可能株式総数 : 12,000株

発行済株式総数 : 3,000株

最近5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

会社に取締役（監査等委員である取締役を除く。）を10名以内、監査等委員である取締役を5名以内おきます。取締役は、株主総会において選任され、又は解任されます。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別するものとします。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。

また、監査等委員以外の取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。また、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定します。また、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、会長、副会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となります。当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位にしたがい、ほかの取締役がその職務を代行します。

取締役会を招集するには、各取締役に対して会日の3日前までに招集通知を発します。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

[PLAN（計画）]

運用企画部担当役員を委員長とする運用・リスク委員会において、ファンドの運用戦略や運用スタイルなどを決定します。運用・リスク委員会で決定された運用の基本方針等に基づき、各運用部において、ファンドマネジャーが運用仕様・ガイドラインに基づき、運用の執行に関する方針を運用計画として策定しま

す。

[D0（実行）]

各運用部のファンドマネジャーは、運用計画に沿った運用の執行、ファンドの運用状況管理を行います。各運用部の部長等は、各ファンドマネジャーの運用実施状況を確認します。

売買発注の執行は、各運用部からの運用の実行指図に基づき、各運用部から独立したトレーディング部のトレーダーが行います。

[CHECK（検証・評価）]

運用企画部は、運用部門において各運用部から独立した立場で、毎月開催される運用・リスク委員会（委員長は運用企画部担当役員）に運用パフォーマンスに係るモニタリング状況を報告します。

このモニタリング状況や討議内容は、各運用部の部長（委員会の構成員）からファンドマネジャーに速やかにフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。

また、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立した運用監理部が担当します。このモニタリング結果は、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告されます。

こうした牽制態勢のもと、PLAN—DO—CHECK の PDC サイクルによる一貫した運用プロセスにより、適切な運用体制を維持するよう努めています。

委託会社の機構は 2024 年 2 月 29 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

2023 年 12 月 29 日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	529	14, 219, 692
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	63	218, 373
単位型公社債投資信託	51	177, 896
合計	643	14, 615, 960

3 【委託会社等の経理状況】

(1) 委託者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託者」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。

また、委託者の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）並びに同規則第 38 条及び第 57 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 委託者は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 37 期事業年度（自 2022 年 4 月 1 日至 2023 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、第 38 期事業年度の中間会計期間（自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月2日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 三上和彦

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 藤澤孝

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は

集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	21,675	23,067
金銭の信託	14,913	14,693
前払費用	166	198
未収委託者報酬	9,067	9,147
未収運用受託報酬	6,252	5,815
未収収益	179	176
短期差入証拠金	2,528	3,541
その他	2,363	1,566
流動資産合計	<u>57,146</u>	<u>58,207</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	289
器具備品	※1	687
有形固定資産合計	<u>976</u>	<u>816</u>
無形固定資産		
ソフトウェア	6,292	7,203
その他	31	40
無形固定資産合計	<u>6,324</u>	<u>7,244</u>
投資その他の資産		
投資有価証券	6,607	4,063
関係会社株式	5,636	5,636
繰延税金資産	907	1,181
その他	31	31
投資その他の資産合計	<u>13,182</u>	<u>10,911</u>
固定資産合計	<u>20,482</u>	<u>18,972</u>
資産合計	<u>77,629</u>	<u>77,179</u>

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	47	49
未払金	8,285	7,174
未払収益分配金	0	0
未払手数料	4,561	4,586
その他未払金	3,723	2,588
未払費用	1,049	1,089
未払法人税等	504	726
賞与引当金	578	613
その他	1,958	303
流動負債合計	<u>12,423</u>	<u>9,958</u>
固定負債		
退職給付引当金	820	904
資産除去債務	153	153
その他	12	27
固定負債合計	<u>986</u>	<u>1,086</u>
負債合計	<u>13,410</u>	<u>11,044</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	17,239	17,239
資本剰余金合計	<u>17,239</u>	<u>17,239</u>
利益剰余金		
利益準備金	500	500
その他利益剰余金		
別途積立金	2,100	2,100
繰越利益剰余金	41,948	44,755
利益剰余金合計	<u>44,548</u>	<u>47,355</u>
株主資本合計	<u>63,788</u>	<u>66,595</u>
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	941	49
繰延ヘッジ損益	△509	△510
評価・換算差額等合計	<u>431</u>	<u>△460</u>
純資産合計	<u>64,219</u>	<u>66,134</u>
負債・純資産合計	<u>77,629</u>	<u>77,179</u>

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	41,730	40,724
運用受託報酬	11,883	10,918
その他営業収益	390	351
営業収益合計	54,004	51,993
営業費用		
支払手数料	20,567	20,123
広告宣伝費	286	307
公告費	—	2
調査費	5,567	5,309
調査費	1,062	1,104
委託調査費	4,487	4,191
図書費	17	13
営業雑経費	5,201	5,842
通信費	68	77
印刷費	454	419
協会費	55	58
諸会費	35	38
情報機器関連費	4,473	5,153
その他営業雑経費	112	94
　　営業費用合計	31,622	31,585
一般管理費		
給料	6,295	6,451
役員報酬	249	318
給料・手当	5,072	5,144
賞与	972	987
退職給付費用	254	252
福利費	632	671
交際費	3	7
旅費交通費	20	122
租税公課	327	289
不動産賃借料	323	327
寄付金	5	—
減価償却費	989	1,698
業務委託費	1,081	1,277
諸経費	1,301	1,454
　　一般管理費合計	11,234	12,553
営業利益	11,147	7,854

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業外収益		
受取利息	2	57
収益分配金	16	4
投資有価証券売却益	0	738
投資有価証券償還益	219	121
デリバティブ利益	—	565
その他	8	11
営業外収益合計	<u>247</u>	<u>1,499</u>
営業外費用		
金銭の信託運用損	332	158
投資有価証券売却損	0	16
為替差損	291	1,227
デリバティブ費用	1,191	—
その他	33	32
営業外費用合計	<u>1,848</u>	<u>1,435</u>
経常利益	9,545	7,918
特別損失		
退職給付費用	120	—
特別損失合計	<u>120</u>	<u>—</u>
税引前当期純利益	9,425	7,918
法人税、住民税及び事業税	3,403	2,350
法人税等調整額	△465	119
法人税等合計	<u>2,937</u>	<u>2,470</u>
当期純利益	6,487	5,448

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本					株主資本合計	
	利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計		
		別途積立金	繰越利益 剰余金	その他利益剰余金			
当期首残高	500	2,100	38,258	40,858	60,098		
当期変動額							
剰余金の配当			△2,797	△2,797	△2,797		
当期純利益			6,487	6,487	6,487		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	3,689	3,689	3,689		
当期末残高	500	2,100	41,948	44,548	63,788		

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	791	△65	726	60,824
当期変動額				
剰余金の配当				△2,797
当期純利益				6,487
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	149	△444	△295	△295
当期変動額合計	149	△444	△295	3,394
当期末残高	941	△509	431	64,219

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	株主資本合計
		別途積立金	繙越利益 剰余金		
当期首残高	500	2,100	41,948	44,548	63,788
当期変動額					
剰余金の配当			△2,641	△2,641	△2,641
当期純利益			5,448	5,448	5,448
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	2,807	2,807	2,807
当期末残高	500	2,100	44,755	47,355	66,595

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繙延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	941	△509	431	64,219
当期変動額				
剰余金の配当				△2,641
当期純利益				5,448
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△891	△0	△891	△891
当期変動額合計	△891	△0	△891	1,915
当期末残高	49	△510	△460	66,134

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : 発生事業年度に損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当事業年度末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を一部適用しております。

7. 収益及び費用の計上基準

当社は投資運用、投資助言・代理を業として行っており、当該事業において顧客との契約から生じる主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 投資信託委託業務

当社は、投資信託契約に基づき投資信託委託サービスを提供し、商品の運用資産残高（以下「AUM」という。）に応じて手数料を受領しております。当該収益は、日次等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(2) 投資一任業務

当社は、投資一任契約に基づき投資一任サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(3) 投資助言業務

当社は、投資顧問（助言）契約に基づき投資助言サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(4) 成功報酬

当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いと合理的に判断した時点で収益を認識しております。

8. ヘッジ会計の会計処理

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は関係会社株式及び投資有価証券であります。

(3) ヘッジ方針

自己勘定運用管理規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計額を比較して有効性を判定しております。

9. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)以下、「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる財務諸表への影響はありません。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「短期差入証拠金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた4,891百万円は、「短期差入証拠金」2,528百万円、「その他」2,363百万円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)	
		146 百万円	184 百万円
建物			
器具備品	535 〃		681 〃
計	681 〃		866 〃

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	—	—	3,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,797	932,488	2021年3月31日	2021年6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金の 総額(百万円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通 株式	2,641	利益剰余金	880,447	2022年3月31日	2022年6月24日

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	—	—	3,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022 年 6 月 23 日 定時株主総会	普通株式	2,641	880,447	2022 年 3 月 31 日	2022 年 6 月 24 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023 年 6 月 23 日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の 種類	配当金の 総額(百万円)	配当金の 原資	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023 年 6 月 22 日 定時株主総会	普通 株式	3,367	利益剰余金	1,122,459	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 26 日

（リース取引関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、資金運用については、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を金銭の信託及び投資有価証券として保有しているほか、短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため金銭の信託及び投資有価証券の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

これらの必要な資金については、内部留保を充てております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクは極めて低いものと考えております。また、未収運用受託報酬については、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクは極めて低いものと考えております。顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客ごとに決済期日及び残高を管理することにより回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

金銭の信託及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引によりリスクの軽減を図っております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針 8. ヘッジ会計の会計処理」をご参照ください。

未払金については、全て 1 年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、リスク管理に係る基本方針を「リスク管理規程」として定め、以下のとおり、リスク・カテゴリー毎に管理しております。

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権の管理については、顧客ごとに決済期日及び残高を管理し、また自己査定要領に基づき定期的に債権内容の検討を行うことにより回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引は、取引相手先として高格付けを有する金融機関に限定しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券投資については、自己勘定運用方針にて投資限度額や投資期間等を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。投資信託の為替変動リスクに対しては、それらの一部について為替予約を利用してヘッジしております。また、価格変動リスクを軽減するために、株価指数先物等のデリバティブ取引を利用しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日）第 24-16 項を適用した組合出資金等及び、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません ((1) *2、*3 及び (注 2) 参照)。

また、金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度（2022年3月31日）

区分	貸借対照表計上額（百万円）(*1、*2)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託(*3)	—	196	—	196
資産計	—	196	—	196
デリバティブ取引(*4)				
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,333)	(80)	—	(1,413)
ヘッジ会計が適用されているもの	—	(71)	—	(71)
デリバティブ取引計	(1,333)	(151)	—	(1,485)

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 投資有価証券のうち、投資信託（貸借対照表計上額6,474百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額133百万円）は上記に含めておりません。

(*3) 金銭の信託の信託財産のうち、投資信託（貸借対照表計上額13,876百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額840百万円）は上記に含めておりません。これらも含めた金銭の信託の貸借対照表計上額は14,913百万円であります。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当事業年度（2023年3月31日）

区分	貸借対照表計上額（百万円）(*1)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託(*2)	1,029	12,703	—	13,733
投資有価証券(*3)				
その他有価証券	—	3,844	—	3,844
資産計	1,029	16,547	—	17,577
デリバティブ取引(*4)				
ヘッジ会計が適用されていないもの	(10)	(48)	—	(58)
ヘッジ会計が適用されているもの	—	(88)	—	(88)
デリバティブ取引計	(10)	(136)	—	(147)

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 金銭の信託の信託財産のうち、組合出資金等（貸借対照表計上額は960百万円）は上記に含めておりません。組合出資金等も含めた金銭の信託の貸借対照表計上額は14,693百万円であります。

(*3) 投資有価証券のうち、組合出資金等（貸借対照表計上額218百万円）は上記に含めておりません。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金は、短期間（1年以内）で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関する市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関する市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株価指数先物の時価は、金融商品取引所が定める清算指標を用いて評価しております。株価指数先物は活発な市場で取引されているため、その市場価格をレベル1の時価に分類しております。為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いた割引現在価値法等により取引先金融機関が算定した価格を時価の算定に用いており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
投資有価証券	0	0
関係会社株式	5,636	5,636

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	21,675	—	—	—
未収委託者報酬	9,067	—	—	—
未収運用受託報酬	6,252	—	—	—
投資有価証券 投資信託	—	108	1,712	0

当事業年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	23,067	—	—	—
未収委託者報酬	9,147	—	—	—
未収運用受託報酬	5,815	—	—	—
投資有価証券 投資信託	—	594	2,144	38

(有価証券関係)

1. 子会社株式

市場価格のある子会社株式はありません。

なお、市場価格のない子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
子会社株式	5,636	5,636

2. その他有価証券

前事業年度（2022年3月31日）

(単位:百万円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	4,888	3,403	1,485
小計	4,888	3,403	1,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	1,585	1,711	△126
小計	1,585	1,711	△126
合計	6,474	5,115	1,358

当事業年度（2023年3月31日）

(単位:百万円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	986	622	364
小計	986	622	364
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,857	3,150	△292
小計	2,857	3,150	△292
合計	3,844	3,772	71

非上場株式及び組合出資金等は、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」に含めておりません。
なお、市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
非上場株式	0	0
組合出資金等	133	218

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位:百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	7	0	0

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位:百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	3,429	738	16

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（2022年3月31日）

種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建 米ドル	5,498	—	△54
	英ポンド	277	—	△1
	カナダドル	111	—	△1
	イスフラン	139	—	△2
	香港ドル	190	—	△1
	ユーロ	676	—	△18
	買建 ユーロ	21	—	0
	合計	6,915	—	△80
(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。				

当事業年度（2023年3月31日）

種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建 米ドル	5,923	—	△21
	英ポンド	256	—	△6
	カナダドル	109	—	△1
	イスフラン	163	—	△2
	香港ドル	202	—	△0
	ユーロ	651	—	△19
	買建 米ドル	152	—	3
	合計	7,458	—	△48
(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。				

(2) 株式関連

前事業年度（2022年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	17,197	—	△1,333	△1,333
	合計	17,197	—	△1,333	△1,333

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

当事業年度（2023年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	12,195	—	△9	△9
	債券先物取引 売建	182	—	△0	△0
	合計	12,378	—	△10	△10

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（2022年3月31日）

ヘッジ 会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建 米ドル 英ポンド イスラエル 香港ドル ユーロ 人民元	投資有価証券 関係会社株式	4,422 3,297 79 119 125 13	— — — — — —	△43 △21 △1 △1 △3 △0
	合計		8,057	—	△71

当事業年度（2023年3月31日）

ヘッジ 会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建 米ドル 英ポンド イスラエル 香港ドル ユーロ	投資有価証券 関係会社株式	1,729 3,228 20 83 21	— — — — —	△6 △81 △0 △0 △0
	合計		5,082	—	△88

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	(単位：百万円)
退職給付債務の期首残高	626	820	820
勤務費用	124	133	133
利息費用	2	3	3
数理計算上の差異の発生額	—	6	6
退職給付の支払額	△81	△57	△57
簡便法で計算した退職給付費用	8	6	6
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	120	—	—
その他	18	—	—
退職給付債務の期末残高	820	911	911

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当事項はありません。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)	(単位：百万円)
非積立型制度の退職給付債務	820	911	911
未認識数理計算上の差異	—	△6	△6
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	820	904	904
退職給付引当金	820	904	904
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	820	904	904

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	(単位：百万円)
勤務費用	124	133	133
利息費用	2	3	3
簡便法で計算した退職給付費用	8	6	6
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	120	—	—
その他	18	—	—
確定給付制度に係る退職給付費用	274	142	142

(5) 年金資産に関する事項

該当事項はありません。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
割引率	0.4%	0.4%	0.4%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 100 百万円、当事業年度 109 百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	112 百万円	58 百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	177 " "	187 " "
退職給付引当金損金算入限度超過額	251 " "	277 " "
税務上の収益認識差額	74 " "	— " "
税務上の費用認識差額	439	412
繰延ヘッジ損益	224 " "	225 " "
その他	76 " "	75 " "
繰延税金資産 合計	<u>1,357 " "</u>	<u>1,236 " "</u>
繰延税金負債		
有価証券評価差額	△415 " "	△21 " "
その他	△34 " "	△32 " "
繰延税金負債 合計	<u>△450 " "</u>	<u>△54 " "</u>
繰延税金資産の純額	<u>907 " "</u>	<u>1,181 " "</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため、注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日) に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 7. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	10,395百万円
次世代通信関連 世界株式戦略ファンド(*)	6,395百万円

(*)当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	9,887百万円

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	三井住友信託銀行(株)	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	—	営業上の取引役員の兼任	運用受託報酬	10,090	未収運用受託報酬	5,421
							投信販売 代行手数料等	9,701	未払手数料	1,995

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

① 運用受託報酬

各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

② 投信販売代行手数料等

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	三井住友信託銀行(株)	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	—	営業上の取引役員の兼任	運用受託報酬	9,593	未収運用受託報酬	5,271
							投信販売代行手数料等	9,445	未払手数料	2,029

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

① 運用受託報酬

各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

② 投信販売代行手数料等

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

(エ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

前事業年度（2022年3月31日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

当事業年度（2023年3月31日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	21,406,512円22銭	22,044,962円63銭
1株当たり当期純利益金額	2,162,405円20銭	1,816,227円49銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益	6,487百万円	5,448百万円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	6,487百万円	5,448百万円
普通株式の期中平均株式数	3,000株	3,000株

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月1日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三上和彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田中洋一
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第38期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

中間貸借対照表

(単位：百万円)

第38期中間会計期間末

(2023年9月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	19,075
金銭の信託	16,243
未収委託者報酬	10,120
未収運用受託報酬	5,852
短期差入証拠金	4,241
その他	2,069
流動資産合計	57,601

固定資産

有形固定資産	※1	727
無形固定資産		
ソフトウェア		7,456
その他		45
無形固定資産合計		7,502

投資その他の資産

投資有価証券	4,409
関係会社株式	5,636
繰延税金資産	1,136
その他	31
投資その他の資産合計	11,213
固定資産合計	19,443

資産合計

77,045

負債の部

流動負債

未払金	8,680
未払法人税等	441
賞与引当金	377
その他	1,624
流動負債合計	11,124

固定負債

退職給付引当金	932
資産除去債務	154
その他	35
固定負債合計	1,121
負債合計	12,246

(単位：百万円)

第38期中間会計期間末

(2023年9月30日)

純資産の部

株主資本	
資本金	2,000
資本剰余金	
その他資本剰余金	17,239
資本剰余金合計	17,239
利益剰余金	
利益準備金	500
その他利益剰余金	
別途積立金	2,100
繙越利益剰余金	43,700
利益剰余金合計	46,300
株主資本合計	65,540
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	164
繙延ヘッジ損益	△906
評価・換算差額等合計	△741
純資産合計	64,798
負債・純資産合計	77,045

中間損益計算書

(単位：百万円)

第38期中間会計期間

(自 2023年4月1日

至 2023年9月30日)

営業収益

委託者報酬	21,671
運用受託報酬	5,502
その他営業収益	178
営業収益合計	27,352
営業費用	16,664
一般管理費	※1 6,965
営業利益	3,722
営業外収益	※2 1,680
営業外費用	※3 2,074
経常利益	3,327
税引前中間純利益	3,327
法人税、住民税及び事業税	846
法人税等調整額	169
法人税等合計	1,015
中間純利益	2,312

中間株主資本等変動計算書

第38期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当中間期変動額			
剰余金の配当			
中間純利益			
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中期期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	株主資本合計
		別途積立金	繙越利益剰余金		
当期首残高	500	2,100	44,755	47,355	66,595
当中間期変動額					
剰余金の配当			△3,367	△3,367	△3,367
中間純利益			2,312	2,312	2,312
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	—	△1,055	△1,055	△1,055
当中期期末残高	500	2,100	43,700	46,300	65,540

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繙延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	49	△510	△460	66,134
当中間期変動額				
剰余金の配当				△3,367
中間純利益				2,312
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	114	△395	△280	△280
当中間期変動額合計	114	△395	△280	△1,335
当中期期末残高	164	△906	△741	64,798

注記事項

(重要な会計方針)

第38期中間会計期間
(自 2023年4月1日
至 2023年9月30日)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブ

時価法によっております。

(3) 金銭の信託

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : 発生事業年度に損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を一部適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は投資運用、投資助言・代理を業として行っており、当該事業において顧客との契約から生じる主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 投資信託委託業務

当社は、投資信託契約に基づき投資信託委託サービスを提供し、商品の運用資産残高（以下「AUM」という。）に応じて手数料を受領しております。当該収益は、日次等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(2) 投資一任業務

当社は、投資一任契約に基づき投資一任サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(3) 投資助言業務

当社は、投資顧問（助言）契約に基づき投資助言サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(4) 成功報酬

当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いと合理的に判断した時点で収益を認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は関係会社株式及び投資有価証券であります。

(3) ヘッジ方針

自己勘定運用管理規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計額を比較して有効性を判定しております。

7. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(表示方法の変更)

第38期中間会計期間

(自 2023年4月1日)

(至 2023年9月30日)

従来「無形固定資産」に含めていた「ソフトウェア」は、金額的重要性が増したため、当中間会計期間において独立掲記することとしました。

(中間貸借対照表関係)

第38期中間会計期間末

(2023年9月30日)

※1 有形固定資産の減価償却累計額 957百万円

※2 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

第38期中間会計期間

(自 2023年4月1日)

(至 2023年9月30日)

※1 減価償却実施額

有形固定資産	91百万円
無形固定資産	972百万円

※2 営業外収益の主要項目

金銭の信託運用益	1,589百万円
----------	----------

※3 営業外費用の主要項目

デリバティブ費用	1,269百万円
為替差損	784百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第38期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	3,000	—	—	3,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	3,367	1,122,459	2023年3月31日	2023年6月26日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

第38期中間会計期間末（2023年9月30日）

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項を適用した組合出資金等及び、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません ((1) *2、*3 及び (注2) 参照)。

また、金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	中間貸借対照表計上額（百万円）(*1)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託(*2)	1,206	13,995	—	15,201
投資有価証券(*3)	—	—	—	—
その他有価証券	—	4,137	—	4,137
資産計	1,206	18,133	—	19,339
デリバティブ取引(*4)	—	—	—	—
株式関連取引	226	113	—	339
通貨関連取引	—	(134)	—	(134)
デリバティブ取引計	226	(20)	—	205

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 金銭の信託の信託財産のうち、組合出資金等（中間貸借対照表計上額 1,041 百万円）は上記に含めておりません。組合出資金等も含めた金銭の信託の中間貸借対照表計上額は 16,243 百万円あります。

(*3) 投資有価証券のうち、組合出資金等（中間貸借対照表計上額 271 百万円）は上記に含めておりません。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(2) 時価をもって中間貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期差入証拠金、未払金は、短期間（1年以内）で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株価指数先物の時価は、金融商品取引所が定める清算指数を用いて評価しております。株価指数先物は活発な市場で取引されているため、その市場価格をレベル1の時価に分類しております。為替予約及びトータルリターンスワップの時価は、為替レートや金利や株価等の観察可能なインプットを用いた割引現在価値法等により取引先金融機関が算定した価格を時価の算定に用いており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次の通りであります。

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表計上額
投資有価証券	0
関係会社株式	5,636

(有価証券関係)

第38期中間会計期間末（2023年9月30日）

1. 子会社株式

市場価格のある子会社株式はありません。

なお、市場価格のない子会社株式の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

中間貸借対照表計上額	
子会社株式	5,636

2. その他有価証券

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	2,711	2,131	580
小計	2,711	2,131	580
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	1,426	1,769	△343
小計	1,426	1,769	△343
合計	4,137	3,900	237

(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額0百万円）及び組合出資金等（中間貸借対照表計上額271百万円）は、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

第38期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約取引 売建 米ドル	5,944	—	△76
	英ポンド	267	—	△1
	カナダドル	126	—	△1
	イスラエル	176	—	△0
	香港ドル	214	—	△2
	ユーロ	719	—	△3
	合計	7,449	—	△84

(注) 上記取引の評価損益は中間損益計算書に計上しています。

(2) 株式関連

種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	9,373	—	226
店頭	トータルリターンスワップ取引 売建	3,866	—	113
合計	13,239	—	339	339

(注) 上記取引の評価損益は中間損益計算書に計上しています。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超(百万円)	時価(百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建 米ドル 英ポンド イスラエル 香港ドル ユーロ	投資有価証券 関係会社株式	1,935	—	△24
			3,612	—	△23
			22	—	△0
			90	—	△1
			51	—	△0
	合計		5,713	—	△49

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

第38期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針4. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第38期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

第38期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	5,057 百万円

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第38期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第38期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

第38期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第 38 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	
1 株当たり純資産額	21,599,648 円 64 銭
1 株当たり中間純利益	770,782 円 86 銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。	

(注) 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 38 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
中間純利益	2,312 百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	2,312 百万円
普通株式の期中平均株式数	3,000 株

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2)運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3)通常の取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4)親法人等又は子法人等の利益を図るために不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5)その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更については、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

2024年2月29日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

追加型証券投資信託
DC 日本株式インデックス・オープン S
約款

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づく確定拠出年金制度のための専用ファンドとして、国内株式インデックス マザーファンドの受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）への投資を通じて、TOPIX（東証株価指数）（配当込み）（以下、「TOPIX」といいます。）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

(2) 投資態度

①主として、マザーファンド受益証券に投資し、TOPIXと連動する投資成果を目標として運用を行います。

②株式の実質組入比率は、原則として、100%に近い状態を維持します。

③運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用することができます。このため、株式の実質組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。

④ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

⑤国内外において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

3. 運用制限

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資は、行いません。

③新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

⑤同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑦投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

- ⑧前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑨デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

4. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

委託者が、基準価額水準等を勘案して分配金額を決定します。

(3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
DC 日本株式インデックス・オープン S
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、投資信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項にもとづく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②第1項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的、金額および限度額)

第3条 委託者は、当初設定日に金1,000,000円を信託し、受託者はこれを引受けます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第45条第1項、同条第2項、第46条第1項、第47条第1項および第49条第2項の規定による信託終了の日または投資信託契約解約の日までとします。

(受益権の分割および再分割)

第5条 委託者は、第3条第1項による受益権については1,000,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

②受益権の取得申込みの勧誘は、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第8条第1項に規定される契約に基づいて受益権の取得申込みを企図する者および同法第55条に規定される規約に基づいて受益権の取得申込みを企図する同法第2条第5項に定める連合会（同法第61条に基づき連合会が事務を委託した者を含みます。）に対してのみ行うものとします。

(当初の受益者)

第7条 この投資信託契約締結当初の受益者は委託者のみとします。なお委託者は確定拠出年金法第86条に規定される税制上の措置の対象外となります。

②追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条の規定により分割された

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

③受益権取得申込者は、指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）と別に定める「自動けいぞく投資約款」に従って契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結するものとします。

（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じて得た金額とします。

②この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第5条第1項の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、投資信託契約締結日に生じた受益権については投資信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位、価額および手数料）

第12条 指定販売会社は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

②第1項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金

(第3項または第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③第1項の受益権の価額は、この投資信託契約締結日以降は、原則として、取得申込受付日の基準価額に、第5項に規定する手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込に係る当該価額は、1口につき1円に、第5項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④第3項の手数料の額は、指定販売会社が別に定めるところによるものとします。

⑤第3項の規定にかかわらず、受益者が、別に定める契約にもとづいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥第1項から第5項の規定にかかわらず、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、指定販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②第1項の申請のある場合には、第1項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、第1項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、第13条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第23条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を主として、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された国内株式インデックス マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券(以下「マザーファンド受益証券」といいます。)および次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券に係るものに限ります。)
 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で第21号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券また

は証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、第1項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を第2項第1号から第4号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤委託者は、取得時において、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥第4項および第5項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第25条において同じ。）、第25条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条第1項ならびに第2項に定める資産への投資を、信託財産を害するおそれがないと認められる取引として行うことができます。

②第1項に定める信託財産を害するおそれがないと認められる取引とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいいます。

1. 取引所価格（気配値等を含みます。）等の適正な価格による取引であること。

2. 受託者の店頭に表示する利率等の公正な条件によること。

3. 第1号および第2号に該当しない場合で、委託者が適正な条件であると判断する場合であること。

③第1項および第2項の取扱いは、第22条から第24条までならびに第29条および第30条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②第1項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第20条 委託者は、取得時において、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

②第1項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第21条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②第1項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第22条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②第1項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券

6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（第5号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図、目的および範囲)

第23条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第24条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②第1項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(信託業務の委託等)

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められるこ
- と
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②受託者は、第1項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③第1項および第2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限りま

す。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託するこ

とができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に
- 係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券等の保管)

第 26 条 (削除)

(混蔵寄託)

第 27 条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 28 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

②第 1 項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第 29 条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る投資信託契約の一部解約の請求ならびに投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 30 条 委託者は、第 29 条の規定によるマザーファンド受益証券の一部解約代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することを指図することができます。

(資金の借入れ)

第 31 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。

③収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第32条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第33条 投資信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③第1項および第2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第34条 この信託の計算期間は、毎年5月30日から翌年5月29日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成19年8月31日から平成20年5月29日までとします。

②第1項の規定にかかわらず、第1項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第36条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

②投資信託財産に係る会計監査費用(消費税等を含みます。)は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額および支弁の方法)

第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の18.5の率を乗じて得た額とします。

②第1項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者間の配分は別に定めるものとします。

③第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第38条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用(消費税等を含みます。)、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用(消費税等を含みます。)、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第39条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第41条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第41条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、第1項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金の再投資)

第40条 受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。

②指定販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③収益分配金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(償還金および一部解約金の支払い)

第41条 儚還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のために指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

②一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から受益者に支払います。

③第1項および第2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

④償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑤第40条第3項および本条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、第40条第3項および本条第4項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(償還金の時効)

第42条 受益者が、信託終了による償還金について第41条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(投資信託契約の一部解約)

第43条 委託者は、自己に帰属するすべての受益権を、最初に追加信託が行われた日以降、この投資信託契約の円滑な運営に支障がないと判断し次第、すみやかに一部解約します。

②受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

③投資信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

④委託者は、第2項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第2項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤第4項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

⑥委託者は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第2項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑦第6項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第5項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第44条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(投資信託契約の解約)

第45条 委託者は、第4条の規定による信託終了前にこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③委託者は、第1項および第2項の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④第3項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1月を下らないものとします。

⑤第4項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えると

きは、第1項および第2項の投資信託契約の解約をしません。

- ⑥委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦第4項から第6項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第46条 委託者は、監督官庁より、この投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

- ②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第47条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し信託を終了させます。

- ②第1項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者の間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第48条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡する THERE があります。これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することあります。

- ②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることあります。これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第50条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し信託を終了させます。

(投資信託約款の変更)

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ②委託者は、第1項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③第2項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④第3項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の投資信託約款の変更をしません。

- ⑤委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告

し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 51 条 第 45 条に規定する投資信託契約の解約または第 50 条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第 45 条第 4 項または第 50 条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、指定販売会社を経由して、受託者に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 51 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 52 条 委託者が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第 53 条 この投資信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成 19 年 8 月 31 日

委託者 住信アセットマネジメント株式会社

受託者 住友信託銀行株式会社